

イタリアの黒死病関係史料集（一〇）

編訳 石 坂 尚 武

第二章 大規模ペスト期の遺言書

目次

〔解説と考察〕

相続と贖罪としての遺言書——世俗性と宗教性の交錯——
はじめに

〔一〕「世俗性」と「宗教性」の二元的文書

(一) 遺言書の成立

(二) アリエスの見解に対する第一の批判

(三) 健康時から書かれた遺言書、書き換えられた遺言者——アリエスに対する第二の批判——
〔二〕終油の秘跡と遺言書の結びつき——「医師」と「司祭」と「公証人」の交錯——

(一) 臨終時に終油の秘跡と遺言書の作成はどのように結びつけられたか

(二) 贖罪の最後のチャンス

イタリアの黒死病関係史料集（一〇）

イタリアの黒死病関係史料集 (一〇)

〔三〕 公証人の業務とペスト

(一) 公証人の業務

(二) ペストのなかの公証人

〔四〕 遺産をめぐる臨終での対立——遺族と聖職者——

(一) 「遺族」対「聖職者」

(二) 「家族」対「個人」——家族の不満と憤りと旅立つ者の救済志願——

〔五〕 遺言書の作成の手順の問題は政治問題化した

——《ローマ教皇Ⅱフィレンツェ司教》対《フィレンツェのコムーネ》との戦い——

(一) フィレンツェ司教区の司祭の困窮

(二) フィレンツェ司教による「司教区規則」の改革案 (一三二七年) とその修正

〔六〕 ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書

(一) リードする公証人

(二) ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違い その一

——生の不確かさ、死の確かさ、神の裁きへの言及について——

(三) ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違い その二

——「靈魂の救済のために」のことばの多さについて——

史料

大規模ペスト期の遺言書

第一遺言書 一三四八年、マルコ・ダティーニの遺言書

第二遺言書 一三五年、アマータ・ダ・クレスピアーティカ (故フランキーノ・ダ・クレスピアーティカの妻) の遺言書

書

第三遺言書 一三五七年、ローデイ市民カラベッロ・オルゾーノの遺言書

第四遺言書 一三七八年、パドヴァのシニョーレ、フランチェスコ・ダ・カッラーラの妻フィーナ・ダ・カッラーラの遺言書

言書

第五遺言書 一三八八年、ベルナルド・タラスコーノの遺言書

第六遺言書 一四〇〇年、ローデイ市民ジャコモ・ダ・ラヴァーニヤの妻、クレッシノー・ブラーコの娘ジョヴァンナ・

ダ・ラヴァーニヤの遺言書

比較参考史料

一三世紀に書かれた遺言書

第七遺言書 一二二九年、ローデイ市民ブレゴンデオ・デナーリの遺言書

第八遺言書 一二三六年、ローデイ市民ブレゴンデオ・デナーリの遺言書

第九遺言書 一二四八年、ローデイ市の公証人ジャコモ・モレーナの遺言書

第一〇遺言書 一二五二年、ジェノヴァ市民オベルト・ロメツリーノの遺言書

第一一遺言書 一二六三年、ローデイの公証人故ジャコモ・モレーナの妻ベツラカーラ・モレーナの遺言書

一四世紀前半に書かれた遺言書

第一二遺言書 一三三五年、ローデイ市民ステファノ・ヴォルトリーノの遺言書

〔解説と考察〕

相続と贖罪としての遺言書——世俗性と宗教性の交錯——

はじめに

ペスト（黒死病）は人びとの心性に影響を及ぼした。そのことは、個人が書いた遺言書にどう現れているのである

イタリアの黒死病関係史料集（一〇）

第24章関係地図



イタリアの黒死病関係史料集(一〇)

うか、あるいは現れていないのであろうか。

本章は、「疫病より前の時代に書かれた遺言書」と「疫病以降に書かれた遺言書」とを紹介、比較し、遺言書に刻まれているかもしれない心性の変化に対して、関心を向ける素材としたい。後者の「疫病以後」については、とりわけペストが次々と最も激しく猛威を振るった最初の半世紀間の遺言書、すなわち、「大規模ペスト期に書かれた遺言書」を扱う。

私がミラノ大学のルイーザ・キアツパ・マウリ(Luisa Chiappa Mauri)教授から入手し、翻訳した遺言書(ラテン語、未刊行史料)は、北イタリアのローディ司教館に所蔵されていたものである(九通)⁽¹⁾。本章ではほとんどローディの遺言書を扱ったが(例外は、プラート、ジェノヴァ、マントヴァ各一通)、これは、同じ地域に限定して、異なる二つの時期による遺言書の違いを見た

方が客観的であろうという判断によるものである。北イタリアのロンバルディア地方は、「遺言書の宝庫」（マウーリ）と言われるほどであるから⁽²⁾、他のいくつもの都市についても、異なる二つの時期による遺言書の違いを見ていく研究の展開が可能であろう。本章では、第一通から第六通（年代順）までが「大規模ペスト期」の遺言書、第七遺言書から第一一遺言書（年代順）までが、『比較参考資料』として「一二世紀に書かれた遺言書」と「一四世紀前半に書かれた遺言書」である。残念ながら、扱った数が極めて少ない。それでも原稿枚数で言えば、一二〇枚程度になる。数が少ない分、綿密な分析が可能であるので、それを試みたい。

なお、ここで一次史料として遺言書の全文の翻訳を紹介するのは、遺言書がおよそどのようなものであるかを日本でも一般にわかしてもらいたいと思ったこと（それは日本ではこれまでなかった）、さらに、よくあるように、遺言書について、表やグラフや数値など、得られた研究の結果のみを示すだけではなく（それはもちろん価値がある。コーンは中部イタリアの三三八九通もの遺言書を解析した⁽³⁾）、それを素材として、文学・文献学的に、他の研究者によつて利用されることがあればと考えるからである。日本でも西欧中近世の遺言書の研究は、都市史的な観点などから展開されている⁽⁴⁾。ただ、西欧の遺言書についての基本的な研究は、日本ではまだ少なく、ペストそのものへの関心に向かう前に、まず基本的な事柄や背景について見なくてはならないだろう。また、遺言書は、その時代の家族構成を知る貴重な史料にもなりうるであろう。

「大規模ペスト期」について

「大規模ペスト期」とは、私の分類であり、一四世紀半ばから発生した死亡率の非常に高い一連のペスト期を指す。黒海沿

岸からジェノヴァ人が持ち込んで、人口の約二分の一を奪ったと考えられる「一三四八年のペスト」を始めとして、次に、各地で非常に多くの子どもを命を奪ったという二度目の「一三六三年頃のペスト」——「子どもの疫病」といわれ、次世代の人口回復を困難にした——など、約一〇年毎に発生し、全部で五回に及ぶ。この「大規模ペスト期」の黒死病が人びとに最悪の事態をもたらしたのは、当時の人びとに全く免疫がなかったこと、凶作・飢饉の時期と重なったこと、さらに、戦乱・内乱・不況が重なったこと、無策（対処のなさ）、生物学的、生態学的な諸条件（ノミ、ネズミ）などの理由によるものであり、一四世紀に特徴的なものが多い。発生した年号を、史料に恵まれたフィレンツェを中心に言うと、「一三四八年」、「一三六三年」、「一三七三年」、「一三八三年」、「一四〇〇年」の計五回である。厳密には、ひとつのペストは複数年に及ぶので、この年号は便宜的なものである（これについては、「第二章サンタ・マリア・ノウエツラ聖堂の『死者台帳』より」の「表5 56年間の夏と冬の死亡率」を参照）。もともと、「疫病」（一般の流行病全般を指す）（伊語 *pestitenza*）は、フィレンツェでは「一四〇年から発生しているが、それは本史料集で扱う特定の病気「ペスト」（「腺のペスト」*peste bubbonica*）ではなかったので、「大規模ペスト期」の期間からはずす。また、その一三四〇年の数十年間前から、地球が寒冷期に入ったことで類似した苦難（飢饉の多発）が始まっていたので、後述するが（本章「VI」の（三）の「付記（二）」、一四世紀の前半の時代についても「疫病より前の時代」からはずしている（本章の第一二遺言書だけがこの曖昧な時期の遺言書である）。

まず、次に、遺言書が西欧の中世後期においてどのようにして成立し普及したかを扱い、それから、遺言者が遺言書を作成する一般的な場面、さらに、それが重大な「政治問題」にさえなったフィレンツェの一四世紀初頭の事例に触れる。それから、最後に、考察として、一三世紀に書かれた遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違いを若干示唆してみたい。

「一」「世俗性」と「宗教性」の二元的文書

(一) 遺言書の成立

西欧中世後期になって遺言書は幅広い層の人びとに書かれるようになった。それは、この時代を背景にして聖俗両面の要素を備えていた――

すなわち、ヨーロッパの中世後期は、長距離の交易が復活し、必要とされる売買契約のゆえに、ローマ法の支配が復活し、個人の法意識が普及した。大学の法学部の設立もそうした世俗の法的社会の反映であり、世俗社会の高い必要性から生まれたものであった。そして、その法的な世俗社会の前線に立ったのが、都市で活躍した公証人であった。中世後期・ルネサンス期は公証人文化の時代であった。公証人は、貨幣経済の高まりのなかで遠隔商業や小作雇用契約や土地の売買・賃貸借の仲介役、さらには都市国家の政務の議事録・公文書の書記として、法社会の中核を担った（彼らの活躍のおかげで法契約の様式は、広く西欧において統一されたものとなった）。各都市で従事した公証人の数は非常に多く（フィレンツェ領の一五世紀初頭（一四二七年）で公証人が少なくとも「三〇七人」いたのに対して、二〇〇〇年の日本の場合、全国でわずか「五四三人」いるにすぎない）、現代日本などその比ではない⁽⁵⁾。こうして中世後期の世俗的な「市民社会」を支えたものは、法と契約意識であった。都市を中心におこなわれた世俗的な富の追求は、あくまで法的根拠を得ることで、正当化され、文字どおり合法化されたものであった。

しかしながら、その時代は、世俗性の高い要素を備えるとともに、同時に、宗教的には、上からは、グレゴリウス

改革から始まり、下からは一二世紀の福音主義の運動、一三世紀の托鉢修道会の広汎な信仰の運動によって高まった宗教的要素の高い時代であった。この時代においてこそ、相対的に見て、それまでになく「キリスト教」が広くかつ深く浸透したといえる。こうして、ここに「市民社会」と「キリスト教」とはまさに重ね合わされたのである。「清貧」一辺倒であった価値観に「富」の価値観が重ね合わされる。ここに両者がほとんど対等な関係として二重の要素をもつ時代が現出された。——この中世後期の聖俗両面の際だった性格をそのまま象徴するものが、まさに遺言書であった。

すなわち、遺言書は、遺言者が家族などに対して、世俗的遺産を厳密に法的に分配するという「世俗的な意味」をもつとともに、「宗教的な意味」ももっていた——すなわち、来世に旅立つ者が、遺言書によって、生涯に犯した罪の見返りに慈善のつとめを果たし、そこから恩恵を受ける「宗教的な意味」も帯びていていた。イタリアにおいて、この遺言書の二重の性格は、おそらく一八世紀まで続く、中近世に一貫して認められる性格であった。本章で紹介する一二通の遺言書を見ればすぐわかるように、どの遺言書においても、宗教的な要素は極めて濃厚である。

大きな傾向として、この遺言書の作成が、中世で書き始められたのは、例外はあるが、およそ一二世紀後半からであった⁽⁶⁾。キリスト教社会の観点から見て、この時代は転換点であった。すなわち、この時代こそ、キリスト教的救済システム（秘跡、煉獄、聖母崇拜、とりなし）が広く定着し始めた時期であり、この時期から、ようやく信仰が個人の問題として、それまでになく強く自覚され、一人一人の個人の宗教性に関心が向けられるようになったのである。王や君主などの死者（個人）の横臥像の墓が現れ、秘跡としての告解が個人の問題となったのである。個人の財産の尊重の意識と共に、この時代の信仰の「個人化」という意識のもとに、ローマ法的な形式としての個人の遺言書

が登場するのである⁽⁷⁾。

(二) アリエスの見解に対する第一の批判

研究史から見ると、遺言書に注目したのはフランスの社会史の研究者である。特に遺言書の成立について、心性史的に論じたのがフランスの研究者F・アリエスである。アリエスによると、遺言書は、一二世紀になって、臨終の際の最後の秘跡と結びつけられて、義務的なものとして定着したという。義務的なものとして課されたことから、遺言書を作成しないで死んだ者は、教会の墓地に埋葬することを禁じられたという。つまり、彼らの靈魂は、自殺者のそれと同様に、行き場を失い、地獄行きとなるのである。アリエスは、次のように述べている⁽⁸⁾——

遺言書は古代ローマ期にあつては、単なる遺産相続を定めるための私法上の法的行為——それは一八世紀末にそうしたものになる——だった。ところが遺言書が一二世紀に慣習の中に再登場した時には、遺言書はそうしたものではなくなっていた。それはまず教会がどんな貧者にも課してくる宗教的行為であった。それは洗礼と同様の一種の秘跡とみなされ、教会はその使用を課し、義務づけ、もし違反すれば破門すると言った。遺言書を書かずに死んだ者は、原則として教会にも墓地にも埋葬されなかった。遺言書の作成者と保管者は公証人と主任司祭だった。

アリエスは、このように一二世紀以降、遺言書の作成が広く「義務」づけられ、「違反すれば破門」されて、埋葬を許されなかったと言いつつ切っている。しかしながら、ここには若干疑問がある。その性質上、遺言書の作成が実際にはそれがどれほど徹底しておこなわれたかは疑問である。というのも、いつの時代でもそうであるが、とりわけ中世の時代において、不意の事故や急病によって思いがけず命を失い、遺言書を書かずに死ぬ者が少なくなかったはずだ

からである（また、最底辺の貧民には、遺産どころか、遺言書の作成料を支払う金すらもたない者も多くいたはずである）。

イタリアのシエナの中近世の遺言書を研究したS・コーンは、シエナでは九〇パーセントの者が遺言書を書いたと述べている⁽⁹⁾。我々からは考えられない高い作成率に驚かされるが、それでもやはり、一〇パーセントの者は遺言書を書けずに死去したと考えられる。

（三）健康時から書かれた遺言書、書き換えられた遺言者——アリエスに対する第二の批判——

アリエスの見解に対する第二の批判は、遺言書の作成が、強制されたものであるという見方についてである。当初、部分的にそういう部分もあったかもしれないが、むしろそれは、キリスト教徒の一種の権利のようなものであり、みずから進んで書いた自主的なものではなかっただろうか——遺言書の作成こそは、基本的に、進んでおこなう自主的な要素の強い行為であったと考える。

遺言書の作成は、この世を去る旅立ちの者にとって極めて重要なことであり、人生の最後の段階において出来るだけおこなうべき事柄であると考えられていただろう。当時、遺言書作成の有用性は、一般的に認識されていたようであり、急死によって遺言書が書けずに死ぬようなことがないように、健康な時に書いておく方がいいとさえ考えられていた。実際、そう思っただけで自主的に健康な時に書く者も少なくなかった。当時、商人などは、長距離の取引のために旅行をすることがあり、その頃、街道は警察権力や司法権力の及ばぬ事実上無法状態だったから、非常に危険が伴うものであった。そこで旅行前に、万一に備えて旅人は遺言書を作成することが少なくなかったという⁽¹⁰⁾。遺言書が一

方的な義務であったというアリエスの認識では、このようなことは説明できないであろう。

実際、研究者マリア・R・ロケッタのロンバルディーア地方の遺言書の調査によると、一四世紀半ば、すなわち、一三四〇〜六一一年に公証人として活動をしたオベルト・デル・ボルゴ (Oberto del Borgo) が扱った八八人の遺言者のうち、その八割の遺言者は、作成から数日以内に死亡したという¹²⁾。これは、逆に見ると、残りの二割のなかには、遺言書を作成せずに死んだ者と共に、すでに健康時に遺言書を作成していた者がいたということであろう。また、中近世のシエナの膨大な量の遺言書を研究した研究者コーンは、健康時の遺言書の作成がペスト前には二〇パーセント程度であったのに対して、ペスト期に入り、三〇パーセントに上昇し、さらには、一五〇〇年以降は四四パーセントにまで高まったと述べている¹³⁾。

事実、本章の第一遺言書から最後の第一二遺言書までを見てみると、その一二通の遺言書のなかで「先に作成した遺言書を無効とする」という内容の条項にしばしば出会う（この一二通の遺言書の抽出に作為性はない）。全一二遺言書中、八通がこの条項を記載している。すなわち、その条項を含む遺言書は、第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第九の遺言書であり、全体の第六七パーセントである。興味深いことに、「大規模ペスト期」（一三四八年から一四〇〇年までのペスト）に作成された六つの遺言書すべてがこのことばを含んでいる。ペストによる急死を覚悟して事前に作成していたという可能性も考えられるが、断定はできない。というのは、この条項の記載があるからといって、それがすべて過去に遺言書を作成したことを意味するとは限らないからである。公証人が用心深さから、複数の遺言書が存在する混乱を回避することをねらったものかもしれないし、ほとんど決り文句的な挿入だったかもしれない。

しかし、それでいておそらくそのかなりのものが、本当に過去に遺言書を作成していた場合があった。例えば、一二二九年に書かれたローディ市民ブレゴンディオ・デナリー（Bregondio Denari）の遺言書（第七遺言書）にはこう書かれている——「遺言者は、以前に作成した他の遺言書については、これを無効とする」。これは、公証人が、同一の遺言者が書いた複数の遺言書もたらす混乱・いざこざを回避するために、助言して挿入させたものであるが、それを書く必要があるほどまでに遺言書は臨終に先立って書かれ得たということである。しかも、そのように述べたブレグンディオ・デナリーは、七年後の一二三六年になってさらに遺言書を書き換えているのである。これは、成長した息子、あるいは愛情をいっそう深く感じるようになった息子のためであろうか、遺贈の増額が決定されている。このことから、遺言者が、状況の変化に応じて、遺言書を比較的気軽におこなっていたことがわかる。ここには遺言書の作成（更新）がかなり自主的なものであったことが示唆されているのではないか。これは教会から強制された義務という観点からだけでは説明できない。

〔二〕終油の秘跡と遺言書の結びつき

——「医師」と「司祭」と「公証人」の交錯——

（一）臨終時に終油の秘跡と遺言書の作成はどのように結びつけられたか

一二世紀か一三世紀の頃から、カトリックの救済システムが定着・確立するにつれて、遺言書を通じておこなう宗教的行為は、遺言書の重要な部分となった。臨終時において、遺言書は終油の秘跡と緊密に結びつけられて、いわば

ひとつのセットとなり、救済の確信の強力な方向づけとなった。この両者はどのように結びつけられたのであろうか

人が重病に瀕した場合、ふつう、家にはまず医師が呼ばれた。しかし、危篤状態の場合、医師を抜きにしてすぐに司祭を呼んだかもしれない。医師が呼ばれた場合でも、中近世の場合、この医師は、危機的な時点では、病人の治癒や回復のための治療行為の努力をおこなうというよりは、『死がすぐに迫っているか否か』の判断を委ねられる存在であった。そして医師が「死が間近である」と判断した場合、責任は「肉体の治癒者」から「靈魂の治癒者」に委ねられる。司祭が呼び求められるのである。ここから、死を前にした一連の事柄がおこなわれたのである。――

司祭は病人の家に来ると、まず家族と病人に対して慰めのことばをかける。これは、事情が許せば、数時間に及ぶこともある（時に司祭は何日も通って、病人と数日にわたって生涯の罪を語ることもあったという¹³⁾）。ふつう司祭は最初、遺言書の作成ができてきているかを尋ねる。まだなら、すぐにその手配を取らせる。そして司祭は、家族を病人の部屋から離して、告解聴聞師として、告解の秘跡をおこなう（今日そうであるように、式服の一部として紫色の帯を自分の首から肩にかけてかけたかもしれない――これで聖霊が天から降り注いできて、司祭は「神の代理人」として機能する）。司祭は、家族に聞こえないように（一方、家族は遺産への関心から近くで聞き耳を立てていたかもしれない）、耳元でささやくように、重病人にこの世で犯した罪の是非を問う（「姦淫の罪を犯さなかったか」「貪欲の罪は……」など、七つの大罪が主である）。重病人は、ここでその罪の数々を告白する。司祭は神の代理人であり、神は事のすべてを知っているのだから、ふつう嘘はつきにくい。しかし病苦が何らかの作用を来したかもしれない。

（二）贖罪の最後のチャンス

こうして、告白（懺悔）の後に、遺言書の作成に向けて、この世で犯した罪の最後の贖罪、つまり遺言書を通じた喜捨・慈善の約束がおこなわれる。死ねばもう罪を犯し得ず、贖罪はもはや不要であるから、これが名実共に《最後の贖罪》である。中世後期から近世のカトリック世界では、急死や不本意な死に遭遇せずに、この機会を無事に得たカトリック者は幸いと見なされた。こうして、自分の遺産のうちから教会への喜捨、供養ミサ料（これは死者の煉獄の苦しみの緩和・短縮のためのものである）、貧民・病人などへの慈善のためのお金の額が具体的に約束されるのである——これによって司祭から、最終的には晴れて天国に達することが約束されるのである。重病人のなかには、司祭から、罪相応の過酷な罰が煉獄で待っているぞと脅されて、自責の念から遺贈の奮発に走った者もいたかもしれない。大商人や銀行家の場合、それまでの貪欲の悪徳が司祭から強調されたかもしれない。それまで業務上避けがたかった「高利」（ウストラ）などの不当利得を指摘され、遺言書を通じて、あるいは内々に、教会に返還する約束が交わされたのである（その額は一軒の家が建つ以上の高額な場合もあった）。

遺言書は「天国へのパスポート」（ル・ゴッフ）であった。これは遺言書の作成の「自主性」（義務と共に）を促したかもしれない。確かに、天国に達するまでの長い道のりの途中では、ごく普通の人間（全面的に善くも悪くもない人間）の場合、煉獄の存在が大いに気がかりであった¹⁴。ふつう人は誰でも煉獄の試練（罪の浄化の場）を経なくてはならなかったのである。それでも、「いつかは必ず天国に行ける」という明確な見込みが、このパスポートによって与えられ、勇気づけられたのである。これは死にゆく者には大きな慰めであった。この慰めは、アリエスの言う「義務」の念からでは、決して得られないものである。そして、この慰めは、「遺言書の作成」とセットをなすも

う一方の「終油の秘跡」のなかで、体に塗られる「聖香油」——これは復活祭の朝に特別に聖別されて採取されたオリブ油であった——とともに、遺贈（贖罪）の見返りとして与えられるものであった。

この時代（それ以後もそうであるが）、遺言書を書き、終油の秘跡を無事受けることは、死を意識した人間が是非とも果たしたい人生最大の、最後の必須のイベントであった。——仮に家族のひとり、不幸にして、遙か遠い地で死去した場合、その知らせを受けた身内の者は、死に際して自分の家族がきちんと《パスポート》をもって旅に出ることができたかどうか、これが、遺族の最大の気がかりであった¹⁵⁾。

家族との別れを前に、聖体拝領や塗油や聖歌の歌唱などがおこなわれる。この聖体拝領では、聖別されたパン（ホステア）、すなわち「聖体」は、今まさに来世に旅立つ病人に与えられる。これは特に「ウィアティカム」*viticum*——「旅のための食糧」（文字どおりには「道—君—共に」の意。古代ローマでは「饑別」の意）と呼ばれ、これを食べることで臨終の者は、ただ一人で死ぬのではなく、キリストとともに死んで、それから永遠の生に向け旅立つと理解された¹⁶⁾。まさに旅人にキリストの永遠の糧が与えられるのである。そして、それから重病人は、ベッドに集まった家族や親族を前にして、これまで自分が犯した過ちの赦しを皆に乞い、ひとりひとりに別れのことば——感謝や教訓——を告げるのである。これは、モレッリ家のグアルベルトの感動的な臨終が示すように（本史料集第二三章「四」、家族にとって生涯忘れがたい場面であった）。

〔三〕 公証人の業務とペスト

（一） 公証人の業務

死を意識した人が、遺言書を作ろうと思った時、その家に来てくれる公証人はふつう二人いた。遺言書の作成を委ねられた主たる公証人のほかに、もうひとり、公正さと客観性のために第二公証人が付き添った。さらに証人、すなわち家族（直接の利害関係者）以外の者が五名程度出席を求められる。彼らは急遽呼び出された知人や聖職者である。公証人は、まず重病人の頭（知力、記憶力）がしっかりしているか、法的能力を確かめる。これはローマ法の原則である。こうして、法的能力が保証されると、遺言者は、臨終のベッドから口頭で、先に司祭と約束した宗教的遺贈のほかに、家族や親族内の相続、包括相続人の指名、遺言執行人の指名をおこなう。公証人は、それを覚書きに記す。公証人は、経験上、後の法的ないさかいを避けるために、いくつかの助言をしていく。例えば、既成の遺言書の無効化の宣言のほかに、相続人に指名したものの、その相続人が早世した場合の措置、また、遺言書の作成後、思わぬところから負債が出た場合の措置などである。口頭による遺産の伝達等が済んだ後、公証人は事務所に持ち帰り、羊皮紙に丁寧に克明に清書する。これはかなり労力を要する大変な作業なので相当の時間や日数を要する。その間に遺言者が死亡してしまうことも多かつただろう。いずれにせよ羊皮紙に書き込まれた完成した遺言書の内容は、おそらく第二公証人が確認したのであろう。公証人は、それを遺言執行人に持参することになる。

公証人は、遺言書に自分の署名を書く時に、そばに手書きの自分自身の模様「書き判」を記した。図1「公証人の

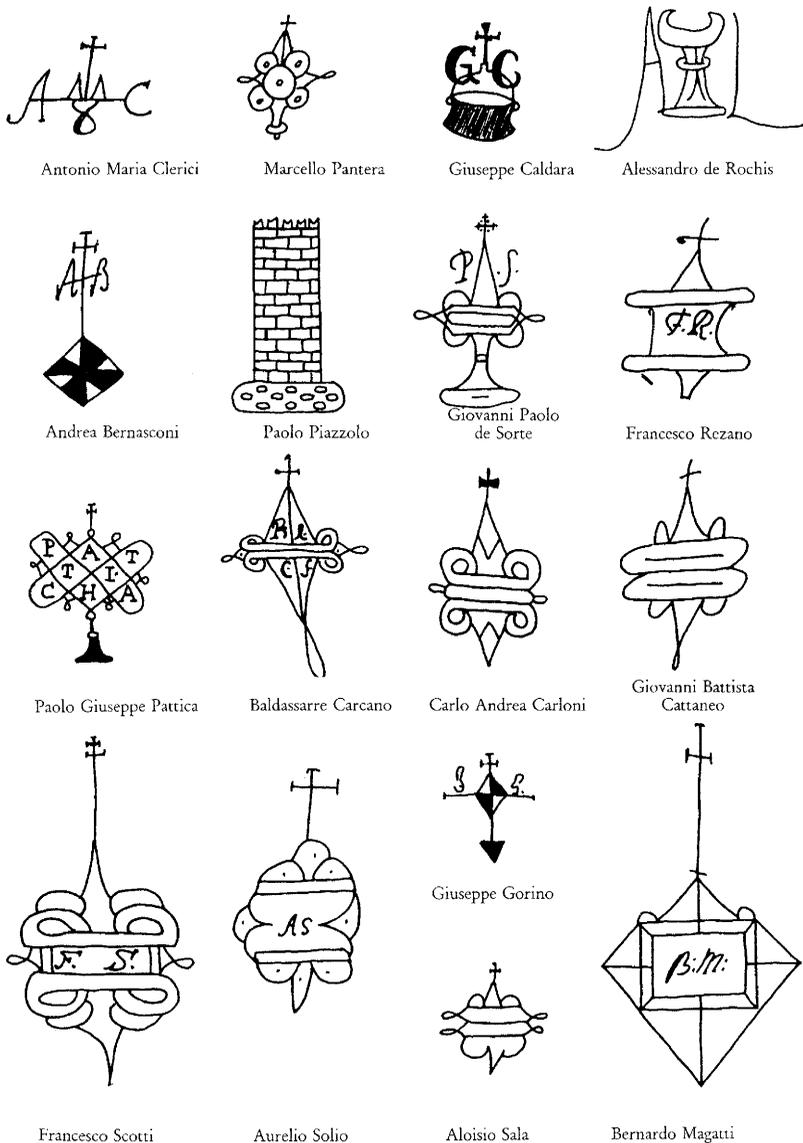


図1 公証人の書き判 (Storia della parrocchia di S. Agata in Como, Documenti D'archivio, a cura di Carlo e Vittorio Rusconi, Como, 1983.)

書き判」は、北イタリアのコモの公証人の「書き判」の例の数々を参考として示した（この図は利用した著作の裏表紙にある⁵⁷⁾。

なお、公証人になるにはボローニヤ大学などで専門的に法律を学ぶ者もいたが（例えば、プラートの商人ダティエーニの友人セル・ラーポ・マツツエイ（姓名の前の「セル」は公証人などに付ける敬称）など）、親方のもとで見習って力をつけてから、資格試験を受ける者もいた。公証人は、ラテン語を学ぶ必要から古代文学に解れたので、しばしば都市の教養人として、人文主義文化などを担った。父親が公証人であった有名人としては、ペトラルカ（一三七四年没）、マザッチョ（一四二八年没）、レオナルド・ダ・ヴィンチ（一五一九年没）、マキャヴェツリ（一五二七年没）などがある。公証人のなかには、遺言書の余白に、他の者に違法な書き込みをされないように、羊皮紙の余白いっぱいにダンテの『神曲』の詩を書き込んだ者もいた。

（二）ペストのなかの公証人

実は、公証人もなかなか大変な職業であった。

ひとたび都市に疫病が流行すると、死を間近にした人びとの家族から、遺言書の作成の要請が殺到したのである。そこで急いで臨終の人たちの家に次々と駆けつけ、遺言の聞き取りと正式の遺言書の作成に当たり、多忙を極めたのである⁵⁸⁾。しかし、それ以上に重大なことがあった。というのは、疫病死する患者と向き合うことで、公証人自身も疫病の感染にさらされると考えられたからである。今日の研究では、つばなどの飛沫による感染を引き起こす肺ペストでないかぎり（中近世のペストは、その多くがノミに刺されることから生じる腺ペストであった）、患者の家に行

つても、すぐにノミに噛まれるとはかぎらない。しかし、公証人のなかには、ペストが猖獗しょうけつを極める都市から逃亡する者が出てきたのである（そして逃亡先の農村で、同じく逃亡した富裕者の遺言書作成の仕事に関わった）。それに対して、ヴェネツィアの政府などは、靈魂の救済に重大に関わる公証人が、職務を放棄して農村に逃亡することを禁じ、それに反すれば、罰則として公証人の業務資格を剥奪する措置を講じたのである¹⁹⁾。なお、ペルピニャンの公証人の死亡率についてのR・W・エマリーの優れた研究がある（ペルピニャンでは、一二五人いた公証人がペスト後、四五人に減少している。ペストによる死亡率は、五八パーセントから六八パーセントと推定されている²⁰⁾）。

この疫病患者と向き合うリスクは、医師と司祭にも痛感され、彼らの多くも疫病のない地域に逃げたのであった。終油の秘跡が救済には決定的に重要であると信じられていたことから、一三四八年、黒死病がヨーロッパを急襲し、キリスト教徒が司祭を呼んで告解や終油の秘跡を受ける間もなく次々と死去していく緊急事態が生じた。この時に、アヴィニヨンの教皇クレメンス六世（在位一三四二〜一三五二）は、英断を敢行した——すなわち、《罪を改悛しつつ疫病死していくすべての信徒に加え、病人の看護、死者の埋葬に携わって罪を改悛するすべての信徒に、（告解がなくとも）正式の赦免を与える》という趣旨の教令（一三四八年）を發布したのである²¹⁾。

〔四〕遺産をめぐる臨終での対立——遺族と聖職者——

（一）「遺族」対「聖職者」

臨終のベッドではいくつかの利害関係が錯綜した。それは、いつの時代でもそうであろうが、遺産をめぐって生じ

るものであり、時に次に見るように、一四世紀のフィレンツェにおいてそうであったが、重大な「政治問題」にさえなった。その前に、まず「遺族」対「聖職者」の利害対立を見よう。

おそらく多くの場合、司祭が「靈魂の治癒」をおこなっている最中やその直後に公証人が呼ばれた。しかし重病人の体調の状態や、その地域や時代の慣習によって、司祭と公証人の業務の手順・順番は様々であっただろう。

ひとつのパターンをいうなら、まず司祭が、重病人から人生全般について罪の告白を聴く。そのなかで明白な高利貸しが認められた場合、教会法に従ってその「汚れた金」の返還手続きがおこなわれる。この返還手続きの有無については、表「大規模ペスト期の遺言書と一三世紀、一四世紀前半に書かれた遺言書」の「不当返還」の欄を参照されたい。返還されたという記述のあるものを○、されなかったものを×で示した。それを経て次に司祭から赦免を与えられ、終油の秘跡が与えられる——しかる後に、待たされていた公証人は遺言書の作成に取りかかるのである。そして司祭はその場に留まり、遺贈の場面に立会う。

聖職者側にとつてこの順番は模範的なものとして尊重されるべきことであった。司祭によって人生の罪の告白とそれに伴う改悔がしっかりとおこなわれた場合、病床の遺言者は、告解から引き起こされた強い贖罪意識・自責の念から、おのれの遺産の多くを宗教的遺贈に注ぎやすかったからである——一方、そこで、はらはらしたのは、できるだけ多めの遺産を相続したいと思う家族や親類であっただろう。臨終の者が、死後の靈魂の救済を強く願うほど、注ぎ込む宗教的遺贈が多くなり、遺族に残された財産はわずかなものとなってしまう。臨終に際して《教会（聖職者）》と《家族・親族》との間に利害対立が認められるのである。

さらに遺言書の作成に立ち会った証人の存在も圧力をあたえただろう。証人のなかに聖職者や何らかの団体の仲間

(例えば、信心会員) がいた場合、その存在は遺言者にはプレッシャーになったことだろう。例をあげると、まず本章で紹介する第二遺言書の作成者アマータ・ダ・クレスピアーティカの場合、わざわざローディのウミリアーティ修道会の教会の首席司祭が(日頃からの関わりであろうか、病人の意思であろうか) 証人として臨席している。結局そこで作成された遺言書では、娘の死後、遺言者の所有する土地は、すべてウミリアーティ修道会に遺贈すると思いつた決定を下している——この遺贈の判断には、多かれ少なかれ首席司祭の出席が作用していたであろう。

また、第七遺言書(一二三六年)の作成者ブレグンディオ・デナーリの場合、妻子が存命でいるにもかかわらず、住んでいる家をまるごと修道会に遺贈している——「遺言者はこの家をローディのウミリアーティ修道会に与える」。今をときめくウミリアーティ修道会が信徒に強く作用していたのだろう。この修道会は、一二世紀から、ローディやミラノなど、北イタリアを中心に勢力を伸ばし庶民の信仰生活に大きな影響を及ぼしていたものである。

ウミリアーティ(フミリアーティ) 修道会について

ウミリアーティ修道会(= *Convento degli Umiliati*) (謙遜派修道会) は、一二世紀半ば頃にロンバルディアに生まれた²²⁾。下層の人びとを中心にした、清貧と霊的刷新を訴える神秘的、社会的な傾向をもつ民衆的な運動のひとつである。その大衆性、世俗性、福音主義において、後に生まれるフランチェスコ修道会、ドミニコ修道会などの托鉢修道会の前触れのような存在である。伝承によると、この修道会は、聖ジョヴァンニ・オールドラーティ・デイ・メータ (*S. Giovanni Oltrai di Meta*) によって創設された。この修道会は宣誓を拒否し、週に三回節食(断食)をおこない、集まって多数で祈り、自国語の聖書を読み、広場でみずから説教をおこなった。また、貧民や病人への援助にも積極的であった。アレクサンデル三世(在位 一一五九〜八一) は、彼らの運動を推奨する一方で、彼らが説教をおこなうことを禁止した。禁止されたことで修道会は公然と反乱

を起こし、ルキウス三世（在位 一一八一―八五）によって彼らは破門に処された（一一八四年）。インノケンティウス三世（在位 一一九八―一二二六）は、彼らのなかのカトリックの信仰に留まった修道士に対しては、教令（一二〇一年）で修道会を三つの階層に分割して活動を認めた。第一会「戒律修道士・戒律女子修道士（または「参事会員」と「修道女」）、第二会「修道会の共同体で生活する俗人（男子・女子）」、第三会「世俗で生活する俗人（既婚者または未婚者）」である。こうして活動を公認された者によって、この修道会は、一三世紀末には四〇〇もの修道院を有したという。しかし結局、反宗教改革期の厳格な教皇ピウス五世（在位 一五六六―七二）によって一五七一年に、この修道会は廃止されてしまった。したがって現在この修道会の建物はあまり残存していないが、北イタリアのコモにあったウミアーティ修道会の建物の一部が、コモの私立学校コレッジョ・ガッリオ（Collegio Gallio）の校舎のなかに認めることができる。なお図2「ウミアーティ修道士が織物業をおこなう様子」は同校の沿革を扱った書から利用した²⁸。また本章でしばしば登場するサン・クリストーフオ教会はウミアーティ修道会の教会である。

（二）「家族」対「個人」——家族の不満と憤りと旅立つ者の救済志願——

さらに、第五遺言書のベルナルド・タラスコーノは、自宅ではなく女子修道院で遺言書を作成しているが、この場所での作成それ自身が聖職者の優位を意味している。すなわち、タラスコーノは、息子たち（パオロ、ポーノ）にはわずかに五帝国ソルドという少額の遺産を与えるだけで、自分の土地・家をすべてこの女子修道院に遺贈してしまうのである。タラスコーノは、息子たちから不満が出るのを感じて、遺言書でわざわざこう繰り返している——「五帝国ソルドの他にはいかなる財産もどのような理由によっても、法律に基づいても、あるいは裁判や訴訟によっても、先に述べた彼の財産を要求してはならない」。息子たちの無念や憤りが目に見えるようである。現代の多くの日本人に



図2 ウミリアーティ修道士が織物業をおこなう様子 (E. Pifferi, G. Scotti, G. Bonacina, A. Spallino, *Gallio Collegium Comense*, Como, 1983, p.24.)

は考えられないことかもしれないが、死後、来世で永遠に生きながらえるはずの靈魂が、早く天国で至福の生活にあずかるか、それとも、長く煉獄で苦しむか——それを思うと、教会への思い切った遺贈などは、タラスコーノにとって安いものと思われたのであろう。ここには、「遺贈者」対「家族」の対立がある。

〔五〕遺言書の作成の順序の問題は政治問題化した

——《ローマ教皇ニフィレンツェ司教》対《フィレンツェのムーネ》との戦い——

（一）フィレンツェ司教区の司祭の困窮

中近世の遺言書の作成がいかに社会的に重大な問題であったかを示すために、一四世紀の二〇年代から三〇年代に生じた教会と都市の争いを見てみよう。これはR・トレックスラーの研究に負うものである²⁴。

特に一三二〇年代に入つてフィレンツェの教区教会は、大きな財政的な困難に直面していた。その理由は、慢性的なものであったが、そこに新たな事態が加わつた。もともと在俗聖職者（司祭・司教）にとつても、トレチェント期に入つてからの凶作や飢饉や不況による収入減は痛いものであった。すなわち、フィレンツェの都市政府から、教会税である一〇分の一税を横取りされたのである——フィレンツェの都市ムーネは、当時、度重なる戦争のために多大な戦費を費やし、財政的に困窮していた。その結果、ムーネは、フィレンツェの市民から徴収した一〇分の一税を在俗聖職者に渡さずに、横取りしていたのである（一三二一年から二三年の間にその額は五〇〇〇フィオリノにも達していた）。これは、教会にとつて由々しきことであり、時のアヴィニヨンの教皇ヨハネス二二世（在位 一三二六―三四）は、このことのために、フィレンツェに対して、全市的な「聖務停止令」（ミサなどの秘跡をせず、靈魂の治癒がなされない）の可能性を突きつけていたほどであった。さらに、フィレンツェのムーネは、遺言書の作成に契約税を導入し、教会に課税したのである。これもまた教皇を憤慨させたのである。しかし、本質的に見て、教区

司祭にとって最もダメージであった現象があった。それは、教区の信徒が教区教会を離れて、托鉢修道会の教会に流れたことであった。

その現象は、前世紀（二三世紀）からずっと継続した慢性的な事態であった。フランチェスコ会（一二二三年に会則認可）やドミニコ会（一二一六年創立）などの托鉢修道会が、そのインパクトのある説教などによって各都市で大いに人気を博し、秘跡や埋葬など、多くの聖務において信徒に関与して、教区司祭を圧倒していた。一三世紀のわずか一〇〇年間のうちに托鉢修道会が、イタリアだけで何と五五〇もの托鉢修道会系の教会を設立してしまったのである——このことから、その勢いと人気ぶりがわかるだろう。教区司祭は、ふつう自分の教区を越えて秘跡はできないが、托鉢修道士は、教皇から特別の認可を得ており、かなり自由自在に教区・司教区に入り込んで秘跡をおこなうことができた。聖務においては、七つの秘跡のうち、とりわけ終油の秘跡に携わった場合、聖職者の実入りは、それは大きなものがあった。というのも、宗教的遺贈の規模は、他の喜捨と比べると圧倒的に大きかったからである。当時、聖職者の生活を支えたのは、実は「十分の一税」や日々のお布施ではなく、遺言書による遺贈であった。トレックスラーがいうには、「教会は、十分の一税や復活祭の時の喜捨で生計を立てていたのではない。もちろん、毎日のお布施で生計を立てていたのでもない。・・・教会は、遺言書による慈善によってこの投資を再活性化していたのである⁸⁾」。

托鉢修道会は、都市に人口が集中していることから、都市を中心に効率よく活動した。貪欲の罪の不安を抱く都市の指導的な富裕者、すなわち銀行家や大商人にとって、托鉢修道会は、喜捨や教会建築費などを差し出す見返りに、高利などの不当利得の罪を赦免してくれるありがたい存在であった。人気説教師による説教とともに、この寛大な特

別の手立てによつて、托鉢修道会は人気を博して、臨終に参与して遺言書による喜捨や不当利得の返還で潤つたのである。さらに、托鉢修道会は、托鉢修道会系の教会のなかのクリュプタ（地下埋葬所）や家族礼拝堂に彼ら富裕者の遺体を埋葬してやることで利得を得て、死後は、死者のために与えられる継続的な供養ミサによつて豊かな財源を確保していた——そうした托鉢修道会系の教会とは対照的に、財政的に苦境に陥つていたのが教区教会であった。在俗司祭は、教区民離れによつて禄が減少し、飢饉や不況のなかで喘ぎ、困窮していた。彼ら教区司祭の困窮は、この時代以降も続き、そのため司祭は教区を放棄し、そこで一人の司祭や司教がその職を兼任したり、さらには、ひとりがいくつもの教区や司教区さえも集積するようになる。枢機卿に至つては司教区の集積はあたりまえのこととなる。ペスト期に入ると、人口の激減によりこれはいっそう加速されることになる。ドイツの場合、一三五〇年から五二年には、五七の聖職禄が二人の聖職者で握られる。ナポリの場合、ひとりのスペイン人の教皇庁の役人が、一三〇もの聖職禄を一手に握るのである。そうした場合、教区の聖職禄を整理するために、a b cの目録が必要とされた⁹⁸。宗教改革の勃発によつてようやくこうしたカトリック世界の不在司教の問題、空位のままの司牧職の問題が明るみになるのである。その問題はトレントの公会議を紛糾させることになるのである（一五六三年）。

（二）フィレンツェ司教からの「司教区規則」の改革案（一三二七年）とその修正

こうした教区司祭の置かれた苦境を改善するための抜本的な改革案（「司教区規則」の原案）が、フィレンツェのコミュニネ協議会（立法機関）に対して、一三二七年八月、時のフィレンツェ司教フランチェスコ・チンゴリ（Cingoli）から出された。それは、フィレンツェ司教の権限において出されたものであり、臨終時の遺言書の作成を



図3 ハンス・ブルクマイアー《遺言》(部分) 16世紀

めぐる改革案であった。だが、それはコムーネ協議会と市民から嵐のような猛烈な反対を受けた。しかし司教側と都市との間の検討と討議の末に、結局、妥協がうまれて、一三三〇年八月、「司教区規則」として成立したのであった。次に、司教側が都市コムーネにどのような案を提示し、どのような妥協が生まれたかについて見ていく。——司教側にとっては、教皇が、フィレンツェに対して、聖務停止令をちらつかせて圧力をかけることが強い支えになった。また、コムーネの立場、すなわち、一般の俗人にとって、靈魂の救済のためには、どうしても教会の墓地に埋葬される必要がある、そこに一定の妥協は覚悟された。

提案として、フィレンツェ司教チンゴリは、《信徒は重病になったら、まず司祭を呼ぶべきである。そこで十分な罪の告白をおこなわなくてはならない。それなしに医師を呼んではならない》と主張した。そして、医師に対しては、教区の司祭の許可なしに勝手に往診してはならない、と制約を加えたのである。この措置の提案に対して、都市

コムーネは、『市民の靈魂の健康はフィレンツェ共和国にとって重要な責務である』という理由から、反対しなかった（これに対してコムーネの医師・藥種商師組合がどう反応したかは伝えられていない）。しかし、コムーネは、教区司祭の許可を得た場合は、托鉢修道士を呼んで告解の秘跡を受けても構わないという修正案を提示し、それは認められた。この修正案の背後には、『教区司祭』と『托鉢修道士の司祭（修道司祭）』との対立があった——実際のところ、コムーネ側のメンバー（指導的富裕市民）には、托鉢修道会と親密な関係の者が多くいたのである。彼らの埋葬教会（菩提寺）は、サンタ・マリア・ノヴェツラ聖堂、サンタ・クロッチェ聖堂など、托鉢修道会系の教会が多かったのである。

次にフィレンツェ司教チンゴリは、もっと大胆な提案を出した。すなわち、『公証人は、教区司祭の臨席なしで遺言書を準備してはならない。もし公証人がこれを怠れば、その公証人に対する罰則は破門である』というものであった。しかし、コムーネ側はこのチンゴリの提案に反対した。その理由は、こうであった——『コムーネは、臨終の者が最後の秘跡を受けて安らかに死への旅立ちをすることができるところを切に願う。市民の靈魂の救済は共和国の願うところである。告解聴聞師を務めた司祭が、そのまま遺言書の作成にまで立ち会えば、遺言者は一種の道德的な監禁状態に置かれる。その圧力で遺言者は遺言ができずに、結果的に、遺言書を作成できずに死去する者がたくさん出てくるだろう。そうすれば遺言書作成時の税金の収入が失われてしまう』。こうしてこの提案は破棄された。おそらくこの反対には、一般の市民とともに、フィレンツェで高い地位を占める公証人組合の圧力があつただろう。

結局、司教の意向に反してコムーネとの協議の結論は、以下の通り決定された。遺言書の作成に際して、司祭の立ち会いは拒否される。公証人は司祭の立ち会いなしで遺言書の記録ができる。他方、司教の立場を汲んで、赦免され

なかつた者に対する教会の埋葬の拒否の発動は有効とされた。

以上のように、臨終にある者の《靈魂の救済》という大義名分を間にはさんで、教会とコミュニネとは、ともに利得を目指して争った。もともと遺言書には聖俗両面の要素が存在すると、最初に述べたが、「司教区規則」の改革案をめぐるフィレンツェの司教とコミュニネとの争いは、それをそのまま象徴的に示した事柄であるといえよう。これは、フィレンツェの一三二〇年代から三〇年代の事例であり、他の都市や他の時代については、力関係など様々であり、またこれとは別の様相を呈していたであろう。あくまでこれはフィレンツェという地域のトレチェント初期の「司教区規則」をめぐるものである。

「六」ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違い

(一) リードする公証人

一三世紀に書かれた遺言書と一四世紀後半の大規模ペスト期の遺言書との間に、心性的に何か違いが認められるのであろうか。ペストは彼らの心性にどう影響を及ぼしたか、あるいは及ぼさなかつたか、遺言書の分析からアプローチできないものであろうか。実はこれはなかなかむずかしい問題である。

遺言書は、西欧では八〇〇年も前から、市民・庶民・農民など、幅広い階層で書かれつづけたものであり、幸い、今日までかなりが保存されている。現代の我々から見ると、そこに個人の心性・意志の直接的な表明や吐露が認められるように期待されるので、もしそれが認められるなら、それは非常に興味深いものとなるだろう。

しかしながら、これについては、私見では、ほとんど期待できないように思われる。遺言書は、一四世紀に書かれた市民の日記や『リコルデイ』（書き物）と異なつて、書き手が思うところを自由に、自在に論じる類の書類ではなかつた。それはほとんど純粹な契約書であり、非常に高価な羊皮紙のうえに——紙と違つて非常に書きにくい——硬筆のペンで、ゆつくりと一文字一文字と、プロの書き手が真剣に書き込んでいくものである。もともと契約書には、遊び心は馴染まず、最低必要な事柄に限定して書かれており、そこには自由な空気の存在する余地はほとんどなかつた。そこには、遺言者自身の生の声はまず聞こえてこない。そこでは、遺言者が息子たちに向けて、家訓を挙げて強調することもなければ、遺言者自身が好む格言や思い出話や自慢話なども全くといっていいほど認められないだろう。また、契約書は、その保存性が重要なポイントであつたので、たとえ紙が普及するようになった時代（一三〇〇年以降）であつても、その高価さにかかわらず、羊皮紙は、変わることなく利用され、書きにくさは変わらなかつた。現在の公証文書と同様に、記載量が多ければ、当然その分だけ手数料が高くなり、余計なことはむやみに書けない。

原則的に言えば、そもそも遺言書の作成において、最初から最後まで公証人が遺言者を一方的にリードしていただろう。必要事項の記載のために公証人は、次々と質問するが、その質問は、公証人が持参したマニュアル的な台帳（一覧表だったかもしれない）に従つたものであり、公証人は、遺言者の回答をその台帳の恐らく空欄の部分に埋めていくだけではなかつただろうか（3を参照。これはドイツのものである）。遺言者は、聞かれたことについて、例えば、遺贈相手と遺贈内容（遺贈物や遺贈金額）について、誰にいくらあげたらいいものかと、思案しながら（時には前にさかのぼつて訂正したかもしれないが）、とにかく次々と答えていくだけだつたように思われる。公証人が

書くラテン語の文体もシンプルで事務的な文章であり、一種のフォーマットができていた。それは一五世紀の人文主義者が反発することになる中世ラテン語の無味乾燥な文体の典型であり、人文主義者は古典古代の真性のラテン語の優雅な文体を巻き返そうとして、古典の再生運動を引き起こしたのである。俗語の重視のみがルネサンスの本質と誤解されている節があるが、それは間違いである。

こうした限定的な文面では、個々の遺言者の個性や彼らが抱く心性は、例外はあるが、ふつう図り得ないように思われる。ここにフィレンツェの商人の『リコルディ』のように、心性的な発露をあまり多く期待できない理由がある。しかしながら、遺言者に代わって文章を書く公証人自身の心性は、遺言書の文面にわずかながら認められるように思う。これについて次に述べよう。

(二) ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違い その一

——生の不確かさ、死の確かさ、神の裁きへの言及について——

私は、遺言書の文章・文体に反映している心性は、遺言者個人というより、多くは公証人（パブリーク・ウイットネス）その人の心性であると考ええる。その多くが、死が迫るなかで作成される遺言書において、相続人、相続内容、包括相続人、遺言執行人の決定という、極めて限定された内容について、事務的、業務的にてきぱき処理しなくてはならない公証人は、遺言書の定型や書式に従わなくてはならなかった。そうしたなかで、ほとんど唯一、公証人によって生きた文章表現が許されるのは、「遺言書の作成の動機・目的」についての記述であったろう。この項目は、遺贈内容そのものに具体的に關わるものではなかったので、必ずしも遺言書のなかに書く必要があるわけではなかった。それにもかかわらず、これ

を記載する、あるいは、記載する余裕があるのは、遺言者の格別の意志が作用している場合もあろうが、基本的に、公証人の裁量やリードによるものであろう。例えば、第二遺言書（ローディの寡婦アマータ・ダ・クレスピアールティカ）では、「賢人」のことに触れて、こう述べられている。

故フランキーニ・ダ・クレスピアールティカの妻であるアマータは、ローディ司教区の者であり、精神の健康と正しい記憶からその財産を処理し整理することを欲して、賢人のことばに思いを馳せる者である。すなわち賢人がいうには、我々の生きていく日々は闇のように過ぎ去ってしまうのだから、生き延びる願いを抱きながら急死に陥るよりは、死を恐れつつ生きていく方が好ましいのである。

この引用文の後半部の文章、すなわち、《生のはかなさ》、《生の不確かさ》、そして、《確実にやって来る死》に対する覚悟を示す文章は、もちろん、遺言者が、みずから内心からそう言いたくて公証人に書かせた可能性がないわけではない。あるいは、その地域の公証人の遺言書の流儀・常套句・習慣だった可能性がないわけではない。実際、この考え方は、《死を思え》というキリスト教の本質的な考え方であり、ペスト期以前から言われていたことである。しかしながら、当時の遺言書の作成の慣習・傾向から見ても、さらには、数多くの遺言書を読み、総合的に判断すると、多くの場合、公証人が遺言者に助言して、了解を得て挿入させたと見るべきであるように思われる。そして、この実質的に公証人の書いたと思われる文章に、凶らずも公証人の思い、心性がにじみ出ているように思われる。つまり、それを書かなくても遺言書として十分に成立するなかで、それにもかかわらず、公証人が、疫病の流行するなかで、疫病死する病人の臨終に数多く直面することによって、公証人自身の心性に作用した思いが募り、また、遺言者

の気持ちを汲んで、そうした表現の文章が表れているように思われる。この考えは、これまで指摘されたことのないものであり、私の主張したいところである。

疫病の流行時、公証人が置かれたある種の精神状況が、公証人自身に作用した可能性があると考える。すなわち、特にペストが周期的に発生し、人びとの命を容赦なく奪う時代では、《生のはかなさ》が痛感され、その思いは、あちらこちらから依頼を受けて、死を前にした遺言者の家に次々と馳せ参じ、遺言書を作成する公証人の心性にも及んだことであろう。事実、大規模ペスト期を生きた人文主義者ペトラルカ（彼も公証人を目指していたひとりである）は、目の前で友人の疫病死に直面して、こう書いている（一三四九年）――

彼もまた、現在この世を荒廃させている疫病に突然襲われてしまったのだ。それは黄昏時であった。友人たちと晚餐をすませたあとで、彼は、残された夜の時間を我々と語り合って過ごし、我々の間の友情やお互いの関心事について思い出を語っていた。それから、その夜、彼の身体には激痛が走った。彼は、その激痛を不屈の精神で耐え抜いた。それから翌朝、忽然と息を引き取った。今や身近となつてしまった恐怖は弱まることはなかった。そして三日も経たないうちに、彼の子供たちと世帯人の全員が彼の後を追つて死んでいった。

さあ、死すべき人間よ、保持できないほどの富の山を築き上げるために、汗し、あえぎ、苦勞して、海と山をさまよい歩くがよい。しかし栄光は長続きしない。我々が歩む人生は眠りにすぎない。何をしようが、それは夢に過ぎない。死のみが、眠りを打ち破り、夢から目を覚ましてくれる。ああ、せめてその前に目を覚ませたらいいのだが切。

ペスト期、とりわけ大規模ペスト期を生きた人びとにとって、《生のはかなさ》は、痛感されることであつただらう。疫病の流行時、瀕死の病人を相手に、業務として遺言書の作成に携わる公証人にとつても、このペトラルカの置

かれた状況に近いものがあつただろう。このように見ると、次々と臨終に立会うなかで、その思いが公証人自身の心性として遺言書ににじみ出ている高い可能性はあるだろう。この仮説的な立場に立つて本章の遺言書全体を展望してみよう。

表「大規模ペスト期の遺言書と一三世紀・一四世紀前半に書かれた遺言書」は、遺言書の遺贈内容の分類、記載内容を比較するため作成したものである。扱った遺言書の数が少なく、また遺言者や公証人の地域・個人・作成時期その他の事情の違いもあるので、あくまで条件付きであるが、基本的に次のことを言うことができるかもしれない。まず、「表」の最後の項目「生の不確かさ、死の確かさ、神の裁きへの言及」について、大規模ペスト期の遺言書（第一遺言書から第六遺言書）の場合、第一遺言書を除いて、すべて、「生の不確かさ、死の確かさ・・」についての言及が認められる（記載率八三パーセント）。それに対して、一三世紀の遺言書（第七遺言書から第一一遺言書）については、その言及は半数であり（記載率五〇パーセント）、書かれている分量も極めて少なく、一行か、半行であり、数行に及んでいる大規模ペスト期の遺言書と対照的であり、大規模ペスト期の遺言書と一三世紀の遺言書との違いは歴然としている。大規模ペスト期の遺言書の場合、そのかなりが、内容が詳しく、切実さがあり、とても常套句——その部分もあるうが——と見なして簡単に済ませるような類ではない。一例を挙げると、第六遺言書では次のように書かれている——

死と生は神の手のもとにあり、また生きながらえる望みをもちつつも急死に至るよりは死を恐れて生きる方が好ましいのだから、それゆえにクレッシノー・ブラーコ氏の娘、ジャコモ・ダ・ラヴァーニーヤの妻であり、ローデイの市民であるジョヴァ

シナ夫人は、健康な精神と良き知力、また良き記憶力から、たとえその体が病気に冒されていようとも、常に避けられないこの世のはかなさを思い、聖人のことばと聖書に書いてあること、すなわち、我々は皆、この世での行いについて、それが良きものであるにせよ、悪しきものであるにせよ、釈明するためにキリストの裁きの前にいるということばを胸に携えるものである。

第二遺言者は、一四世紀前半の遺言書なので別枠にした。残念ながら、わずか一通しか紹介できない。一四世紀前半の時代は、まだ到来していないが、飢饉などが多発しており、心性的に一四世紀後半に準じた苦難の時代と見なしうるかもしれない時代である。だから、ここでは、別枠にしたが、それでも、一三世紀の遺言書とは明らかに異なっており、「生のはかなさ」の表現は非常に詳しく述べられているのである。

(二) ペスト前の遺言書と「大規模ペスト期」の遺言書の違い その二

——「靈魂の救済のために」のことばの多さについて——

ペストは、中近世では「神罰」と見なされ⁸⁾、ペストに遭遇した人びとは、神による贖罪がいかに恐ろしいものであるかを思い知らされた。疫病が流行して、目の前で家族や大量の市民が激痛に悶えて、疫病死するありさまを目の当たりにして、神の怒りを痛感した。そして、生きているこの世でさえこれほど過酷な罰をお与えになるのだから、死後の罰——すなわち、煉獄での贖罪——はいかばかりか。それを思つて、人びとは、煉獄の罰の過酷さを想像して、震えおののいたのである。こうして、生きているうちに、みずから煉獄の贖罪を少しでも軽減することの必要性

をここに刻んだのである。

こうして、ペスト期になって贖罪としておこなう宗教的活動が活発化した。これには托鉢修道会も関与した。その活動の多くは、従来から存在していたものではあるが、それがいっそう活発化したのである。施療院などでの慈善活動、教会への喜捨、信心会活動、巡礼など、ほとんどが死後、功德として神に考慮してもらおうべく展開された動きであった。また、免罪符（贖宥状）の購入は、すでに十字軍や聖年の巡礼などの功德として以前から存在していたが、ペスト期になって事実上再生した新たな動きといえるだろう。一六世紀初頭の免罪符は、煉獄の拷問を軽減したいと願う信徒たちにとって誠にありがたいものと思われたのである。ここにおいて、まさに煉獄の罰を恐れる気持ちがあり、免罪符の購入につながり、それに対する疑念が宗教改革を引き起こす要因となったといえるのである。この意味で、この煉獄の罰の意識を高めたものこそ、ペストであり、そのペストは、一方でルターに神の峻厳さを痛感させ、既成の告解の秘跡の能力に懐疑を抱かせるとともに²⁰⁾、同時に、免罪符への疑問こそ、宗教改革の導火線に火を付けるものともなったのである。このように、ルターの宗教改革の勃発の契機こそ、煉獄での《贖罪》のあり方をめぐるものであったと私は考える。

ペスト期には、煉獄への恐怖の念から、遺言書における遺贈の表現において、特徴的な傾向がもたらされた。すなわち、宗教的遺贈の記載の際に、わざわざ「靈魂のために」（または「靈魂の救済のために」ということばを、それまで以上に頻繁に添えるようになったことである。これは事実上、靈魂が煉獄を早く乗り越えて、天国に達するように、という願いを示している。つまりペストや飢饉の多発が煉獄のイメージを高めたのだ。

このことは、「表」の「靈魂救済」の欄からわかる。つまり、大規模ペスト期の遺言書に属する六通の遺言書（六

人)において、全部で六七回に及んでそのことばが登場する(一通につき平均一・二回)。特殊なフィーナ・ダ・カッラーラの遺言書を除いても、全部で四五回も登場する。一方、一三世紀の遺言書、すなわち、第七遺言書(第八遺言書は第七遺言書と同一人物なので合わせて一通として扱う)、第九遺言書、第一〇遺言書、第一一遺言書の全部で四通の遺言書において、全部で五回登場するにすぎない(一通につき平均一・三回)。扱う遺言書の数が少なく、さらに、ひとりの個人的な要素が強く反映されてしまっているかもしれないので(特にバドヴァ公妃フィーナ・ダ・カッラーラによる第四遺言書では、一通で二二回)、大規模ペスト期の遺言書と一三世紀の遺言書の間の大きな違いを示すもの(少なくともその可能性)として認識すべきかもしれない。これは、イタリアのベルガモなど、遺言書が大量に保存されている都市で検証してみるに値するだろう。

このように見ると、ペスト期の人びとは、ペストから受けた心性を遺言書のなかになりに表出しているといえそうである。

付記(一) 黒死病時代の遺言書を研究したS・コーンの方法論への批判

大規模ペスト期の遺言書と一三世紀の遺言書とを比較して、その遺贈の量や形態の違いを把握することは、これまで誰によってもおこなわれていない。私は、黒死病の心性の影響を知るには、方法論的に見て、この二つの時代(一三世紀と大規模ペスト期)を比較すべきと考える。中部イタリアの六都市に保存された三三八九通の遺言書の解析をおこなったS・コーンもこの課題には答えていない。ここには方法論的な問題がある。彼の関心は、「ペスト以前」の遺言書と「ペスト後」の遺言書に、その遺贈の量や形態の相違を認めて、心性の比較史考察をおこなうことであっ

た。彼は、先入観として、ペストが大流行した《一三四八年》こそが、心性の変化する分水嶺になっているだろうという大前提に立っており、その前提で関連する時代の遺言書を解析した。そのために、一三世紀の遺言書にはあまり目を向けていない。彼にとつて「ペスト以前」とは、事実上、一三〇〇年から一三四七年の時期であった。しかし、これは方法として問題がある。なぜなら、イタリアでは、すでに述べたように、一三四〇年に大規模な疫病が起きていた。また、一三三〇年代においても、異常気象によって、度重なる凶作・飢饉がもたらされ、人びとは大きな苦難を受けていた。一四世紀前半の苦難は並々のものではなかった⁸³⁾。一三三三年、アルノ川が氾濫する一方、エトナ山が大噴火をして、農作物に大被害をもたらした。一三三七年にも、同じく異常気象によって広域にトビバッタの大群が発生し、トスカーナ地方で凶作が起き、さらに、一三四七年には大降雹によって農作物が大被害を受けた。ジョヴァンニ・ヴィツラーニは、フィレンツェを襲った一三四七年の夏の飢饉について詳しく報告し、それで四〇〇人が死亡したといっている⁸⁴⁾。そして、ペストが大流行する直前、一三四八年一月二五日に、北イタリアから南ドイツを中心に大規模な地震が発生し、大被害をもたらした（翌年にはローマで大地震が起こった）。そもそもヨーロッパ全域において、一三〇〇年以降、地球が寒冷期に入ったことから人びとは苦境に陥っていた。一三一五年から一五一七年には有名な「大飢饉」が発生し、これについては既に「神の怒り」であると言われた⁸⁵⁾。この「大飢饉」によって人口の約二〇パーセントを失う都市もあったことを思うと、極めて深刻な困難さの状況であったことはまちがいないことなのである⁸⁶⁾。また、イングランドでは、家畜伝染病が流行し、羊が激減したことが修道院の記録からわかる。すなわち、一三一三年にラムジー修道院の三つの領地で合わせて一四九頭を数えた羊が、一三一七年には一七頭にまで減少してしまった⁸⁷⁾。確かに一四世紀の前半の時代の災難の度合いは、大規模ペスト期の黒死病による苦難ほどで

はないかもしれないが、心性はすでに多大な影響を受けていたと見るべきである。黒死病以前に心性は打撃を受けていたのであり、おそらくすでに黒死病以前にそれは遺言書を通して心性に表出されていたと考えられる。

だから、コーンが、あたかも意表を突くかのような、逆説的な指摘として、遺言書研究のまとめとして、「六つの都市のどこにおいても、一三四八年のペストは、過去との亀裂を刺激しなかったし、信仰心の新しい方向をもたらさなかった」と述べているが⁸⁶、これには問題がある。人びとはそれ以前から過去との亀裂を体験していたのである。方法的な問題性を指摘するならば、黒死病による心性等の本質的な変化を見るためには、コーンは、比較対象を一三世紀にまでさかのぼって調査しなくてはならなかっただろう。

付記(二) 貨幣について

本章の遺言書が登場する時代(一三世紀から一四世紀)において、貨幣は、統一したものは存在せず、度量衡と同様に、地域や時期による差が大きく、それがどの程度の価値であるかは、現代となつては、判断はむずかしい。一応、一リラ⁸⁷二〇ソルド、二〇リラ⁸⁸二四〇デナローとされたが、これについても、それぞれの貨幣やその価値が統一的にはつきりと定まったものではなかった。

注

- (1) 遺言書の拙訳は順不同で、以下に収められている(今回すべて改訳した)。「ローデイ司教館所蔵 中世・ルネサンス遺言書集(選)『文化学年報』同志社大学(一)第五〇輯 二〇〇一年、(二)第五一輯 二〇〇二年、(三)第五四輯 二〇〇五年、(四)第五五輯 二〇〇六年、(五)第五六輯 二〇〇七年。「ローデイ司教館所蔵 一二三六年のローデイ市民の遺言

- 書』『人文学』第一七三号 二〇〇三年。これらでは、ローディにおいて、一三世紀から一四世紀に勢力をもったウミリアーティ修道会の関係が多く認められる（その点において少し割り引いて考えるべきかもしれない）。テキストは以下による。
- G. Vignati, "Documenti per lo studio delle Umiliate in Lodi. Tesi di Laurea discussa alla Università Cattolica di Milano dell' Anno Accademico 1985-86."
- (2) L. C. Mauri, "Testamenti lombardi in tempo di peste: alcune riflessioni," *Peste nera: dati di una realtà ed elementi di una interpretazione. Atti del XXX Convegno storico internazionale, Todi 10-13 ottobre 1993*, Centro italiano di studi sull'alto medioevo, 1994, p.218.
- (3) S. Cohn, *The Cult of Remembrance and the Black Death*, Baltimore & London, 1992, p.1.
- (4) 亀長洋子「中世後期ジェノヴァ商人貴族の「家」・アルベルゴ意識―ロメツリーニ「家」の事例から―」『イタリア学会誌』一九九六年 一九三―一九五頁。山辺規子「一二世紀中頃ジェノヴァの遺言書にみる家族」『西洋中世の秩序と多元性』関西中世研究会 一九九四年。三成美保「死後の救済をもとめて」同書。高田京比子「サン・マルコ財務官と中世ヴェネツィア都市民：遺言書史料に見る行政機構の発展」『史林』第八四巻 第五号 二〇〇一年 三四―六五頁。拙稿「ペスト期史料としての年代記と遺言書の解釈の問題性」『文化史学』一九九九年。
- (5) 公証人による法形式の統一については次の書を参照。S. Cohn, *The Cult of Remembrance and the Black Death*, p.4. 歴史上の公証人については、以下を参照。拙著「ルネサンス・ヒューマニズムの研究―「市民的人文主義」の歴史理論への疑問と考察」晃洋書房 一九九四年 第二部第三章第一節。R. G. Witt, *Hercules at the Crossroads: The Life, Works, and Thought of Coluccio Salutati*, Durham, 1983, pp.25-35. 公証人の数については、清水廣一郎『イタリア中世の都市社会』岩波書店 一九九〇年 第三章参照。
- (6) ジェノヴァでは早くから遺言書が書かれて、その詳細な研究が認められる。Epstein, *Wills and Wealth in Medieval Genoa, 1150-1250*, Cambridge, Massachusetts, and London, 1984.
- (7) ル・ゴッフ（池田健二・菅沼潤訳）『中世の身体』藤原書店 一八一―一八二頁。
- (8) アリエス（成瀬駒男訳）『死を前にした人間』みすず書房 一九九〇年 一六三頁。
- (9) S. Cohn, *Death and Property in Siena, 1205-1800, Strategies for the Afterlife*, Baltimore, 1988, p.1.

- (10) J. Byrne, *Daily Life during the Black Death*, Westport, Connecticut, London, 2006, p.74.
- (11) M. R. Rocchetta, "Castell'Arguato nel 1348: dai testamenti rogati dal notaio Oberto del Borgo", in «Bollettino storico piacentino», LXXXVIII (1993), pp.25-53. Luisa Chiappa Mauri, "Testamenti lombardi in tempo di peste: alcune riflessioni", pp.218-219. 拙稿「書誌 *Peste nera: dati di una realtà ed elementi di una interpretazione*, *Atti del XXX Convegno storico internazionale*, *Todi 10-13 ottobre 1993*, Centro italiano di studi sull'alto medioevo, 1994.」
- (12) S. Cohn, *Death and Property in Siena*, p.15.
- (13) Byrne, pp.76-77.
- (14) ル・ロップ (渡辺香根夫訳) 『中世の高利貸—金も命も—』法政大学出版社 一九八九年 九五頁。
- (15) ストロツツイ家の寡婦アレッサンドラは、息子マッテオ(二三歳)が熱病で死去した知らせを受けた(一四五九年)。息子マッテオの死は遠い異国の地(ナポリ)でのことであった。いったい息子マッテオの臨終がどのようなものであったのだろうか—それが、アレッサンドラには非常に気がかりなことであった。G. Brucker (ed.), *Living on the Edge in Leonardo's Florence: Selected Essays*, Berkeley, 2005, p.157.
- (16) Byrne, pp.76-77.
- (17) *Storia della parrocchia di S. Agata in Como*, Documenti D'archivio, a cura di Carlo e Vittorio Rusconi, Como, 1983.
- (18) Mauri, pp.219-224.
- (19) Mauri, p.234.
- (20) R. W. Emery, "The Black Death of 1348 in Perpignan", *Speculum*, XLII, 4 (1967), pp.611-23.
- (21) Jean-Noël Biraben, "Plague and the Papacy", *An Encyclopaedia*, P. Levillain, general editor, vol.2, Routledge, 2002.
- (22) "umiliati", *Dizionario Enciclopedico Italiano*, Istituto della Enciclopedia Italiana, president Aldo Ferrabino, Roma, 1961. 池上俊一『ヨーロッパ中世の修道運動』二九七-二九八頁。
- (23) E. Piffneri, G. Scotti, G. Bonacina, A. Spallino, *Gallio Collegium Comense*, Como, 1983, p.24.
- (24) R. C. Trexler, "Death and Testament in the Episcopal Constitutions of Florence (1327)", *Renaissance Studies in Honor of Hans Barron*, edited by Anthony Molho and John Tedeschi, Dekalb, 1971, pp.29-74.

- (25) R. C. Trexler, *The Bishop's Portion: Generic Pious Legacies in the Late Middle Ages in Italy*, in *Traditio* 28, 1972, p. 408.
- (26) P. Ziegler, *The Black Death*, London, 1969, p. 85. H. Jedin, *A History of the Council of Trent*, vol. 1, London, 1957, p. 415. 拙稿「ルネサンス人文主義教皇と改革問題」『ルネサンス研究』第三号三七頁。拙稿「反宗教改革時代における教皇外交―公会議外交の導入と展開」『文化史学』第三四号 一九七八年五五～五六頁。
- (27) 本史料集（二）第一章「疫病で死んだ友人について―ペトラルカ『近親書簡集』より」六七頁。
- (28) 拙稿『峻厳な神』とペストの心性の支配―一五フイレンツェの立法・政策・判決に心性を読む―『人文学』一九一号二〇一五年四六～五九頁。
- (29) 拙稿「ルター」の宗教改革はどうして起こったか―《キリスト教信仰》と《学問・理性》の関係から見る『文化学年報』第六三輯 二〇一四年一八四～一八五頁。
- (30) 拙稿「一四世紀イタリアの時代状況とペスト」『人文学』一九〇号二〇一二年第一章。
- (31) *Cronica di Giovanni Villani*, VII, a cura della Multigrafica Editrice, Roma, 1980, LXXXIV.
- (32) W. C. Jordan, *The Great Famine, Northern Europe in the Early Fourteenth Century*, Princeton, 1996, pp. 22-23.
- (33) p. 28.
- (34) R. S. Gottfried, *The Black Death*, New York, 1983, pp. 29-30.
- (35) Cohn, *The Cult of Remembrance and the Black Death*, Baltimore, 1988, p. 78.

表 大規模ペスト期の遺言書と一三世紀、一四世紀前半に書かれた遺言書

	遺言者	作成日	都市・公証人	総項目	世俗的 遺贈	宗教 遺贈の 総数	霊魂 救済	生の不確かさ、死の確かさ、神の裁きへの言及	不 返 還
第1遺言書	マルコ・グチエ ーニ (市民)	1348年 6月1日	ラテート ラナルド・デイ・バン ドワ ラチヨ	29	4	14	14	なし	○
第2遺言書	アナータ・ダ・ クレスピエーテ イカ (葬師)	1351年 8月15日	ローゼイ ラントエスキーノ・ガ ツリ	7	1	1	0	賢人がいっには、我々の生きていた日々は神のように過ぎ去ってしまふのだから、生き延びる願いを抱きながら急死に陥るよりは、死を恐れつつ生きていく方が好ましい……」	×
第3遺言書	カハラベロ・オ ルゾーノ (市 民)	1357年 7月12日	ローゼイ ルイ・ジ・ダ・トラ ダーチ	20	1	0	3	主のもとで死にゆく者は幸いであるから、聖書その他どころにもこの生運において我々が果たした行い、それが善きことであるにせよ、悪しきことであるにせよ、あるいはその他のいかなることであるにせよ、それについて我々は神に報告する。」	×
第4遺言書	フイーナ・ダ・ カッラーラ (マ ントヴテ公妃)	1378年 9月22日	マントヴテ マバンディーノ・マ ラツ イ	49	10	23	22	この世の生が不安定な状態にあり、現在、目に見えているものも次第に見えなくなるのだから、誰も皆、この世の人生の恐れの旅の残り少ない時に遺贈の処理がおこなえるよう、有益なことにこの世を向けるべきである。なぜならこの世の人生において死ほど確実なものはほかになく、いつ死がやっつて来るかということほど不確実なことはほかにないからである。このことを肝に銘じて、人は自分の身の回りの事務が一瞬のうちに覆されることのないように、その処理に気遣うべきである。なぜなら、この世の人生においてその名冊が優れていなければならないほどに、またその地位が高ければ高いほどに、人間の欺きに気遣わなければならないからである。	○
第5遺言書	ペルナルド・タ ラスコーノ (市 民)	1388年 9月18日	ローゼイ ジョヴァンニ・ダ ラザ ーニヤ	12	3	1	1	遺言者がもしこの世を去らねばならないことになれば、遺言者は、主の天界の裁き場において、みすからの霊魂を全能なる神、御遺主に、救済のために委ねるものである。	×
第6遺言書	ジョヴァンナ・ ダ・ラザターニ ヤ (市民の妻)	1400年 10月19日	ローゼイ フアンノ・パロ ニーオ、 ステファニーノ・ソ ンペリ	13	3	1	0	我々の生と死は神の手にかかっているのであるから、さらにまた、生きる望みを抱いていながら急死してしまうよりも死を恐れながら生きていく方が望ましい……」	×
								死と生は神の手のもとにあり、また生きながら生きる望みをもちつつも急死に至るよりは死を恐れて生きる方が好ましいのだから、それゆえにクレヴェンノ・ラウニコ氏の遺言書、シヤコモ・ダ・ラザ	×

イタリヤの黒死病関係史料集（一〇）

大規模 ベスト期 平均										ローマの妻であり、ローマの市民であるジョヴァンナ夫人は、健康な精神と良き知力、また良き記憶力から、たとえその体が病気に言われていようとも、常に離れられないこの世のはかなさを思い、聖人のことばと聖書に書いてあること、すなわち、我々は皆、この世での行いについて、それの良きものであるにせよ、悪しきものであるにせよ、釈明するためにキリストの裁きの前にいるということばを胸に携えるものである。	
第7遺言書	フレゴンテオ・テナーリ	1229年 1月10日	ローマ ルベオ・ダ・ドヴェーナ	22	4	9	1	なし			○
(第8遺言書) (書換え遺言書)	同上	1256年 9月21日	ローマ ドッパ、テ、ドザテリネ	17	5	4	1	なし			×
第9遺言書	ジヤコモ・モレーナ	1248年 11月15日	ローマ コッタ・マデイト、パッ ジアーノ・ラエツラート	17	3	3	0	人が生きるも死ぬも神の手のもとにある。			○
第10遺言書	オバルト・ロマツリー	1252年 6月8日	ジェノヴァ バルトロメオ・フォルナ	34	20	6	4	私は神の最後の審判を恐れつつ、私の遺言を熟慮して私の財産を 処理する。			×
第11遺言書	ペツカカーラ・モレーナ（寡婦）	1263年 11月19日	ローマ チェンタルド・ダ・スビー ネ、アルジジオ・スコトー ラート	9	0	0	0	なし			×
(14世紀前半) 第12遺言書	マナーアテノ・マナルトリーノ	14世紀 1355年 1月26日	ローマ ジョヴァンニ・イセソバル ド	28	19	5	2	死の時がいつ来るかは不確定であるにしても、賢明な人間の精神にとつては、死の時が来ることは確実なものであらねばならない。しかしながらその身体が衰弱して来た時には、死の到来はいつぞう懸念されねばならない。このことは、この世の財産の整理にとつても同様のことである。一家の主が遺言書を残さずして死去し、財産を未整理のままに残すことのないように、死の到来はいつぞう懸念されねばならない。			×
ベスト期前 平均				21.2	8.5	3.7	1.3	言及率 50%			

史料

大規模ペスト期の遺言書

凡例

人名はラテン語読みをイタリア語読みに変えて表記している。

便宜的な理由から、内容に応じて改行し、さらに見出しを付けている。

〈・・・〉や「・・・」は文字が消えて解読できないものである。

解説 第一遺言書 一三四八年、プラート市民マルコ・ダティーニ (Marco Datini) の遺言書について

プラートの商人フランチェスコ・ダティーニ (一三三五―一四一〇) は、膨大な中世の商業関係などの史料を残したことで有名であるが、この遺言書は彼の父親マルコ・ダティーニ (一三四八年没) の遺言書である。マルコは、一三四八年のペストによる犠牲者である。彼は、この遺言書のなかで、相続人として他の家族のすべての名前を挙げているので、マルコが家族の最初の犠牲者であることがわかる。六人から成るマルコの家族のうちで生き残ったのは、ただ二人、フランチェスコとその弟のステファノだけであった。作成日が一三四八年六月一日とあるので、一三四八年一月にピサに上陸したペストは、フィレンツェに三月、プラートに四月か五月頃に達したのであろう。遺言者マルコは、プラートの「商店主」であったが(組合の記録からわかる)、この遺言書が示すようにある程度の財産を残し、その財産は、フランチェスコ・ダティーニがアヴィニョン——ここで商人として大成功した——において足場を築く時の重要な資金に利用された。

ダティーニ家がペストに襲われた時、母親は妊娠中で、フランチェスコ・ダティーニは、弟か妹を、見ぬままに母親とも失ったことになる。この一家は、胎児も含めると、七人家族のうち五人が疫病死したのである。

第一遺言書 一三四八年、マルコ・ダティーニの遺言書⁽¹⁾

一 遺言者の心身の健康と口頭による作成

（書き判） 神の名において。プラートのポルタ・フィア（Fua）地区に居住した故ダティーノ（Datino）の息子である遺言者マルコは、キリストの恩寵により、心身の健康な状態において、ここに自己の財産を処理することを望み、遺言書をみずからのペンで書かずにこのように口頭によって作成することを決した。

二 遺言者の埋葬先の指定

まず始めに遺言者は、みずからの遺体の埋葬先としてプラートのサン・フランチェスコ教会を選び、そこに埋葬されることを望む。

三 自己の靈魂のための遺贈

同様に、またひとつ、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラート市の大聖堂であるサント・ステーファノ教区教会の参事会の会堂（*canonica*）においてミサを挙げるために一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、先のサント・ステーファノ教会のなかにある「聖母マリアのチントウーラ」の新しい礼拝堂の祭壇に二〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのポルタ・フィア地区のサン・ピエトロ教会の参事会の会堂に一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのポルタ・フィア地区のサン・ピエトロ教会の聖母マリア信心会に二〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのサン・フランチェスコ修道会の修道院にミサを挙げるために二〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのサンタゴステイーノ修道院に一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのサンタ・マリア修道会の修道院に一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、オルトレ・ビセンツィオ (Olre Bisenzio) のサンタンナ教会のなかにあるサンタ・マリアの新しい祭壇を裝飾するために、一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートのサン・ジヨヴァンニ信心会に一〇ソルドを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂のために、プラートの「ドルチェの家」の貧民たちと同施設そのものに二〇ソルドを遺贈する。

四 遺贈の支払い期限

同様に、またひとつ、遺言者によって遺贈された上記のすべては、下記の相続人並びにその後見人によって、遺言者の死んだ日から三年以内に支払いが遂行されるべきものと、ここに遺言者は申し渡し、命じかつ遺言する。

五 不当利得返還のための財産の凍結

同様に、またひとつ、遺言者の全財産は、遺言者が不当にまたは不法に強奪、横領したものを返還するために凍結されるべきものであると、遺言者はここに遺言し、定めかつ欲する。

六 相続人の任命

現在もしくは将来の法または法令にもとづく他の動産および不動産の財産については、遺言者は、その相続人として、遺言者の子フランチェスコ、ノフリ、ステーファノ及びヴァンア、さらに妊娠中の妻ヴェルミリアから生まれる息子または娘を任ずる。そしていずれの者も均分に分けて相続するものとする。そして万一、合法的婚姻から生まれた嫡出子の息子を持たぬまま一八歳になる前に彼らの誰かが死去した場合、死去した者の代わりに生き残った者たちを被後見人の相続人として、また信託遺贈人として任ずる。

七 妻への財産の用益権の遺贈とその条件

同様に、またひとつ、遺言者の妻ヴェルミリアが先の子どもたちとともに貞節にかつ正直に生活を営み、寡婦とし

ての生活を守り、嫁資の返還を要求しない限りにおいて、彼女に遺言者のすべての財産の用益権を遺贈するものとする。

八 上記の相続人がすべて死去した場合の相続人

そしてもし遺言者の子と先に述べた相続者たちのすべての者が未成年のうちに死去するようなことが起れば、遺言者は、兄弟であり、先のダティーノの息子であるアンジェロ・デイ・ダティーノが、彼らまたは最後に亡くなった者に代わって相続するものとする。

同様に、またひとつ、そのような場合には、遺言者は遺言者の妻のヴェルミリアに対して、ポルタ・フィアにあるプラートの事務所とともに遺言者の家とその使用権、そして寝台、家財道具と家にあるすべての物を、彼女が寡婦として貞節にかつ名誉をもつて生き続ける限りにおいて、遺贈するものとする「……」。

九 霊魂のための遺贈

同様に、またひとつ、そのような場合には、遺言者は、みずからの霊魂とその親類の霊魂のためにプラート市のドウォーモであるサント・ステーファノ・ピエーヴェ教会にある新しい「聖母マリアのチントウーラ礼拝堂」に礼拝堂の装飾と聖母の栄誉のために二五リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、そのような場合には、遺言者はプラートのポルタ・フィアのサン・ピエトロ・フォレッツォ教会の管財委員会に、みずからの霊魂とその親類の霊魂のために五リラを遺贈する。

また、同様に、またひとつ、遺言者はみずからの靈魂とその親類の靈魂のためにポルタ・フィアのミゼリコルディア会の施設の貧民並びにミゼリコルディア会そのものに、五リラを遺贈する。

また、同様に、またひとつ、遺言者はプラートの救貧院「ドルチエの家」の施設の貧民並びにその施設そのものに五リラをみずからの靈魂とその親類の靈魂のために遺贈する。

一〇 妹の扶養とその条件

また、同様に、またひとつ、遺言者は、遺言者の妹であり、故ベッティノー・ベッティニーニの妻であったカテリーナに対して、彼女が寡婦のまま嫁資をもたない限りにおいて、カテリーナの生涯にわたって寡婦のまま貞節な生活を守るならば、毎年一二袋の上質の混ぜ物のない小麦を与えるものとする。

一一 後見人の指名

遺言者の上記の子らの後見人として以下の者を指名する。

故グッチョ氏の息子バルツァローネ、故ダティーノの息子アンジェロ、故ジュンタの息子ピエーロ、遺言者の妻であるプラートのポルタ・フィアのヴェルミリア夫人・・・

遺言者はこれらの人々に対して財産目録をつくり、遺言者の子ども達の保護の実行について報告する義務を課す・・・

一二 本遺言書の有効性

遺言者は、これが遺言者の遺言であること、並びにこれが遺言書の法にもとづいて有効であるべきであり、もし遺言書の法にもとづいて有効でなかったならば、少なくとも遺言補足書の法にもとづいて有効であり、他の遺言書と同程度に有効であることを表明する。

一三 他の遺言書の無効化

遺言書によってこれまで作成されたあらゆる他の遺言書や遺言をすべて取り消し、無効とする。これらすべての文書はプラートにおいて、すなわちプラートのポルタ・フィアのミゼリコルディア会の貧民の家において作成された。

一四 臨席者

臨席された方々は以下の通りである。

故ティエーロの息子フランチェスコ会托鉢修道士（先に述べた貧民の家の施設長）、故ヴァンニの息子ジョヴァンニ托鉢修道士、グルーノ・ジュンティ、ヴァンニ・ヴェッツォーリ、ジャコモ・ファルクッチ、セル・ジュスタト・ボナフェーデ、およびミゼリコルディア会の家の家族、証人であるプラートのポルタ・サン・トリニタのボンバチーノ・パガネッリ、ミケーレ・フェイが本遺言者から呼び求められた。



図4 ローディの大聖堂（12～13世紀）
（「ローディ司教館」はこの大聖堂に接して裏側にある）

一五 遺言書の作成日

主の年の一三四八年、インディクティオの元年⁽²⁾、六月一日。

一六 遺言書を作成した公証人

（書き判） 帝国の権威によって判事であり公証人である私こと、プラートの故バンドウツチョの息子ラナルドは、先に述べたすべてのことのためにここに臨席し、ここに公的に呼び求められ、これを記載した。

解説 第二遺言書 一三五一年、アマータ・ダ・クレスピアーテイカ（*Amata Crespiatica*）（故フランキーノ・ダ・クレスピアーテイカの妻）の遺言書について

ローディの大聖堂（図4）の司教館に残された遺言書のひとつ。寡婦となった女性が作成した遺言書である。ふつう女性は大夫よりかなり若く結婚したことから、しばしば寡婦として長く生きた。この女性の場合、財産も多くなか質素な内容

であるが、それでも全体に高い宗教性が認められる。例えば、この遺言書では、土地等の不動産は、娘の死後はすべてウミリアーティ修道会に遺贈すると指定されている。

また、遺言書の作成日は八月一日、「マリヤ被昇天の祝日」の日である。祝祭の日を選んだことから、この遺言書が突然に死に直前に書かれたというより、ある程度まで健康であった時に書かれたことが推定される。日本流に言えば、縁起のいい日が好まれた。このことは次の「遺言書の作成の意図・能力」の記述内容からもいえる。遺言書では、決り文句のように、「死がやって来るのは確実だが、いつやって来るかは不確実である」としばしば書かれている。いつ突然に死に襲われてもいように、地域にもよるのだが、ふつう教会は健康時の遺言書の作成を推奨していた。

第二遺言書 一三五一年、アマータ・ダ・クレスピアーティカ

(故フランキーノ・ダ・クレスピアーティカの妻) の遺言書⁽³⁾

一 作成日・場所

(書き判) 我らが主の名において、アーメン。主の誕生から一三五一年。インディクティオの第四年、八月一日。家長フランキーノ・ダ・クレスピアーティカの相続者の居住する住居、ローデイ司教区にあるクレスピアーティカの地区にて。

二 臨席者——証人と公証人——

臨席者は以下の通りである。聖ロマーニ・キヴァターテ・ローデイ教会の主席聖職者にして聖職祿受領者であるジ

ヤコモ・ダ・ガルデイーナ司祭、トマジノ・ダ・クレスピアーティカ、現在クレスピアーティカの先に述べた地区に住むバガノ・デ・ベルゼーネ・ベルガモ、クレスピアーティカの先に述べたジョヴァンニーノ、クレスピアーティカの地域に住むヴェントウリーノ・ダ・ヴァロータ、ザノーネ・ダ・サマラータ、それにローデイの「愛の聖霊会」の修道士のクレモンセンセ・パムツロである。すべての証人は招かれた者で知人である。ローデイ市の公認公証人であるプローモ・ガツリの第二公認公証人としての了解を得た。

三 遺言書の作成の意図・能力

故ゲラルド・カガモステイの娘であり、また故フランキーニ・ダ・クレスピアーティカの妻であるアマータは、ローデイ司教区の者であり、精神の健康と正しい記憶からその財産を処理し整理することを欲して、賢人のことばに思いを馳せる者である。すなわち賢人がいうには、我々の生きている日々は闇のように過ぎ去ってしまうのだから、生き延びる願いを抱きながら急死に陥るよりは、死を恐れつつ生きていく方が好ましいのである。

遺言者は法と規則にしたがって遺言書を作成した。それは遺言書と遺言補足書の法規にしたがってそれをもってずっと有効で持続できるその他のあらゆる形においてその遺言がずっと有効となることを望みそれを命ずる。

四 この遺言書の効力と過去の遺言書の無効化

まず初めに遺言者はこれまで彼女によってなされた遺言書、遺言補足書、命令書が無効なものとした。この遺言書以外に遺言書が発見された場合には、遺言者が今後ずっと有効なものであると欲するこの遺言書のみが認められる。

もし上記の事柄を有効とするこの遺言書以外のものが発見された場合には、遺言者はその一切の遺言書、遺言補足書、命令書の価値を無効とした。

五 遺贈

同様に、またひとつ以下のごとく命じ遺贈した。彼女の娘である修道女マルガリーナに、一ースタイオのライムギと一ースタイオの粟、それにローデイ司教区のバジアスコの領地に遺言者が所有する賃借地から得られる毎年の賃借料を遺贈した。賃借料は娘マルガリーナが生きている間はそれを保持し享受し所有する。彼女が亡くなった後は、もはやその財産を所有できないので、この賃借地はマルガリーナが所属したウミリアーティ修道院に遺贈する。そして慣習法と相続法にしたがう。

かように決定した。そしてこれは上記のように執行されるのを願った遺言者のよき冷静な遺言である。

六 公証人の署名

(書さ判) 私、フランチェスキノー・ガツリ、ローデイのパラティーンの公証人 (*notarius palatinus*) 「帝国の権威にも」とづく公証人」はこの遺言書作成に立ち会った。そして故アマータ夫人のこの遺言書を登記することを依頼された。そして私の名前を署名した。

「1351年、フランキーノ・ダ・クレスピーアーティカの遺言書」のテキスト

In nomine domini amen. Anno nativitatis eiusdem millesimo trecentesimo quinquegesimo primo, indicione quarta, die quintodecimo mensis augusti. In domo habitationis heredum quondam domini Francini de Crespiatica, syta in loco de Crespiatica, episcopatus Laude. Presentibus domino presbitero Iacobo de Galdina, rectore et beneficialle ecclesie Sancti Romani civitate Laude; Tomaxino de Crespiatica; Pagano de Berzenis de Pergamo nunc habitante in dicto loco de Crespiatica; Iohanino dicto Dogno de Crespiatica; Venturino de Valota loci de Crespiatica; Zano de Samarate habitante dicti loci de Crespiatica; et Primo Cremonense Ramullo, fratre Spiritus Sancti de la Caritate de Laude, omnibus testibus rogatis et notis et presente et pro secundo notario consentiente Promo de Gallo, notaio publico civitate Laude.

Ibi domina Amatha, filia quondam domini Garardi Cagamosti et uxor quondam domini Francini de Crespiatica, loci de Crespiatica, episcopatus Laude, sane menta e bone memorie licet infirmitatem patiantur (sic), volens sua bona disponere et ordinare ne post eius decessum inter viventes aliqua oriatur contentio et primo aspiciens dictum sapientis, dicentis melius est enim metu mortis vivere quam spe vivendi ad mortem subitanam pervenire et quia dies nostri velud atque umbra transeunt. Rursus scriptum est omnes morimur et velud dilabimur quae revertuntur in terram.

Fecit testamentum, iudicamentum quod voluit et iussit perpetuo valiturum iure testamenti vel codicillorum seu eius ultime voluntate et omni alio modo et iure quibus melius valere et tenere potest.

In primis namque cassavit et irritavit et nullius valoris et momenti esse voluit et decrevit omnia testamenta, codicilla et ordinamenta per eam hinc retro facta si qua facta reperirentur preter hoc solum presens testamentum quod voluit perpetuo valiturum ut supra.

Item iudicavit et cetera. Item iudicavit et cetera. Item iudicavit sorori Malgarine, eius filie, starios undecim minsture sicallis et milli equaliter, fictum omni anno de fictis que habet ipsa testatrix in loco et territorio de Baxiasco, episcopatus Laude, quod fictum debeat tenere, gaudere et possidere toto tempore vite sue et post eius decessum ex nunc prout ex tunc dictum fictum iudicat conventui Humiliatarum domus de Denariis de Laude, cuius conventui ipsa soror Malgarina est. Et in ipso ficto ipsam sibi heredem instituit iure institutionis et falcidie. Ita quod amplius petere non possit in bonis suis.

Item iudicavit et cetera. Item instituit sibi heredem et cetera. Et hoc est eius ultima placida et bona voluntas quam iussit adimpleri uti supra.

Ego Franceschinus de Gallo, notarius pallatinus civitatis Laude, hiis interfui et rogatus hoc testamentum tradavi et suprascriptam partem dicti testamenti dicte quondam domine Amathe a dicto testamento extraxi et scripsi et me subscripsi.

解説 第三遺言書 一三五七年、ローデイ市民カラベッロ・オルゾノ（Caraballo Orzono）の遺言書について

一三五七年とあるが、この時期は、ペストで生き残った者が富に恵まれた時期である。この遺言書では、結婚した時に、妻の持参した嫁資は「八〇リラ」とあり、また、娘のための嫁資として「二〇〇リラ」が用意されている。このことから、この遺言者の階層がある程度まで特定できるだろう。遺贈のなかで目に付くのは、宗教的な遺贈（「靈魂の救済のため」）である。全部でおよそ一〇点の遺贈のうち、結婚に伴う嫁資の遺贈（これもふつう慈善行為とされた）を含めて八点が宗教的遺贈である。

特に、嫁資への援助は、ペストによって各コミュニネで人口が激減したために、人口回復という世俗的な見地から、結婚が推奨され、ペスト後に急増している。宗教的にも、未婚の女性への嫁資の援助は、修道女になる女性も含めて（この場合、「キリストとの結婚」と見なされた）、立派な慈善行為と考えられた。原則的にマイノリティーへの援助はすべて慈善行為であった——すなわち、マイノリティーとは、病人、貧民、障害者、寡婦、子ども、孤児、囚人、そして未婚の女性などである。

第三遺言書 一三五七年、ローデイ市民カラベッロ・オルゾノの遺言書

一 遺言書の作成日と場所

（書き判） 神の名においてアーメン。一三五七年。インディクティオの第一〇年。七月一二日。
ローデイのマッジョレ教会の地下埋葬所において。

出席者は以下の諸氏である。すなわち伯爵閣下であるジョヴァニーノ・カッシーノおよびランテルモ・カッシーノの兄弟、エウジェリーノ・ダ・ソルタリーコ、エンリーコ・サツコ、ジョヴァンニ・カモリーア、ロデシーノ・ダ・

サララーノ、アルベギーノ・ダ・ポステスタ、以上ローデイ市民にして知人である証人である。皆、資格あつて求められ招かれた方々である。それに加え、第二公証人として合意を得たローデイ市の公証人ルイージ・ダ・トラダーテである。

二 聖句と遺言者の遺言書の作成能力

主のもとで死にゆく者は幸いであるから、聖書の他のところにもこう書かれているのである。「我々は皆神の裁きの目の前にいる。この生涯において我々が果たした行い、それが善きことであるにせよ、悪しきことであるにせよ、あるいはその他のいかなることであるにせよ、それについて我々は神に報告する。」

神よ、ローデイ市の故アルベルティ・オルゾーノの息子カラベッロ・オルゾーノは、精神の健康とよき記憶力の状態において、未来の至福と永遠の幸福を待ち望んでおります。

三 遺言書作成の意図と有効性

遺言者は自分の死後、財産に関与しそれを手に入れようとする者の間で争いが生じないようにするためにここに遺言する。そして遺言者はこの遺言書、つまり表明文あるいは決定書、処置書を作成したが、遺言者はそれらが遺言法や遺言補足書や遺言にしたがって有効なものとなること、またはいづれの法によっても有効なものとなることを望むが、これが価値を有すること、また遺言者によって作成され公証人の手によって書かれた他の遺言書のために改変されたり、損なわれたりしないことを望む。

四 過去の遺言書の無効化

まず初めに遺言者はこれまでに遺言者によって作成された遺言書、決定書、命令書の価値を無効にした。遺言者によつて作成されたそれらが発見された場合、先に述べた法律にしたがつてこの遺言書のみが永久に有効であると命じた。

五 遺贈——都市・教会・家族・親類——

同様に、またひとつ、遺言者は、神の栄光のために、また自分の靈魂の救済のためにローディの都市と市壁外の町などの教会にも一・五リップラの量の太ろうそくを遺贈した。

遺言者は、遺言者の兄弟バッシアーノ・オルゾーノの娘であるコンフォルティーナとボシアに、また将来、合法的な結婚によつてこのバッシアーノのもうけるほかの娘に一〇帝国リラを遺贈した。

同様に、またひとつ、遺言者は自己の靈魂の救済のために故ペリーニ・ペロリーニの娘フロルドミーナが結婚する際のためにその遺産から五帝国リラを遺贈した。また毎年ずっと、ヴィーニヤ地区にある福音者サン・ジョヴァンニ教会にその遺産から二〇ソルドの遺贈を命じた。この遺言者カラベッコ氏は、この金を使って、神の栄光と自己の救済のために、この教会において我らがイエス・キリストの十字架の前に置かれたいくつかのランプに明かりを灯すに必要ならうそくを買うのを命じた。

同様に、またひとつ、娘ベニエータに以下のものの遺贈を命じた。結婚する時のために、遺言者の財産から一〇〇帝国リラと、それに加え新品の飾りのついた上等の服二着、これは申し分なくできた立派なもので裕福さの点から見

て優美に織られたものであること、そして同じく娘ベニエータを相続法にしたがって遺産の相続人、すなわちファルキディオ相続分の相続人に指名した。娘はこれで満足するべきであること、また娘は財産のうちこれ以外のものについて要求、獲得、所有をしてはならないことを命じた。

同様に、またひとつ、遺言者は以下のことを命じた。もし今述べた娘ベニエータが困窮状態もしくは寡婦（こうしたことは望ましくないことであるが）に陥った場合、先に述べた遺言者の家において先に述べた相続人たちから宿泊および食料が受け入れられること、またそこにおいて我々の相続人たちおよび先に述べた遺言者の財産によって裕福な食事が与えられるべきであること、また彼女が生涯ずっとその家に住むことができることを命じた。

六 妻から受けた嫁資の確認

同様に、またひとつ、遺言者カラベッコ氏は妻ビアトレクシーナから嫁資の名目として八〇帝国リラを受け取ったことを表明した。すなわち七七・五リラは動産で、五〇帝国ソルドは現金であった。その金によってカラベッコ氏との嫁資の契約がなされた。その契約はグリエルモ・ボルドーニによって作成された。グリエルモは一三五一年ローデイの都市の公証人であった。

同様に、またひとつ、遺言者は、もし先に述べた妻ビアトレクシーナが貞節に臥所を守り、寡婦の生活を続けるならば、全財産の所有者にして用益権所有者であることを定めた。

七 貧者への慈善

同様に、またひとつ、遺言者は下記の相続人に対して次のように命じた。すなわち遺言者の靈魂の救済のために毎年その遺産から、慈善として貧者にライ麦と小麦入りの一モツジヨ〔穀物を量る単位。時代・地域によって非常に幅があり、一モツジヨが二四〇リットル程度から六二〇リットル程度まで〕の量の焼いたパンを与えること、ただし遺言者の死去した年には四モツジヨを与えることを命じた。相続人が先に述べた施しをおこなうことをへ・・・へ。

八 遺言執行人

同様に、またひとつ、遺言者は遺言執行人に以下の者を指名した。遺言者の子供であるジョルジーノ、ジョヴァンニ、ベニエータの三名、ピエートロ・クインテーリ、また遺言者の兄弟であるバツサニーノ・オルゾーノの二名、ベルナルド・オルゾーノ、またカブリーノの息子であり、先に述べた遺言者の甥であるトマジノー・セレーニヨの二名、そしてローデイ市のウミリアーティ修道会の修道士アルブリゲート・マネーラ一名とウミリアーティ修道会の誰でも一名である。

九 包括相続人の指名と不測の事態の処理とその他

動産・不動産その他何でも権利が見出された場合、遺言者はその包括相続人に彼の息子ジョルジーノとジョヴァンニを指名し、二人で折半することを命じた。

もし先に述べた彼の遺言者の子供たちが嫡出子をもたずに死去してしまった場合に備えて、遺言者は下記のことを

定めた。すなわち、今後そのような場合が生じた場合、遺言者の兄弟のバッサニーノ・オルゾーノに遺産は渡されるべきである。また世帯主であるカラベッコ氏の兄弟バッサニーノがそのようになった場合は、包括相続人は、動産、不動産のすべての財産の包括相続人としてカラベッコ氏の兄弟であるバッシアーノに対していかなる例外もなしに相続がなされることを命じた。

以上が遺言者のカラベッコ氏の述べた遺言であり、以上のどの項目についても、尊重され正確に守られるべきである。

一〇 公証人の印章・署名

(書き判) 私こと、ローデイ市の公認公証人ルイージ・ダ・トラダテはここに立ち会い、了解のもとに第二公証人として招かれて、ここに署名をした。

(書き判) 私こと、ローデイ市の公認公証人にしてかつパラティーノの公証人であるジョヴァンニ・コデカーサはここに立ち会い、依頼され、先に述べたカラベッコ氏のこの遺言書を登記した。かくして私は先に述べた人びととともに書き判を添えて署名した。

(書き判) 私ことパガーノ・ボルディゾーネ・へ・は、ローデイ市のパラティーノの公証人であり、公証文書の登記の役人である。

解説 第四遺言書 一三七八年、パドヴァのシニョーレ、フランチェスコ・ダ・カッラーラの妻フィーナ・ダ・カッラーラ (Finna da Carrara) の遺言書について

これは非常に特殊な遺言書である。すなわち、パドヴァ君主（シニョーレ在位 一三五〇～七八）であった軍人フランチェスコ・ダ・カッラーラの妻フィーナ・ダ・カッラーラ（一三二五頃～七八）の遺言書（一三七八年）である。フィーナは、もとと実家の名門貴族ブツガッリーニ (Buzzacchini) 家から莫大な財産を相続しており、加えて夫がパドヴァの全権力を掌握したシニョーレ（独裁君主）であったことから、破格の財産を所有していた。敬虔な女性で、来世の救済を切に祈願して、遺言書では教会（パドヴァの洗礼堂）への莫大な喜捨、供養ミサ、慈善行為などに惜しみなく金を注いだ。特に洗礼堂の装飾のための喜捨は破格のものであった。すなわち、「パドヴァ礼拝堂とそこにある祭壇の装飾のため、ただそれのみのために、死を迎えたときに所有しているすべての銀とすべての衣装を先の礼拝堂に遺贈する」。それは、フィレンツェ出身の画家ジュスト・メナブオーイ・ダ・パドヴァ（一三九三年没）による約一〇〇の場面を描いた絵画に結晶している⁽⁴⁾。いつの時代でもそうかもしれないが、とりわけこの苦難の時代では、誰でも金があれば、煉獄の拷問を恐れて、自己の靈魂の救済のためにお金を使いたかつたはずである。この女性の場合、まさに金に糸目を付けずに、思い通りにお金を使い切った感がある。自己の心性をそのままありのままに率直に喜捨に注いだのである。全部で三〇件もの遺贈があるが、そのうち一〇件が家族や知人への遺贈であり、残りの二〇件は、「靈魂の救済のために」「靈魂のために」といつて来世の自己の靈魂の救済のための宗教的遺贈として、お金を使った。

ではなぜこれほどまでに宗教的遺贈が多いのだろうか。それは、仮説的に言えば、その破格の富裕さや個人的な宗教心の強さのほかに、社会的、心性的な背景が強く作用していたと考えられる——すなわち、フィーナがこの遺言書を書いた一三七八年の時点において、パドヴァや北イタリアは、すでに三度の大規模ペストに襲われていたのである。つまり、一三四八年から一五〇年の第一波、一三六〇年頃から六三年の第二波、そして一三七一年から七四年の第三波である。どれも人口の大激減をも

たらしめたものであった。そこから受ける《峻厳な神》の脅威、来世（煉獄）の贖罪の強い恐れは、そのまま教会への絶大な喜捨、若い女性への嫁資の援助、煉獄で苦しむはずのみずからの霊魂のための供養ミサなどへの、くどいほどの献金となつて表出されているのである。

この女性の生まれた年は、一三二五年頃であるから、同じく莫大な遺産を貧民救済に注いだプラートの商人フランチェスコ・ダティーニ（一三三五―一四一〇）とほぼ同世代の人である。この女性も、おそらくダティーニと同様に親族や知人のなかにベストで命を落とした者がいたことであろう。この世の人びとへの神の怒りの強さを痛感し、さらに、来世も同様に神の贖罪を恐れているのであろう。この二人は、おそらく同じ心性（ペスト的心性）を抱いていたことからのいよいよ人生の最後の時になつて、かねてから考えていた莫大な宗教的遺贈をおこなつたのであろう。

最後に、フィーナもダティーニも、ともに遺言書の末尾のところ、興味深い警告を与えている。二人は、自己の遺産の使用において共通して懸念を示して、自己の遺産が決して聖職者の手に渡らないようにと、口をそろえて、強く警戒しているのである。ダティーニは、みずからの遺言書（本史料集第二章）の最初と最後で「聖職者の悪巧みが入らないように」と述べ、フィーナは「決してパドヴァ司教様の手に落ちないように」と忠告しているのである。この聖職者不信はこの時代のひとつのイメージかもしれない。おおげさなことを言うかもしれないが、これは、ウィクリフやフスの意識と同じく、かつてない宗教的恐怖の時代に生きているにもかかわらず、信徒に十分に霊魂の治癒をおこなわない聖職者への批判かもしれない。

第四遺言書 一三七八年、パドヴァのシニョーレ、

フランチェスコ・ダ・カッラーラの妻フィーナ・ダ・カッラーラの遺言書⁽⁵⁾

一 遺言書の作成日・場所

（書き判） キリストの名においてアーメン。主の誕生から一三七八年、インディクティオの元年。九月二日、水曜日。下記の遺言者フィーナのパドヴァの私邸の庭園の上方にある大部屋の《クワットロ・ウイセルト四美德》「賢明・正義・剛毅・節制の「枢要徳」」と呼ばれる部屋にて。

二 臨席した証人

以下の賢明で誉れ高き方々の臨席を戴いた。まず、故アントーニオ・トゥルケット氏の息子セル・フランチェスコ・トゥルケットである。氏はドウオーモ地区在住のパドヴァ市民であり、次に記す光輝ある閣下の財産管理人である。次に、パドヴァのサン・ニッコロ地区の故ニッコロ・ガフレッロの息子であるヤコビーノ、次にサンタ・チェチーリア地区のパドヴァの市民であり住民であり、パドヴァの先に述べた光輝ある閣下の差配人の、故アルベルト・コンティの息子マンフレディーノ、そしてサン・レパレンツイ地区のパドヴァの市民にして住民であり、故ピエトロ・ダ・カサーレ判事の息子であるセル・ルーカ、そして故ピエトロパオーロ・デーリ・スタトゥーティの息子であり、パドヴァのストラ・マッジョーレ地区のシメオーネ、そしてパドヴァのサン・ニッコロ地区の故セル・ドメニジ

イーノ・デ・ジュニチアートの息子であるアントーニオ、そして同じくサン・ニッコロ地区の故セル・ジョヴァンニ・ダ・モンセリーチエの息子であるバルダセーラである。以上、遺言者の求めに応じて、他の方々とともに参集した証人である。

三 遺言書の作成の動機・理由

この世の生が不安定な状態にあり、現在目に見えているものも次第に見えなくなるのだから、誰しも皆、この世の人生の巡礼の旅の残り少ない時に遺贈の処理がおこなえるよう、有益なことにこのころを向けるべきである。なぜならこの世の人生において死ほど確実なものほかになく、いつ死がやって来るかということほど不確実なことはほかにないからである。このことを肝に銘じて、人は自分の身の回りの事柄が一瞬のうちに覆されることのないように、その処理に気遣うべきである。なぜなら、この世の人生においてその名声と名譽が優れていれはいるほどに、またその地位が高ければ高いほどに、人間の欺きに気遣わなければならないからである。

それゆえに令名高く高貴なフィーナ・ダ・カッラーラ様、すなわち、威光と力量を備えたフランチェスコ・ダ・カッラーラ閣下の配偶者であり、また、傑出し、恭敬せられる兵士にして優れた名声のパドヴァ市民であるパターロ・ブツザカッリーニの息女は、賢明なる助言を得て自己の財産処理を行うことによりて、混乱を来す問題や不確実な事柄を早く決着することを望み、この世の末に、みずから終生持ち続けた叡智を示すことを望まれた。

四 遺言者の精神の健康の保証

そして今その体は病んでいようと、遺言者は、神の恩寵により、今、精神の健康と良き記憶力、完全なる知力、完全なる精神状態にある。そして遺言なきままにこの世を去るのを恐れ、みずからの靈魂の救済の準備をするのを欲し、今まさにこのように、筆記ではなく口頭によりて、遺言の作成を行うものである。

五 神の裁きの覚悟

まず始めに、遺言者もしこの世を去らねばならないことになれば、遺言者は、主の天界の裁き場において、みずからの靈魂を全能なる神、創造主に、救済のために委ねるものである。

六 埋葬先の指定

次にみずからの遺体の埋葬先として、パドヴァの大教会、つまり大聖堂を選ぶ。その教会のなかの、今日「バツテ イステロ」^{〔洗礼堂〕}と呼ばれている「洗礼者ジョヴァンニ礼拝堂」に埋葬されることを選ぶ。

七 墓の制作の指示

同様に、またひとつ、遺言者は以下のように望み、命じ、かつ遺言する。すなわち、先の礼拝堂つまり「バツテ イステロ」のなかに彼女の遺体のために、遺言者の要望に敬意と配慮を払いながら、名誉ある墓、すなわち、その地位にふさわしく、また先の偉大な閣下と偉大な子息フランチェスコ・ダ・カッラーラ^{〔父と同名〕}の地位を考慮した名誉あ

る墓を制作するものとする。同様に遺言者は以下のように望み、遺言する。すなわち、先の洗礼者ジョヴァンニ礼拝堂つまり「バッテイステロ」が、遺言者であり偉大なる奥方の財産を用いて、下記の遺言執行人によって、その地位に応じたかたちで、遺言者の配偶者である先の偉大なる閣下を喜ばせ、閣下に受け入れられるように、美しいものとなることを望む。

八 礼拝堂でのミサと司祭の任命の義務づけ——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は以下のように望み、命じ、かつ遺言し、定める。すなわち先に述べた礼拝堂において、ミサと聖務日課〔「一定の時刻に一定の形式で行う日々の祈禱」を執り行うために、遺言執行人は二人の司祭を任命すべきものとする。その二人の司祭と、その二人の司祭を引き継いだ者は、礼拝堂に与えられた先の贈与の収入を永久にもつものとし、これらの司祭は遺言者である偉大な女性の靈魂のために、ミサと祈禱を歌い、唱えるべきであり、彼女の靈魂のために天上のイエス・キリストに祈禱を捧げるべきものとする。その司祭は、その礼拝堂において常に、絶えることなく、ミサと聖務日課を執り行うものとする。〕

八 礼拝堂への喜捨

同様に、またひとつ、遺言者は、礼拝堂とその中にある祭壇の裝飾のため、ただそのみのために、先の遺言者が死を迎えたときに所有している彼女のすべての銀とすべての衣装を先の礼拝堂に遺贈する。

一〇 遺言者の所有地からの収獲の主要用途

同様に遺言者は以下のように遺言し、これを望み、命じ、かつ定める。すなわちパドヴァ近郊のヌオーヴァ通りにある遺言者のすべての所有地から得られる収獲・賃貸料・収入については、これを、高貴にして尊き故サリオーネ・ブツザカツリーニ閣下〔父方の〕から、その遺言と遺言書を通じて、遺言者に遺贈された遺産の執行をおこなうための手数料に割り当て、配分すべきものとする。このことは、閣下の遺言書において明白に述べられている通りである。

一一 配分後の残余金の用途と執行人の指名

そして先に述べた所有地から得られる収入は、サリオーネ閣下の遺産の執行の手数料の総額を上回るものなので、先に述べた遺言者は以下のように望み、命じる。すなわち先の遺産の超過分のすべては、以下に示される執行人によってほかの遺産の充当のために配分されるべきである。その執行人とは、遺言者によって以下において特に任命された者である。それがパドヴァのドミニコ修道会の修道院長であり、現在の修道院長だけでなく、将来それに就く修道院長のいかなる者にまで及ぶ。修道院長は、以下に明らかにする遺産処理の問題に関して遺言者の遺言執行人である。修道院長は、その労の報酬として毎年八リラを受けるものとする。

一二 修道女による「詩篇」の歌唱の義務づけ——靈魂の救済のために——

そして実に、残りのすべては、今もまた将来も、パドヴァのサン・ベネデット女子修道院の二名の修道女の間で毎年ずっと分割されるものとする。その修道女は、現在の修道女に限らず、将来の修道女にまで及ぶものである。これ

は、その修道女たちが、毎年、先に述べた遺言者の靈魂のために「詩篇」を歌うのを義務づけるためである。この遺産の執行を確實におこなうために、遺言者は、紛れもなくほかならぬパドヴァのサン・ベネデット修道院の敬虔で尊き女子大修道院長——これは現在の在職者に限らず将来就任するいかなる女子大修道院長にまで及ぶ——、並びに敬虔なるお方、すなわちパドヴァのドミニコ修道会のサンタゴステイーノ「聖アゴス」 修道院の修道院長——これは現在の在職者に限らず将来就任するいかなる修道院長いかなる者にまでも及ぶ——を任命し、その方に要請し、要望する。

一三 不作による収入減の対処方法

さらに、光輝ある遺言者は、次のように要望しかつ命ずる。すなわち、ヌオーヴァ通りの所有地から得られるはずの収入が年によって悪天候やその他の不幸による理由のために、先のサリオーネ閣下の遺産の執行に不足を来す場合には、遺言者は以下のように執り行うように命ずる。すなわち、そのような場合には先の遺言執行人は、遺言者の他の財産から先のサリオーネ閣下の遺産の執行の支払いをおこなうべきものとし、以下に挙げる包括相続人の責任と負担のもとに、彼女の遺言執行人に命じて遺言者の相続分の他の財産を持ち出すことによって、遺言者のおじのサリオーネ閣下の先の遺産の完全な弁済に必要なものを加えて遺贈先にすべてを引き渡すようにさせるべきものとする。

一四 嫁資の遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、貴族ウベルティノー・アルセンディの妻「名前の記載は」

い」にその嫁資として四〇〇ドゥカートを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、ピエートロ・カポデイヴァツカの未成年の娘
〔名前の記
載はない〕にその嫁資として一、〇〇〇リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、ジェラルド・テルゴラの娘カテリーナに嫁資として一、〇〇〇リラと遺言者の一着の外衣を遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、セル・ルツケーゼ・ダ・ピサの娘アナスタージアにその嫁資として六〇〇リラを遺贈し、さらに彼女が着用している服と、アナスタージアが着用するために持っている服を遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、故パオロ・ドッティの孫娘でアントーニオ・ダ・ジュデツカの娘マルゲリータに、嫁資として一、〇〇〇リラを遺贈し、さらにマルゲリータが現在所有している遺言者の品物も遺贈する。また婚姻が執り行われる際には、彼女に礼服か外衣を与えるものとする。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、故マルキアーノ・フェストウッチの娘カテリーナに、彼女の使用のためにすでに与えてある品物とともに、嫁資として六〇〇リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、カテリーナ・ザバレツラに対して、一定の賃貸料をもたらず一軒の家〔場所の記
載はなし〕を遺贈する。またこの家に加えて二〇〇リラ、さらに、彼女の使用のためにすでに与えてある外衣、ベルト、衣類を遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、プルゼータに対し、遺言者自身の靈魂の救済のために、二〇〇リラと衣類を遺贈

する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、コスタービレ家の二人の修道女、すなわち、一人はパドヴァのサン・ベネデット女子修道院の修道女、もう一人はパドヴァのサンタガータ「聖アガ」女子修道院の修道女のそれぞれに二〇〇リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、遺言者がベッラグアルタにもつ地所の執事を務めていた故ヤコピーノの息子のドメニコに対して、彼の娘の嫁資として、四〇〇リラを遺贈する。そしてこの金額にはドメニコが、今述べたベッラグアルタの地所において管理・運営する財産から得る利益を含めてはならない。またこの嫁資の決算報告をドメニコに義務づけてはならない。なぜなら、これは遺言者の善良にして合法的な行いによるものであるからであり、また遺言者の靈魂の救済のためであるからである。

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、ノヴェンタの地所の執事であるアントーニオに対して、彼の娘の嫁資として四〇〇リラを遺贈する。そしてこの金額には先に述べたノヴェンタの地所において、彼によってなされた管理や諸々の事柄からの利益を含めてはならない。またこの嫁資の決算報告を彼に義務づけてはならない。それはこれが遺言者の善良な行いによるものであるからである。

一五 サン・ベネデット教会の礼拝堂への喜捨——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、パドヴァのサン・ベネデット教会のサン・ロドヴィーコと呼ばれる礼拝堂に対して、喜捨として、パドヴァのサント・スピリト教会の近隣に位置する遺言者の地所から得られる収入を遺贈する。こ

れは遺言者のみずからの靈魂の救済のためである。

一六 コムーネへの遺贈

同様に、またひとつ、遺言者は、ブルジーネのコムーネに対して、遺言者がそこで借りたかもしれない未払いの借金を償うために二〇〇リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、同じ理由でアルゼルカヴァッリのコムーネに二〇〇リラを遺贈する。

同様に、またひとつ、同じ理由でノヴェンタのコムーネに二〇〇リラを遺贈する。

一七 夫の庶出の娘への遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、マルゲリータ・ダ・カッラーラ〔夫の庶出の娘〕に一〇〇リラと衣類を、靈魂の救済のために遺贈する。マルゲリータはこの遺言者と同じ家、宮廷に住む者である。

一八 嫁資の遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、故アントーニオ・パヴァネツロの娘ドロテアに対してその嫁資のために二〇〇リラを遺贈する。

一九 遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、故フランチェスコ・ペルツォの息子バルトロメオ・チェレジーノに四〇〇リラを遺贈する。

二〇 ミサのための遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、みずからの靈魂の救済のために、ミサを執り行い、祈りを唱えるために一、〇〇〇リラを遺贈する。これは、以下にその名を挙げる遺言執行人によって、あるいは彼の命令に基づいて、彼の望むいかなるところにでも配分してよいものとする。

二一 遺産執行に際しての包括相続人の心得

同様に、またひとつ、遺言者は以下のように命じかつ欲する。すなわち、この遺言者の包括相続人は、遺言者から相続した財産から得られた収入に応じて、またその収入の額を考慮しながら、この遺産の執行をおこなうべきものとする。

二二 遺言者の所有する家の使用权・相続権、娘への遺贈

同様に、またひとつ、傑出し、気高き皇女であり、ザクセン公妃であらせられるジリオラ様、それに、光輝ある卓越したヴェーリア伯妃カテリーナ様、また彼女の娘たち、そして先に述べた偉大な閣下、カテリーナ様の配偶者で

あらせられるフランチェスコ・ダ・カッラーラ閣下の娘たちに対して、この遺言者は、先に述べた故サリオネ・ブツァカリーニから相続した家とそのすべての離れの家と財産をその生涯にわたって利用することを遺言として認める。その家はパドヴァのサントウルバーノ〔聖ウル〕地区にあり、家の二つの側面は公道によって仕切られ、三つめの側面は傑出した兵士アルコアーノ・ブツァカリーニ、四つめの側面は同じく兵士アルコアーノによって仕切られている。多分他にもっと正確な境界があるう。この家は彼らの配偶者のうちの一方または両方が死去するようなことになれば、——そのようなことはあつてはならないことだが——そのような場合、彼らのうちの一方かまたは両方がパドヴァに居住する場合には、彼らの家となる。そしてもし先に述べた娘のひとり死去するようなことがあれば、相続権は他の生き残っている娘に移るものとする。そしてその者はパドヴァに居住すべきものとする。実に、仮に、両方の側の両者がともに死去するようなことがあれば、遺産とすべての権利は遺言者の包括相続人にそのまま帰するものとする。

同様に、またひとつ、この光輝ある奥方であらせられる遺言者は、先に述べた二人の娘ジリオーラ様とカテリーナ様のそれぞれに六、〇〇〇ドゥカート金貨を遺贈する。包括相続人はこの金を遺言者の死去した直後にそれぞれ六、〇〇〇ドゥカート相当の土地財産を二つ購入しなくてはならない。その土地財産は、先の二人の娘に指名されるべきものとし、二人の使用のために譲渡されるべきものとする。この土地財産から得られる収益・収穫・賃借料は、先の遺言者が死去した日からは、先に述べた二人の女性にずっと支払われ続けねばならない。この遺産の執行は遺言者の包括相続人の務めとする。

さらにこの光輝ある遺言者は、以下のごとく欲しかつ命じた。すなわち、もし遺言者の娘の誰かが、いかなる子も

残さず死すようなことにならば、娘はその死去に際して望むところにしたがって三、〇〇〇ドゥカートのみ——または三、〇〇〇ドゥカート相当のもののみ——遺贈してもよいものとする。残る二分の一は遺言者の包括相続人に帰するものとする。そしてまさに、一方または他方、あるいは両方の娘が死去した際に、息子にせよ娘にせよ、その死者に子供がいたならば、全遺産は、死去した娘から生まれた息子や娘に支払われるべきものとする。そしてこの事柄について遺言者は、他の相続人に対してこれを甘んじて受けるように命じる。

同様に、またひとつ、遺言者はご自分の娘であり、また夫すなわち先に述べた偉大なるフランチェスコ・ダ・カッラーラ閣下の娘でもある、威光あるご婦人リエータ・ダ・カッラーラ様に対して、家とその庭とすべての離れの家と地所を遺贈する。それはパドヴァのサン・ミケーレ教会の近くにあり、サン・ミケーレ地区に位置するものである。その家はタイル製の屋根に覆われた半木造の二階建ての家である。その家は正面に公道、裏側にポルゴ・パリアの公道で境界がなされ、一方の側は市壁、他方の側は一部がサン・ミケーレ教会の地所、一部がブラガレードのマッテオ伯の家と、織物業者ヤコポ・ダ・モンタニャーナの家と、石工バルトゥッチョの家のそれぞれで境界がなされている。またおそらく他にもっと正確な境界があるだろう。

同様に、またひとつ、遺言者は先に述べた威光ある女性、娘のリエータ様に六、〇〇〇ドゥカート金貨を遺贈する。この光輝ある遺言者は、自分の死後、速やかにその六、〇〇〇ドゥカートを使ってその金額に相当する価値の地所を購入することを命じかつ欲する。そして遺言者はその地所についてその利用のために娘リエータ様を指名しかつ彼女に譲渡するものとする。そしてこの遺産の執行は、遺言者の包括相続人の務めとする。その地所を遺言者の娘である、威光ある女性リエータ様が子をもうけずにご逝去された場合、この遺産から彼女が望む誰に対しても、三、〇

〇〇ドゥカートを越えない範囲で遺贈してもよいものと定め、そのように欲する。残る二分の一は包括相続人に帰するものとする。先の威光ある女性リエータ様の逝去に際して、男子または女子の子供が存在するならば、この遺産はその子らにそのまま移るべきものとする。この事柄について遺言者は、他の相続人に甘んじて受けるように命じる。

二三 娘の乳母と遺言者の使用人への遺贈

同様に、またひとつ、遺言者は、包括相続人が、遺言者の財産から、以下の贈与を支払い、与えるよう望み、命ずる。すなわち、カテリーナ——先に述べた光輝あるリエータの乳母である——、フォンターナ、マルゲリータ、それにパスクア〔以上、使用人〕は、彼女たちが生きている間、身につけている衣服と、食べ物と住まいを与えられるものとする。

二四 実のきょうだいへの遺贈

同様に、またひとつ、遺言者のきょうだいである傑出した兵士アルコアーノ・ブツザカッリーニに対して、貴族の兵士ボスカリーノ・ブツザカッリーニが住んでいる大きな邸宅と、その大きな邸宅に属する、タイル屋根で覆われたほかの二軒の家を、その離れの家と地所を含めて遺贈する。その家は、先の大きな邸宅の角から通りに接して大きな邸宅と境界をなし、サントウルバーノ教会に隣接している。この大きな邸宅は、壁に囲まれて、二階とタイルの屋根を備え、中庭と井戸、屋根の付いた二つの小屋を備え、パドヴァのパレンツイ地区もしくはサントウルバーノ地区に位置している。そしてこの大きな邸宅は、二面を公道で仕切られ、もう一つの側面は先に述べたアルコアーノ閣下の

地所、もう一つは、先に述べた光輝あるご婦人、この遺言書の遺言者の地所と、先に述べたアルコーノ閣下の地所、それにサン・ラツザロの地所とパドヴァのドミニコ会の地所によって仕切られている。そして多分、もつと正確な境界が存在するだろう。

二五 教会への喜捨とミサの要請——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、パドヴァのサン・ミケーレ教会に対して、毎年永続的に、六〇リラを遺贈する。その金は、遺言者がサン・ミケーレ教会にある遺言者の家の近くに位置した地所の賃貸の収入として得るべきものである。その金によってサン・ミケーレ教会の聖職者は、現在の聖職者もまた将来の聖職者も、遺言者の靈魂の救済のために、ミサをあげて、神に祈ることを求められるのである。

二六 犯したかもしれない過ちに備えて、貧困貴族の娘の嫁資——靈魂の救済のために——

同様に、またひとつ、遺言者は、自分が知らずに犯したかもしれない何らかの過ちのために、もしこれまでにそのような罪を犯したならば、一、〇〇〇リラを遺贈する。その金は、貴族のジョヴァンニ・ダ・モンフーモの一人の娘のための嫁資として使われ、配られることを望む。そして、もし仮に、その娘が結婚する前に死去するようなことがあれば、その金は先に述べたジョヴァンニのもう一人の娘に移るべきものとする。もし、その両方とも結婚せずに死去するようなことがあれば、先の一、〇〇〇リラは、遺言者自身の靈魂の救済のために、ほかの貧困な貴族出身の結婚前の女性の嫁資の一部として与えられるべきである。遺言者は、この一、〇〇〇リラが、決してパドヴァの司教様

の手に落ちることのないことを望み、そうならないように命ずる。

二七 包括相続人の指名

最後に、遺言者に帰属するいかなるものも、ほかのすべての不動産や動産や諸権利は、それが現在どこにあるにせよ、どこに見出されようと、そのすべては、遺言者の息子、すなわち威光ある、傑出したフランチェスコ・ダ・カッラーラ閣下〔息子の方のフランチェスコ・ダ・カッラーラ〕に帰属するものとする。閣下は、遺言者の夫である先の光輝ある、際立った閣下フランチェスコ・ダ・カッラーラの息子である。遺言者は、閣下を包括相続人に任じ、命じ、かつそれを望むものである。

二八 遺言執行人の指名

さらに、遺言者は、その遺言と遺言書の執行人として、パドヴァ閣下、遺言者の配偶者である、威光ある、有力なフランチェスコ・ダ・カッラーラ閣下を任じ、命じ、欲する。そして完全な支払い、履行、上記の遺産の執行のために、遺言者の財産、動産について、求められるすべてを与え、かつ譲る全面的な許可・権威・権限・承諾をこの威光ある閣下、執行者に譲渡するものとする。そして、遺言者にして、また名だたる、光輝ある先のご婦人フィーナ・ダ・カッラーラ様は、これが、遺言にして遺言書であることを述べて、定め、遺言者がこれを遺言・遺言書として是認・承認し、ご自分が喜んでいることを述べている。

二九 先の遺言書の無効化

そして、もし遺言者が、すでにほかの機会に遺言書を作成したならば、その遺言書は、これ以降、破棄され、無効とされ、効力を失う。そして、今、この遺言書が、ずっと効力と有効性をもつものと定める。そして、現在のこの遺言書は、遺言補足書やほかの遺言によって変更されるものである。そして、死や他の事由、形式、形態、法による贈与やそのような変更は、現在も将来も有効と認められる。

三〇 公証人の署名

(書さ判) 私、バンディーノ・ブラッツィ、公証人アンジェロ・ディ・バンディーノの息子は、パドヴァ市の市民にして、ドゥオーモ地区、サンタ・ルチア街区の住居者であり、帝国の権威による公証人であり、正規判事であり、先に述べた光輝ある遺言者のご婦人のための書記である。そして、先に述べた光輝ある遺言者のご婦人によってなされ、語られたすべてのことのために、ここに求められて臨席した。そして、私は、よき信仰心のもとにこれを記述し、正式の形式において、また通常の署名のもとに、作成した。

解説 第五遺言書 一三八八年、ベルナルド・タラスコーノ (Bernardo Tarascono) の遺言書について

この遺言書の作成者(遺言者)であるベルナルド・タラスコーノは、「今、体の衰弱に苦しんでいる」と述べているので、病気の状態にあるようだが、冒頭の記述から、遺言書の作成場所は、自宅ではなくデナーリ女子修道院であるという。このデナーリ女子修道院は、一二二九年の第一遺言書と一二三六年の第二遺言書の作成者であるブレゴンディオ・デナーリが遺贈し

たデナリー女子修道院である。

遺言書の作成場所が、ウミリアーティ修道会の施設であることから推察できるように、かなり宗教色の強い遺言書となっている。まず「三 遺言書作成の意図・能力」の内容は極めて宗教的なものである——「我々の生と死は神の手にかかっているのであるから、さらにまた、生きる望みを抱いていながら急死してしまうよりも死を恐れながら生きていく方が望ましいのである」。また、遺贈相手も二人の息子（パオロ、ポーノ）に五ソルドというごくわずかな額のお金を与えるだけで、自分の所有する土地も家もすべてこの女子修道院に遺贈している。来世の長く苦しい煉獄の旅を意識しての遺贈なのであるか。

第五遺言書 一三八八年、ベルナルド・タラスコーノの遺言書⁽⁶⁾

一 作成日

（書き判） 神の名においてアーメン。神の誕生から一三八八年の九月一日。インディクティオの第一二年。

二 作成場所・出席者——証人・公証人——

ローデイ市のデナリー女子修道院に出席されたのが、以下の諸氏である。すなわちザノック・ダ・ムラザーノ、ジョヴァンニーノ・ダ・ガツララーテこと通称ペーロツ（Pesolo）、マンフレード・ポカロード、バッサーノ・ダ・ラレニア、ジョヴァンニ・ファゾーロ、マンフレード・ポカロード、アリギーノ・チェルヴォ・デ・ベルガモ、フランチェスキノ・ダ・クレーマこと通称レヌツォッコ、皆ローデイ市民であり、ここに依頼されて来た知り合いの方々である。またここには第二公証人として、ローデイ市の公認公証人であるバルトロメオ・ダ・ラヴァーニャも

出席された。

三 遺言書の作成の意図・能力

我々の生と死は神の手にかかっているのであるから、さらにまた、生きる望みを抱いていながら急死してしまうよりも死を恐れながら生きていく方が望ましいのであるから、それゆえに、オットリーニの息子であり、またローディ市民であるベルナルド・タラスコーノは、たとえ今、体の衰弱に苦しんでいるにしても、精神の健康とよき記憶力の状態において、彼の死後、彼の財産に関係しそれを手に入れようとする者たちに争いが生まれないようにするために、財産の処理および規定をおこなうことを欲してこの遺言書、意見書、命令書を作成した。それらは遺言法や遺言補足書や遺言やあらゆる形の法規や訴訟・手続きにしたがっても有効であることを望んでいる。また先の遺言者の意思に基づいて公認公証人の手によって変えられるのでなければ、文章は変更してはならないと命ずる。

四 遺言書の効力と過去の遺言書の無効化

すなわちまず始めに遺言者は、この遺言書以外のもの、すなわち遺言者が法的遺言書、遺言に基づく遺言補足書、そしてあらゆる形の法規において価値を有する訴訟・手続きを決定的に有効であることを欲しかつ要求した以外の遺言書が作成され発見されるようなことがあれば、それを無効のものとした。

五 世俗的遺贈

すなわち、まず遺言者は遺言法にしたがってローデイ市民にして故ヴェントウリーニの息子であるパオロ・タラスコーノに五帝国ソルドを遺贈することを決定した。つまり遺言者は、慣習法とファルキディオの法にしたがって彼を五帝国ソルドの相続人に指名した。しかし他の財産のいかなるものもどのような手段によっても、法律に基づいても、あるいは裁判や訴訟によっても先に述べた彼の財産を要求してはならないと決定した。

同様に遺言者は遺言法にしたがってローデイ市民であるボーノ・タラスコーノに五帝国ソルドの遺贈を決定した。つまり遺言者は、ボーノ・デイ・タラスコーノを慣習法とファルキディオの法にしたがって、五帝国ソルドの相続人に指名した。しかし彼はいかなる方法によっても、法律に基づいても、あるいは裁判や訴訟によっても、ほかの財産を要求してはならないと決定した。

同様に遺言者は遺言法によって今は亡きクラークの息子であり、ローデイの市民であるパオロ・タラスコーノに五帝国ソルドを遺贈することを決定した。つまり遺言者は、慣習法とファルキディオの法にしたがって、彼を五帝国ソルドの相続に指名した。しかし彼は五帝国ソルドの他にはいかなる財産もどのような理由によっても、法律に基づいても、あるいは裁判や訴訟によっても、先に述べた彼の財産を要求してはならないと決定した。

六 宗教的遺贈——靈魂の救済のために——

同様に、ローデイ市の聖トーマズ教会の主席聖職者であり、聖職祿受領者である司祭ドン・パオロ・デイ・アドラルディ (Adlardi) 様に遺言者の靈魂の救済のためにミサと祈禱をおこなうように、五帝国ソルドを遺贈すること

を決定した。

七 賃貸借料の請求

同様に、先に述べたベルナルドは、アルギーノ・チエルヴィ・ダ・ベルガモが二デナーロ五ソルドを来る九月一日までに支払うことを命じた。それは賃貸借料として先に述べたベルナルドに支払うべきものである。

八 包括相続人の指名

遺言者は、動産および不動産、また現に存在するか、もしくは今後見出されうる諸権利の一切の包括相続人として、ローデイ市のウミリアーティ修道会のデナーリ (Donari) 修道院の女子修道院長と修道女を指名した。二人は、今その相続と先に述べた遺言者の遺言をあくまで限定承認付きで受け取る。なぜなら二人は、財産と先に述べた相続財産が二人に帰属する以外についてまで義務を負うことは、これを望んだり欲したりしないからである。

九 公証人の署名

(書さ判) 私ことバルトロメオ・ダ・ラヴァーニャは、ローデイの公認公証人であり、この法的決定に出席した。そして第二公証人として要請され、署名をした。

(書さ判) 私ことジョヴァンニ・ダ・ラヴァーニャは、ローデイの公認公証人であり、ベルナルドの上記の遺言を先の遺言書として作成するように要請された。

解説 第六遺言書 一四〇〇年、ローデイ市民ジャコモ・ダ・ラヴァーニヤの妻、クレツシーノ・ブラーコの娘ジョヴァンナ・ダ・ラヴァーニヤ (Givanna da Lavagna) の遺言書 (1397)

夫に先立って旅立つ妻の遺言書である。一四〇〇年といえば、北部と中部のイタリアにペストが荒れ狂った年である。この遺言者の死はペスト死の可能性がある。前年からペストの兆候が認められ、人びとの間でペストの不安が高まっていた。一三九九年は、この迫り来るペストの意識に加え、翌年が一四〇〇年という世紀の転換点ということもあって、イタリアでも大いに終末的意識が高まっていた⁽⁷⁾。この不安のなかで北部と中部の諸都市一帯において神に赦しを乞うビアンキの改悛の大行進が波状的に繰り出された。この改悛の行列のスローガンの特徴は、神に《平和》を誓い、多くの都市で抗争が調停された。この遺言書の作成者ジョヴァンナも、この年の尋常ならざる様子を感じて遺言書を作成したかもしれない。そのことは、公証人がみずから考えたことばかもしれないが、「三 遺言書作成の意図・能力」のなかで「キリストの裁きの前にいる」ということばなどに示唆されているかもしれない。

第六遺言書 一四〇〇年、ローデイ市民ジャコモ・ダ・ラヴァーニヤの妻、

クレツシーノ・ブラーコの娘ジョヴァンナ・ダ・ラヴァーニヤの遺言書

一 作成日・作成場所

(書き判) 神の名においてアーメン。主の生誕から一四〇〇年。インディクテイオの第九年、一〇月二十九日。下記の夫婦ジョヴァンナ夫人とジャコモ氏のローデイの都市のトンマーゾ教会に近い家において。

二 出席者——証人・公証人——

出席者は、故ザゾーネの息子であり上記の都市の市民・住民であるシモーネ・ムッシ、故アルブリギーノの息子であり上記の都市の市民であり住民であるアンドリオ・ダルドノーノ、また故ペリーニの息子であり先に述べた都市の市民でありかつその住民であるダメツレ・リカルド、また故コモーネの息子であり上記の都市の市民・住民であり、サン・レオナルドの都市の市民・住民であり、また今は故ジョヴァンニの息子であり上記の都市の市民・住民であり、サン・ジミニャーノの都市の市民・住民であるマルティノー・ブロツィオである。

出席者は、故ソンベーネの息子であり、同じ都市とサン・レオナルドの都市の市民であり住民であるジョヴァンニ・ダルマソニー・ダ・ベルガモ、また故バツシアアーノの息子であり上記の都市の市民・住民であり、サン・トーマーゾの市民・住民であるザッノツロ・ダ・ムラザーノである。出席者は皆その資格のある証人であり、この文書のために特に求められた知人である。また了解された公証人として出席したが、故アントーニオの息子であるドメニコ・ソテイス、また故ニコリーノの息子ダンノ・ダ・ボローニャであり、二人ともローディの公認公証人である。

三 遺言書作成の意図・能力

死と生は神の手のもとにあり、また生きながらえる望みをもちつつも急死に至るよりは死を恐れて生きる方が好ましいのだから、それゆえにクレッシノー・ブラーコ氏の娘、ジャコモ・ダ・ラヴァーニャの妻であり、ローディの市民であるジョヴァンナ夫人は、健康な精神と良き知力、また良き記憶力から、たとえその体が病気に冒されているようにも、常に避けられないこの世のはかなさを思い、聖人のことばと聖書に書いてあること、すなわち、我々は皆、こ

の世での行いについて、それが良きものであるにせよ、悪しきものであるにせよ、釈明するためにキリストの裁きの前にいるということばを胸に携えるものである。

四 相続をめぐる親類の争いの回避のために

夫人の父であり故俗名クレッシーノ氏の相続からジョヴァンナ夫人の所有となる彼女のすべての財産、それに加え、彼女の弟でありかつ故俗名クレッシーノ氏の息子である故アントニーノ本人（彼は未成年でこの世を去った）を通じて彼女の所有となる財産、ならびにジョヴァンナ夫人のすべての他の財産、これらの財産をめぐって、彼女の死後、親類の間でもめごと、訴訟、争いが生じないように有効な手配によって処理することを望む。

五 遺言書の効力

遺言者は、公認公証人の手によって書かれたこの遺言書が、遺言法や決定や口頭による命令や遺言によって、価値と義務を有すること、このことを今、欲しかつ命じた。そしてこの遺言書が遺言法、決定、口頭による表明、あるいは遺言にしたがって価値を有さない場合には、他のいかなるやり方、法、訴訟、手続きがなされようとも、遺言補足の法にしたがって、この遺言書が価値と義務を有すること、このことを今、欲しかつ命じた。そしてこのやり方によってこの遺言書が大きな価値と義務を有しうるものであること、また公認公証人の手と、先の遺言者の意思によって文書のなかで変更されない限り、変更を加えたり損なつてはならないことを今、欲しかつ命じた。

六 過去の遺言書の無効化

まず初めに遺言者は、これまで彼女によってなされたすべての遺言書、決定書、命令、遺言補足書の有するいかなる価値をもここに取り消し、無効なものとし、それを欲し、命じた。もしこの遺言書、決定書、口頭命令書、遺言以外に発見されるようなことがあれば、この遺言書がほかのいかなるもの以上に価値と義務をもつものであることを、今欲して、かつ命じた。

七 慈善

同様に、またひとつ遺言者は次のように定め命じた。すなわち遺言者の死後、ジョヴァンナ夫人の財産を相続する下記の相続人は、死後七日目には一モツジョの量の小麦入りの焼いたパン、また死後七日目には三スタイオの豆、また死後三〇日目には両方の同量の分の慈善をおこなわねばならない。

八 遺贈

同様に、またひとつ遺言者は以下のことを欲し命じる。以下のごとく命じて遺贈する⁽⁸⁾。すなわちフランチェスコ・ダ・ラヴァーニヤこと、遺言者と先に述べたジャッコモの間に生まれた息子に対して、ローデイ市、ヴェローナ通りのサンタグネス「聖アグ」地区にある囲いのある瓦の家を与える。その家は一方が公道に接し、もう一方がバツサーノ・デ・ロンデリの家またはモルテイ家、もう一方がコミツォッロ・デ・メレクスセの家または修道士の家、そしてもう一方が排水溝に接している。この家には先のフランチェスキーノが住んでいる。

同様に、またひとつ遺言者は以下のように命じ定める。遺言者は以下のように命じ遺贈する。同様に遺言者は以下のように命じ定める。同様に、またひとつ遺言法にしたがつて先に述べたフランチェスコ・ダ・ラヴァーニヤの幼い息子であるロレンツォに祖先から受け継いだ五ペリテイカの土地を遺贈する。その土地はローデイ市の領域のなか、テンポリア地区に位置し、その一方をモロヌス・カガモステイ氏、またはその相続人の二つの地所と接し、他方をフランキーノ・デ・ボンシニョーリの地所と接する家である。

もし先に述べたロレンツォが嫡出子をもうけることなく死去した場合は、先に述べたフランチェスコの他の息子または嫡出子が先に述べた決定において、先に述べたロレンツォの財産を取得し相続するものと命ずる。そしてそのフランチェスコが嫡出子をもうけなかった場合、五ペルテイケの土地は遺言者の次に記す子供たち、相続人に属するものと命ずる。

九 包括相続人の指名

遺言者は、以下の事柄については、次の者を包括相続人に指名する。すなわち上に記した不動産のすべて、他の動産、不動産の権利、またすでに確定されていること、すなわち先のアントモツレ・ロレンツォとピエートロに対して決定されたことを除いて存在すると認められる名義上の権利に関しては、ベリーノことアントーニオ、ザネット、バルトロメーオ、トンマーズ、フランチェスコ、そしてジョヴァンニ、以上のジャコモ氏と遺言者との間に生まれた子供たちを包括相続人に指名する。また明確に表明されていない他の財産については、先に述べたように彼らの誰もがみな均等に相続すべきものとする。彼らの誰かが死去した場合には、遺言者は、他の生き残った者が均等にその死去

した者を相続すべきであると決定する。以上が遺言者の遺言である。

一〇 公証人の署名

(書き判)

私ことマフィーノ・バロニーオは、帝国から権威を与えられたローディの公認公証人であり、先に述べたジョヴァンナ夫人によってなされた上述の遺言書の作成に出席した。依頼されてその遺言書を作成した。そして同じ遺言書のこの部分が彼によって登記されるように、ステファニーノ・ソンマリヴァ公証人に手渡しし、私はここに署名した。

私ことステファニーノ・ソンマリヴァは、帝国から権威を与えられたローディの公認公証人である。上記の公認公証人マフィーノ・バロニーオの命を受けて遺言書のこの部分を書き記して署名した。

比較参考史料 一二世紀に書かれた遺言書

解説 第七遺言書 一二二九年、ローディ市民ブレゴンディオ・デナリー(Bregondio Denari)の遺言書について

非常に宗教色の強い遺言書である。宗教的遺贈の相手は一一の団体もしくは個人に及ぶ。ウミリアーティ修道会の影響を受けて、二つの施療院の貧民に対しても遺贈がなされている。最も目立ったことは、自分の家と農地をウミリアーティ修道会に遺贈し、この場所にウミリアーティ修道会の修道院を設立するように指示していることである(そしてこの遺言は、彼の死後、実際に遺言執行人によって果たされ、「デナリー女子修道院」が設立された)。それと引き替えに、自分の救済のために供



図7 ローディのサン・クリストフォロ教会（1150～1200）

養ミサをおこなうように遺言でしっかりと指示されている。デナーリによる、この不動産と動産のすべてを遺贈してしまうという決断は、娘のリーカ (Rieka) からの抵抗があったのだろうか、あるいは抵抗が予想されたのであろうか、「リーカはこれで満足すべきであり、これ以上要求してはならない。」とはつきりと述べている。この思い切った遺贈は、当時、隆盛しつつあったウミリアーティ修道会の宗教的運動に刺激された遺贈形態にはかならない。デナーリ女子修道院は、第五遺言書にも登場する。

なお、ブレゴンディオが、この遺言書で供養ミサと引き替えに一〇〇リラを遺贈するサン・クリストフオロ教会は、本章の遺言書中には登場しない。この教会はウミリアーティ修道会系の教会であり、現在も残っている(図7)。ただ通常は閉鎖されたままである。

第七遺言書 一二二九年、ローデイ市民ブレゴンディオ・デナーリの遺言書⁽⁹⁾

一 遺言書の作成日

(書き判) 我らの主イエス・キリストの受肉の年から一二二九年、インディクティオの第二年。一月一〇日。

二 法にもとづく遺言書の作成

ロンバルディーアの法律にしたがって生きることを表明したブレゴンディオは、遺言書法、もしくは、さらに優れた価値を与える他の法令にもとづいて、永遠に不変でありつづけ、かつ効力を備えつつけるべき、公認公証人によつ

て登記されたのでなければ変更しえない遺言書を作成した。

三 娘への遺贈

まず始めに、遺言者は、娘であるリーカを嫁がせるために彼女に五六帝国リラを与えるが、その金を含んで遺言者の財産の三分の一の相続人としてリーカを任ずる。また遺言者は、この三分の一を有するリーカはファルキディア法〔古代ローマの相続法に従って相続財産の少なくとも四分の一を相続人に保障する法〕のために、同様にまたひとつ、持つべき現金五六リラのゆえにローデイの広場に所
有するファルキディアを清算すべきことを命ずる。リーカはこれで満足すべきであり、これ以上要求してはならない。

四 修道会への遺贈と条件

ブレゴンディオが住んでいるサン・トンマーズ地区にある家と、さらに、ブレゴンディオが亡くなった時点で見出されるその家のなかのすべての瓶と家庭用品、並びに、ムラツターノ (Muzzano) 地区またはその地域の境界に彼が所有するすべての農地は、彼の所有地にせよ、永代借地の名目にせよ、遺言者はローデイのウミリアーティ修道会に与える。ウミリアーティ修道会の修道院は、この家と農地に設立されなければならないものとする。ウミリアーティ修道会の会衆の修道士と修道女は、神に仕え、神のために、この家に居住しなければならない。

五 世俗的遺贈

遺言者は、バッシアーン・リツカルデイの妻であり遺言者自身の姪のフランチャに三〇帝国リラを遺贈する。

遺言者は、ゾヴェニーコとカヴェナーゴに自ら所有する土地のすべての用益権と、ローデイのムーネの地代から毎年得られる一〇帝国リラをランフォ・デナーリに与える。その用益権と地代についてはへ・・・・ランフォ・デナーリが死ぬまで持ち享受すべきものとする。

六 参事会の会堂への遺贈

サン・クリストフォロ教会の参事会の会堂にローデイのムーネの下記の地代の一〇〇帝国ソルドを毎年授与するものとする。この授与によって遺言者の靈魂のために毎年ミサが挙行されるべきものとする。

七 修道会へのミサのための遺贈

チェツレート修道院に毎年一〇帝国ソルドを授与する。この授与によってチェツレートの修道士はこの遺言者の靈魂のために毎年ミサを挙行すべきものとする。

八 修道会への遺贈

ローデイのムーネにおいて遺言者が所有する先の地代の残りのすべては、彼が創設するように命じたウミリアーティ修道会の修道院に渡るものとする。

九 修道会への遺贈と靈魂のためのミサの挙行の義務

ソラローロ近郊にある故グイレンチョ・デナーリの土地もしくはどう園から地代として得られるニスタイオは、フォリスのサン・バッシアーノ修道院に与えられるものとする。この修道院はこのブレゴンディオの靈魂のために毎年ミサを挙行することを義務づけられるものとする。

一〇 不法利得の返還

遺言者は、自ら不法に強奪した財産や不当利得に関して書かれないかなる文書においてであれ、見出されるものによつて遺言者が不当利得を受け取ってしまったその相手の個人に、一〇〇帝国リラが譲渡されることを命ずる。

一一 遺贈

遺言者は、ピエトロ・バッシの娘に、その婚姻費用のために、もしくは神に仕える修道女になる費用のために、三帝国リラを与えるものとする。

遺言者は、グアルテリオ・ヴィニヤーティ・ダ・マツソレンゴの妻に三帝国リラを与える。

一二 遺言執行人の任命

遺言者は、サン・クリストーフォロ教会の参事会長殿とグリエーモ・ダ・ブレンピヨ、マルテイーノ・ダ・セス、ウベルト・ダ・セリニヤーノ、ランフォ・デナーリ、テルツォ・ダ・ムラツァーノをこの遺言書並びに先に述

べた修道院の創設の執行人に命ずる。

一三 施療院への遺贈

遺言者は、一〇ソルドをあらゆる施療院に与え、二モツジヨのライ麦をサンタントーニオの施療院に与える。

一四 女子修道会への遺贈

遺言者は、二モツジヨのライ麦と一モツジヨの豆を女子修道院、すなわちサッコ・ドナーティ修道院の修道女に与える。

一五 修道会への遺贈

遺言者は、一モツジヨのライ麦をローディとローディ司教区の他のすべての修道院に与える。それらの修道院はウミリアーティ修道会に属するものである。

一六 施療院への遺贈

遺言者は、五帝国リラをサン・ブラシヨ施療院の貧民に、また五帝国リラをサン・バルトロメーオ施療院の貧民に与える。

一七 他の遺言書の無効化

遺言者は、以前に作成した他の遺言書については、これを無効とする。

一八 遺言書の写しの作成の命令

遺言者は、必要な分だけこれと同じ遺言書の写しを作成するように求める。

一九 出席した証人

ローデイにて作成。以下の方々が、呼び求められた証人として出席された。すなわちサン・クリストーフオ教会の参事会長、グリエルモ・ダ・ブレンビヨ、アリアルド・ダ・カヴェナーゴ、マルティーノ・ダ・セスト、ウベルト修道士、ピエートロ修道士、マルティーノ修道士、ジラルディーノ修道士の方々である。

二〇 遺言書を作成した公証人

（書さ判）私ルベオー・ダ・ドヴェーナはパラティーノの公証人であり、この遺言書作成に立ち会い、求められて、この遺言書を作成し、登記した。

解説 第八遺言書 一二三六年、ローデイ市民ブレコンディオ・デナーリ (Bregondio Denari) の遺言書について

この遺言書は先に作成した遺言書の内容を変更・更新した遺言書である。この遺言書の作成者のブレゴンディオ・デナリーは、第七遺言書の遺言者と同一人物である。ここでは、先の遺言における最も重要な事柄、すなわち、ウミリアーティ修道会に自分の家を遺贈するという本質的内容は変更されていないが、息子への遺贈の増額、埋葬先の指定などが追加または変更されている。七年間の経過による状況の変化に応じたものである。

第八遺言書 一三三六年、ローデイ市民ブレゴンディオ・デナリーの遺言書⁽⁶⁾

一 遺言書の作成日と臨席した公証人と証人

(書き判) 主イエス・キリストの受肉から一三三六年九月二一日。インディクティオの第一〇年。公証人アリアルド・ダ・カヴェナーゴの第二公証人として臨席のもとにおいて、またこの他に、以下に指名された人びとの臨席のもと、ロンバルディア法に基づいて生きることを表明するブレゴンディオ・デナリーは、すでにこの遺言書に先立って作成し、私ことドツツ・デイ・ドヴァーリオがすでに記述した遺言書と命令書を遺言者の遺言にしたがってここにおいて確認せんとする。

二 先に作成した遺言書による相続の変更——息子への遺贈——

遺言者がすでに述べたことについて、取り消し並びに変更をおこない、ここに遺言書を作成する。遺言者は変更して彼の欲するところを付け加える。すなわちここに遺言者の息子エンリーコを遺言者の財産の二分の一の相続人に任

「1236年、ブレグンディオ・デナーリの遺言書」のテキスト

(S. T.) Anno ab incarnatione Domini Nostri Iesu Christi millesimo duecentesimo trigesimo sexto, undecimo die exeunte mense octubris, indicione decima. In presentia Arialdi de Cavenago notario, qui pro secundo notario et pro adfirmatione huius testamenti interfui et aliorum hominum qui inperius leguntur.

Bregundius Denarius, qui se lege longobardorum vivere manifestavit, in ultima sua voluntate firmavit testamentum et iudicatum et ordinamentum, quod ante hoc fecerat, et quod ego Rubeus de Dovia scripsi. Et excepto et mutando qui testando dixit et mutavit ed addidit quod vult, et instituit Richam filiam suam sibi heredem in medietate omnium bonorum suorum.

Volens quod ipsa Richa esset heres in infrascripta medietate et non tantum in tertia, in qua eam instituerat in priori testamento. Item addidit quod Celsa uxor sua habeat et habere debeat omnia indumenta sua et omnia indumenta, quibus ipsa utebatur, et lectum suum non computando ea in dote.

Item addidit et iudicavit Airaldo de Cavenago libras quinque imperialium. Item iudicavit libras sex imperialium plusminusve Isapo de Overgnaca, quos ei debebat per breve atestatum et liberatione ipsius obligationis ei remisit. Ad hunc iudicavit eidem Isappo [] et unam quam sine breve ei dare debebat. Item addidit et iudicavit Bertramo Denario libras decem imperialium. Et item iudicavit libras decem imperialium Constancie, que cum ipso Bregundio stabat, ad mariandum sive ad religionem eundo. Et iudicavit libras tres imperialium Andriolo, fratri ipsius Costancie.

Et addidit e iudicavit canonicè Sancti Christofori, ubi vult iacere, colcidram suam et plumacium suum et duo linteamina linea. Et voluit et ordinavit quod omnes panni sui vendantur et dentur pauperibus pro anima sua. In dispositione dispositorum. Et voluit et instituit Ricardum Poccaterram esse dispositorem iudicati sui cum aliis dispositoribus viventibus, quos instituit in predicto priori testamento. Et insuper iudicavit eidem Ricardo solidos quadraginta imperialium.

Item voluit et ordinavit quod Celsa, uxor sua, possit et debeat, si voluerit, stare caste in domo sua et habitare cum aliis sororibus humiliatis que habitare debent in predicta domo et que habitabunt in ea. Quam domum legavit in dispositione humiliatorum Laude.

Et hoc testamentum secundum et ordinamentum et iudicatum voluit valere iure testamenti vel codicili vel codicili (sic) seu alio iure quo melius valere. Et non possit mutari nisi mutetur in scriptis per manum predicti Arialdi de Cavenago vel mei infrascripti, Rubei notarii.

Ita decrevit in ultima bona et spontanea sua voluntate, unde hoc testamentum et plura alia uno tenore fieri rogavit.

Acutum in Laude. Interfuerunt ibi magister Cazulus et Basus eius filius et Arnolfus de Vauri et Oldanus Denarius et Manfredus Sclata et Iohannes de Tertio et Sozus de Vistarino et Iohannes Paganus et Bertramus Denarius rogati testes.

(S. T.) Ego predictus Rubeus de Dovia huic interfui et rogatus hoc tradidi et scripsi.

命する。すなわち、遺言者はエンリーコがここで述べた通り、半分の相続人となることを欲するものであって、以前に作成した遺言書において決定していたように、エンリーコが財産の三分の一の相続人となることを欲するものではない。

三 世俗的遺贈

同じく、以下のことを加える。妻チエルサは遺言者が使用しているすべての衣類と寝台を所有するものとする。これには嫁資は含まれていない。同じく、以下のことを加える。すなわちアイラルド・デ・カヴェナーゴに五帝国リラを与えるものとする。同様に、またひとつ、イサツポ・ダ・オヴェルニャーカに六帝国リラ程度の金を渡すものとする。それはある証書の結果として彼に貸しているものであり、この義務の取り消しのために彼に与える。その他に同じイサツポ・ヘ・・・」「苗字が消えた」と思われるに証書なしで貸している金を与える。同じく、ベルトラーモ・デナツイオに一〇帝国リラを与えるものとする。

四 嫁資または女子修道院入りの資金

同じく、先のブレゴンディオと同居しているコスタンツァに一〇帝国リラを与える。これは彼女が夫を迎える場合やまたは修道女になる場合のための金である。このコスタンツァの弟アンドリオロに三帝国リラを与える。

五 喜捨と埋葬地の指示

またサン・クリストフォール教会の参事会の会堂にふんと羽根まくらと敷布二枚を与える。遺言者はその教会に埋葬されることを望む。

六 貧民への慈善——靈魂の救済のために——

遺言者の持つすべての衣類は彼の靈魂の救済のために貧民に売却、遺贈されることを欲しかつそのように決定する。

七 遺言執行人の選出・任命

この処置の執行のためにリツカルド・ポカテツラをこの遺言書の執行人に選び、任命する。これに、まだ存命であれば他の遺言執行人を加える。これらの遺言執行人については先に述べた遺言書で任じた通りである。さらに同じくリツカルドに四〇帝国ソルドを与える。

八 妻の処遇

同様に、またひとつ、遺言者は次のように欲し定める。すなわち、遺言者は妻のチェルサが、欲するならば、この家に一緒に住むはずの他のウミリアーティ修道院の修道女とともに、再婚せずにこの家に暮らしてもよいし、またそ
うすべきである。

九 ウミリアーティ修道院への家の遺贈

遺言者はこの家をローデイのウミリアーティ修道会に与える。

一〇 本遺言書の法的効力

この遺言書が遺言書の法令にもとづいて、またはもつと大きな効力を有する他の法令にもとづいて効力を有することを定める。

一一 本遺言書の変更の禁止

この遺言書は先に述べたアリアルド・ダ・カヴェナーゴや私ことドッソ公証人の書面によって変更されない限り変更してはならない。遺言者は、同様に、またひとつ、正常な精神と自由な最後の意思において以下のことを決定した。すなわちこの遺言書も他の遺言書も同じ内容であることを決定した。

一二 証人の確認と遺言書の登録公証人

ローデイにて作成。そこにはカズーロとその息子バツソ、アルノルフォ・デ・ヴァウリオ、オルダーノ・デナーリ、マンフレード・スクラータ、ジョヴァンニ・パガーニ、ベルトラモー・デナーリ、すなわち呼び求められた証人が出席した。

一三 印章と登録した公証人

(書き判) 私こと、上記のドツソ・デイ・ドヴァーリオはこの証書のために出席し、登録した。

解説 第九遺言書 一二四八年、ローデイ市の公証人ジャコモ・モレーナ (Giacomo [Jacobo] Morena) の遺言書について

この遺言書では、遺言者は、自分の死後の生活に目を向け、妻の生活をできる限り保証するための手立てを具体的に述べている。妻は結婚した時に嫁資(持参金)をもつて来ており、それは夫が先に死んだ場合、実家に帰っても生活ができるための資金、あるいは、妻が若ければ(つまり出産可能なら)再婚するための資金として利用された。だが、実家に帰らずに婚家に残る場合は、夫が妻の生活、特に老後の生活を保証したのである。ここでは、そのために具体的な手立てが述べられているのである。

この遺言者ジャコモ(ジャヤコモ)の妻ベツラカラは、この第九遺言書の作成から一五年後に、死を意識して遺言書を残した。それが第一遺言書である。

第九遺言書 一二四八年、ローデイ市の公証人ジャコモ・モレーナの遺言書⁽¹⁾

一 遺言書の作成日時と証人

(書き判) 我らの主イエス・キリストの生誕から一二四八年一月一日。インディクティオの第七年。ローデイのウミリアーティ修道会のサン・クリストーフオ教会の参事会の会堂にて作成。出席者は、モレッリ・モンチヨ、

ピエトロ・カッターネオ・ダ・サツララーノ、ルーフォ・モンチヨ、へ・・・マルキシヨ・ダ・ボレンツァーノ、アンブロジー・ダ・ヴェルデツコであり、依頼された証人である。ヴィヴァーノ・ブレーヴァは、第二公証人として合意のもとに出席された。

二 遺言書作成の動機・遺言書の変更の無効

人が生きるも死ぬも神の手のもとにある。ゆえに、ロンバルディーアの法にしたがって生きていくことを表明したローディ市民ジャコモ・モレーナ氏は、健康な精神状態のもとに、承認され持続的効力を有する遺言書を作成した。その遺言書は、遺言法にもとづいて有効とされるものであり、遺言書補足書や遺言によって、あるいは、他のあらゆる方法によって最大の効力を有するべきものである。遺言書の変更は、公証公証人の手による書面によってこそ、可能にも不可能にもなるものである。まず始めに、公証人ジャコモ・モレーナが息子マンフレディーノに先の遺言書で遺贈した七帝国リラをこの遺言書で三帝国リラに変更する以外は、ジャコモ・モレーナによって作成された遺言書は変更されないことを決定し、そのように望み、規定した。

三 妻の扶養の保証

さらに同様に、またひとつ、遺言者ジャコモ氏は以下のように決定した。すなわち、ジャコモ氏が先の別の遺言書のなかで命じたように、遺言者の妻ベツラカラが独身で暮らすならば、遺言者は妻に最初の家に下女と住むことを命じ、かつそれを望んでいる。その最初の家とは、サン・クリトーフォロ教会の参事会の会堂の東側にあり、南側は

道路に接し、オルトロキスの西側に位置し、サン・ジェミニニャーノの地区にあるものである。ベッラカーラが毎年受け取るものとして以下のものを定める。すなわち、六モツジヨの雑穀「オオムギ、ライ麦、粟など」、四スタイオの小麦、四スタイオのレヌス〔何を指すか不明〕——これはベッラカーラが以前ほしいと言っていたものである——、四スタイオの生のワイン、六スタイオの交ぜワイン、二カツロ〔量不明、カツロは馬車一台分の量の意〕の木材、衣類とパンのおかずを買うための現金三〇ソルド、二ペンソ〔亜麻織物などである。上記のすべてのものは、妻ベッラカーラに与えられる。〕。

同様に、またひとつさらに、ジャコモ氏は、妻ベッラカーサの生計のためにその全財産を担保にする。すなわち、その全財産とは、まず、特にジャコモ氏がアツタ川の北のモンティチェッロの地域・領地に所有するぶどう畑の全部であり、次に、氏が先に述べた場所、すなわち東西が道に面して、南にコレテ・パラシオ、北にデ・ガリオティスがある場所に所有する地所、そしてウニャーレの近郊にある、先に述べた領地のなかにある一〇ペルティコの土地——この土地は、すなわち東と北と西に道路があり、南にリカルディとコンティス地区がある場所の近くの土地のこと——である。

四 世俗的遺贈——伐採税等の免除——

さらに同様にまたひとつ。へ・・・氏が、ピエーヴェエ教会の伐採税の支払いの際に彼ジャコモに渡さねばならぬ三帝国リラについては、これを免除するものとする。さらに同様に、またひとつ、ジャコモ氏は、彼がピエーヴェエ教会の森に所有し、オットボーン・デイ・ウルニャーガとその甥から受け取ったピエーヴェエ教会の一〇分の一税について、それを同氏に与えた〔ジャコモが教会税を所有しているのは、一見変なようだが、実は「教会は教会税の徴収の権利を個人に売却することもあったのである」〕。

五 女子修道院への喜捨

またジャコモ氏は、サンタ・マリア地区とサン・バツスアーノ地区のウミリアーティ修道院の作業所に対して一・五ソルドを、ブレゴンディオ・デナーリ〔一二二九年、一二三六
年の遺言書の遺贈者〕修道院の修道女たちに対して、五ソルドをそれぞれ与えた。

六 不当利得の返還

また遺言者、すなわち先に述べたジャコモか、もしくは彼に代わる誰かが受け取ったり、所有したりしたと認められたすべての高利や不法な掠奪物については、それを償還する措置が遺言者によって講じられた¹³。

七 小間使いへの遺贈、ウミリアーティ修道会への入会の援助または嫁資

さらに同様に、またひとつ。彼の小間使いであるベツラゾーレが、ローディカローディ司教区のウミリアーティ修道会で仕事を得ることができるよう、遺言者は彼女に四帝国リラを与えた。また、仮にベツラゾーレが夫を得ようなことがあれば、彼女には三帝国リラのみを与えるものとし、この措置は彼女が生きている間におこなうことを命ずる。そしてその金はへ・・・年までに支払われるべきである。そしてこのために先のジャコモは、彼のすべての財産を抵当にいれる。このようにしてジャコモは、息子のオットリーノが何よりもまず現金一五リラを手にするように命じた。その現金は、オットリーノの妻であるトスケスケ夫人の嫁資としてジャコモが得ている金である。

八 高利と不当利得の返還

また同様にまたひとつ。五〇帝国リラについて、すなわち、先のジャコモが高利と不法な掠奪として償還した金五〇帝国リラについて、もしも償還すべき相手が見当たらなかったならば、遺言書の形式にもとづいて、所有すべき者が見当たらなかったその金はウミリアーティ修道会のサン・クリストーフオ教会の参事会の会堂に収められるように命じた。それゆえに同じ内容をもつ別の写しが作成されたのである。

九 公証人の署名

(書さ判) 私ことコッタ・マーディオ公証人は、公証人バツシアーノ・モレーナの意向に従ってこの遺言書を作成した。

(書さ判) 私ことバツシアーノ・フェットラート公証人、すなわちパラティアーノの公証人は、原本から、その書かれた内容にしたがって、この謄本を作成し、ここに署名した。

解説 第一〇遺言書 一二五二年、ジェノヴァ市民オベルト・ロメッリーノ (Oberto Lonelino) の遺言書について

ジェノヴァの名門のロメッリーニ家による遺言書。ジェノヴァの都市らしく、ジェノヴァの港の防波堤の工事費のための「遺贈」(恐らく公証人を通じてコミュニネから課された事実上の義務、税金)が記載されたり、公債やコンメンダ(海上商業の共同事業契約の一種)が遺産に挙げられたりしている。また、この遺言者は立派な甲冑と武器をいくつも持っていたよう

で、そのこだわりから、遺贈先を具体的に指定している。多岐に及ぶ遺贈先の記述や、妻が持参した嫁資が「五〇〇ジェノヴァ・リラ」であったという記述からもその地位のある程度の高さ、裕福さが示される。妻の前夫の息子にも遺贈しているが、これは、友人への貸し金の免除、配偶者の庶子への遺贈などとともに、死を前に寛大な愛情を神にアピールするねらいがあったのかもしれない。本遺言書は、他の多くの遺言書と違って、遺言者が「私」として記述している。また、証人の名前が最後に述べられている。これは地域性かもしれない。

第一〇遺言書 一二五二年、ジェノヴァ市民オベルト・ロメツリーノの遺言書¹⁴⁾

一 精神的健康の証明

（書き判） 私ことオベルト・ロメツリーノは善良で健康な精神状態である。

二 キリスト教徒としての前書き

私は神の最後の審判を恐れつつ、私の遺言を熟慮して私の財産を処理する。

三 埋葬先の指定

私の遺体がサン・テオドーロ教会に埋葬されることを命ずる。

四 宗教的遺贈——靈魂のためのミサの指定——

私の靈魂のために二五ジェノヴァ・リラを遺贈する。すなわちこのうち一〇分の一をサン・ロレンツォ大聖堂に遺贈する。残りのうち一〇ジェノヴァ・リラを今述べた教会に私の靈魂のためにおこなう毎年毎月のミサのために遺贈する。

五 世俗的遺贈

残りの金額は姻戚のウーゴ・グリツリ、姻戚のシモーナ・スピノーラ、それに妻のシモーナによって配分されるべきである。

六 妻の嫁資等の返却

私の財産から妻シモーナが、彼女の嫁資である五〇〇ジェノヴァ・リラと、婚姻贈与である一〇〇ジェノヴァ・リラを現金で受け取るべきであることを命ずる。

七 家族等への遺贈
妻へ

さらにまたひとつ、今述べたシモーナに対し私が遺贈するものは次のとおりである。すなわち嫁資と今述べた権利のほかに、私がカステレットに所有する土地とその家を彼女に遺贈する。またその土地にある備品その他すべてのも

のも彼女に遺贈する。また、現在彼女に利用されている、また過去に利用されたすべての衣装と装飾と衣類、また服や家のすべての装飾品、またすべての所有物、家庭用品、そして私が持っている家にある残りのすべてのものを彼女に遺贈する。

妻の前夫の息子等へ

ただし武器と鉄製の甲冑かっちゅうについては別である。このなかから私はミロアルド・トゥルキに金属のすね当てつきの鎖かたびらと「甲冑用の袖つきの下着」（ダブレット）を遺贈するが、どれにするかは私の持っているものの中から彼自身に選ばせよ。

さらにまたひとつ、私の妻シモーナと今は亡き前夫のダニエーレ・ドリアの間にできた二人の息子ガヴィーノとペトリーノに五〇ジェノヴァ・リラを遺贈する。それは彼らのためにサルデーニャにおいて家畜に投資した財産から二人にそれぞれ遺贈する。ただしどのようにするのが一番いいかについては、私の姻戚ピエートロ・グリツリとインゴリーネ・グリツリの助言と要望にしたがうものとする。

さらにまたひとつ、もし私が病気で死んだならば、私の靈魂のために、私は先のガヴィーノとペトリーノに私に負うとされるところのものすべてと、私が彼らを養育したことで二人から受け取るはずのものすべてを遺贈する。私が二人を養育したことで二人に対し私が持っている代償書（*laudes*）は、私の死後は二人に返却されることを要望する。

さらにまたひとつ、私が所有するものの中から、二人のそれぞれに対して、二人が選ぶ「甲冑用の袖つきの下着」

を遺贈する。ただし私が先のミロアルドに私が遺贈する鎖かたびらと甲冑用の袖つきの下着は除く。

妹等へ

私の妹アダラシア、つまり私の姻戚のシモーナ・スピノーラの妻に対して、夫のシモーナ・スピノーラと暮らしている家を遺贈する。

さらにまたひとつ、私の血族アミーコ・ロメツリーノには、ペリに所有している土地とフツリエール地区に所有している家とを遺贈する。その遺贈の条件は、次の通りとする。つまり先のアミーコが、どんな目的であれ、自分のためであれ、他人のためであれ、先に述べた家と土地を売却することも譲渡することも債務の支払いにあてることもできないという条件においてである。そしてもしアミーコが男子嫡出子の相続人をもたないままに死去するようなことがあれば、シモーナ・ロメツリーノ、トンマーズ・ロメツリーノ、ジョヴァンニ・ロメツリーノ、アンサルド・ロメツリーノの四者のそれぞれがアミーコを相続し、ペリにある先の家と土地の四分の一ずつを得ることを要望し、これを命ずる。

さらにまたひとつ、私は先のアミーコに私のすべての鉄製の甲冑と武器を遺贈する。ただし上記において先のミロアルド、ガヴィーノ、ペトリーノに遺贈したものを除く。

さらにまたひとつ、アンドレオーラに対しては私の靈魂のために衣服で五ジェノヴァ・リラ分を遺贈する。

さらにまたひとつ、先のアミーコの妹でありエンリーコ・デ・ニグローネの妻であるモンタナリアには私の靈魂のために五ジェノヴァ・リラを遺贈する。またモンタナリアに対して彼女が私から借りている二〇ソルドについては、

上記において私が彼女に遺贈した五ジェノヴァ・リラに加えて、これを彼女に譲渡するものとする。

さらにまたひとつ、エンリーコ・フロレンティーノ・ダ・カステロに九ジェノヴァ・リラを与えねばならないことを認める。それは彼の妻であり、私の姪であるシモーナの嫁資として支払われるべきものである。

さらにまたひとつ、サン・ジョヴァンニ教会の指導者であるフラ・マリーノが先のエンリーコ・フロレンティーノに三リラを借りていることを認める。それを彼は彼の妻である先のシモーナに彼女の嫁資として与えることを約束した。もしフラ・マリーノが払う気がなければ、私が私の財産から支払いたいと思う。

義父へ

さらにまたひとつ、私の義父フェデリーゴ・グリツリが私の死後、私の住んでいる家を三〇〇ジェノヴァ・リラの評価額で所有すべきであることを決定し、これを命ずる。ただし私の妻がそこに留まるつもりで、かつ夫を持たずにその家に留まる限り、生涯にわたってその家に一室をもつものとする。しかし、もし彼女が結婚するならば、先のフェデリーゴつまり私の義父は上記に述べたように三〇〇リラでその家を持つものとする。

その他

さらにまたひとつ、私の死後シモーナ・スピノーラの息子であるエンリーコ・スピノーラに対して、私が彼とともに作成したコンメンダに関して、私が彼に対して持っているものすべてを譲渡する。そしてこれについては満足のいくようにしてよい。

訴訟中の相手へ

さらにまたひとつ、ロツソ・トゥルキと彼の息子ミロアルドに三七リラ一四ソルドを遺贈する。その金額は二人が私に借りているものである。また私がロツソとともに抱えている問題と訴訟については終結させ、もうこれ以上何もないようにさせよ。そして私の相続人はこの訴訟で彼を悩ませるべきではない。

使用人へ

さらにまたひとつ、私は使用人のライムンデタに三七ソルドの借りがある。それを私の財産から彼女に与えることを望む。そして私の靈魂のために三リラを彼女に遺贈する。

宗教的遺贈ほか

さらにまたひとつ、サンタ・マリア・ヴィーニエ教会に、私の靈魂のために四〇ソルドを遺贈する。私が証書登録簿に載せて書いているように、サンタ・マリア・デツレ・ヴィーニエ修道院の修道院長のロツソに対して、一五〇ジエノヴァ・リラの負債の支払いを済ませていないことを認める。そしてこの金額は、故フルコーネ・ムアスジェリオ(Musgerio)の二人の息子であるジェラルドとジャコビーノのものである。私は、二人が私の財産からこの金額を受け取れることを要望する。

姪へ

さらにまたひとつ、故グリエルモ・ロメツリーノの二人の娘アルティリアとバルバリーナにそれぞれ五リラずつ衣服で遺贈する。

港の防波堤の工事費へ

さらにまたひとつ、港の防波堤の工事のために四〇ソルドを遺贈する。

親類または友人の妻へ

さらにまたひとつ、グリエルモ・バイアモンテイの妻であるジャコバに五リラを遺贈する。

妹へ——土地以外の一切の諸権利の譲渡——

さらにまたひとつ、シモーナ・スピノーラの妻であり私の妹であるアダラシアに遺贈するものは次のとおりである。すなわちどんな権利であれ、私が持っている一切のもの、誰に対してであれ、あるいは私が追求した訴訟や判決に関するどんな者に対しても、私のために求められ得る一切のもの、そして上に述べた土地は別にして、すべての人びとに対して私が持っている権利の一切を彼女に遺贈する。

姻戚への未払いの借金

さらにまたひとつ、私の姻戚であるシモーナ・スピノーラに一〇リラを借りていることを認める。彼はそれを私に貸し付けたのである。

八 相続人の指定と処理の注意

私は私の相続人として先のアミーコ・ロメツリーノを私のすべての残りの財産のために任命する。私はシモーナ・スピノーラと私の妻のシモーナを、私の財産から私の遺産と負債を配分し支払いをおこなう者として指名する。ただし常にジェノヴァのムーネの公債、負債、税金、またそれらからの借入の残りは除くものとする。

動産が遺産された人びとは、それを所有する前にジェノヴァのムーネにおいて、それらから支出をおこなうために、ジェノヴァの記録簿にその動産を記載しなくてはならないことを私は命じ決定する。

九 遺言書の効力について

これが私の遺言であり、もしそれが遺言書の法律によって有効でなければ、せめて私はそれをほかの遺言の法令によってそれが有効になり効力を得ることを願う。

一〇 作成者・作成場所・作成日時・証人

一二五二年六月八日正午、先に述べた家長オベルト自身の部屋、ジェノヴァにて作成。

証人ピエートロ・グリツリ、シモーナ・スピヘ・・・、シモーナ・ロメツリーノ、トンマーズ・ロメツリーノ、マリノー・ウンディマーレ、ジャコモ・ヴィヴァルデイ、ニコラ・バラティエーリ、ジャコポ・グリツリ、アンドリオ・トウルキ。

解説 第一二遺言書 一二六三年、ローディの公証人故ジャコモ・モレーナ (Giacomo [Jacobo] Morena) の妻ベッラカーラ・モレーナの遺言書について

この遺言書は、第九遺言書と対をなす——つまり、第九遺言書の作成者ジャコモ・モレーナの死後、おそらく一五年後にその妻ベッラカーラによって書かれた遺言書である。夫からは全面的に財産を委ねられた妻が、婚家に残って、今度は娘や孫に財産を分与していく。夫の遺言書ではわからなかった家族構成がここではかなりはっきりとわかる。ジャコモとベッラカーラの間には、少なくとも二人の娘がいて、その二人をおそらく嫁がせるが、そのほかに少なくとも二人の息子がいた。その二人の息子は結婚し、それぞれ子どもをもうけたものの、この二人の息子はともに若くして死去。ベッラカーラは、娘二人と孫二人にみずからの遺産を与えていく。

この遺言書の特徴のひとつは、宗教的遺贈が一件もないことである。

第一一遺言書 一二六三年、ローデイの公証人故ジャコモ・モレーナの

妻ベッラカーラ・モレーナの遺言書⁽¹⁵⁾

一 遺言書の作成日・場所と証人

(書さ判) 我らが主イエス・キリストの生誕から一二六三年の一月一九日、月曜日、インディクティオの第八年。ローデイ市にある、故ジャコモ・モレーナの相続人の家に出席した者は、以下の通りである。すなわち、アルベルト・ダ・モンテクセヌス(Montexenus)、ジャコモ・モンチヨ、ジエラルド・ガレリオ、へ・・・・ルチアーノ・へ・・・・、エンリーコ・ダ・カステラーテ、エンリーコ・ダ・クレスピアァーティカであり、証人としてここに呼び求められた。

二 遺言書の精神の健康の保証

故ジャコモ・モレーナの妻であるベッラカーラ夫人は、ローデイ市民であり、その精神は健全である。

三 本遺言書の有効性

夫人は、その死後、その財産、その権利、その証書や資産をめぐる争いも起きないことを望み、ここにその理由から、その遺言であるこの遺言書、すなわち決定書を作成する。第二公証人として、ここにグイード・デ・

ヴァウロ (Vauo) が出席した。そして遺言者は、この遺言書、遺言が有効性を備えることを望むものである。すなわち、遺言者は、この遺言書が、より大きな有効性を備えること、また、公認公証人の手によるか、記述された文書によってでなければ、変更されることも、異議申し立てもされないことを望むものである。

四 相続人の指定

まず第一に、遺言者は、みずからのすべての孫および甥・姪のそれぞれが、ともに相続人であることを望み、そう命じ、決定する。そして彼らが、制度の法とファルキディア法にもとづいて、それぞれが言われた（へ・・・）帝国の金額に満足するように望んで、それに満足すべきことを命じる。

また同様にひとつ。遺言者ベッラカーラ夫人は、法令と理性と法律文書にもとづいて、ベッラカーラのその他のすべての財産と動産・不動産の相続者として、そのみずからの娘であるアツレーグラ夫人とオリッソニア (Orissonia) 夫人を指名する。すなわち、法令と理性と法律文書にもとづいて、嫁資の四分の一または二倍の法に関して、嫁資の四分の一または二倍の法に関して、「前のフレイヌの、ただの繰り返し」、また彼女に対してその亡き夫ジャコモによって認められた扶養に関して、あるいは、他の法に関して、あるいはその他の場合に関して、遺言者ベッラカーラは、亡き夫のジャコモの相続人やその息子たちやそのジャコモの相続人に対抗して、また他のいかなる親類に対抗して、その他のすべての財産と動産・不動産の相続者として、ベッラカーラのみずからの娘であるアツレーグラ夫人とオリッソニア夫人を指名する。本日以降、ベッラカーラによって以前になされたものが偶然発見されたとしても、これ以外の他のいかなる遺言書も、命令も、また、（へ・・・）であれ、遺言補足書であれ、いかなる裁定文も、すべて無効であ

り、いかなる効力をもちえないものとする。

五 孫の名前

孫の名前は以下の通りである。すなわち、遺言者の息子である故オットリーノ・モレーナの息子ジャコモ、また故マンフレデー・モレーナの三人の息子、フィリップーノ、ジョヴァンニ、ルーフォ、それに娘のベッラフローラである。

六 公証人の署名

(書き判) 私ことチェンタルド・ダ・スピーノ、すなわち、王の公証人であり役人は、この文書の作成に臨席した。そして求められて、私は、遺言書のこの文章を記録し、記述した。そして、それを記すようにという下記の公証人の命により、署名した。

(書き判) 私ことアルジシオ・スコトーネ、すなわち、王の公証人であり役人は、公証人チェンタルド・ダ・スピーノの命を受けてこの遺言書の文章を記述した。

(書き判) 私、パラティーノの公証人のバッシアーノ・フェッラートは、その内容にもとづいて原本の謄本を作成し、署名した。

一四世紀前半に書かれた遺言書

解説 第一二遺言書 一三三五年、ローデイ市民ステーフアノ・ヴォルトリーノ (Stefano Voltino) の遺言書について

この遺言書は、一三三五年に公証人の台帳に書き留められたものの、何かの事情でそのまま公証人の事務所のかなかに放置された。正式の遺言書に仕上げられずに、遺言書としての効力を得ていなかった。それが、遺言者の死後、孫娘の要請を受けて、別の公証人によって、正式の遺言書の作成に向けて動き出した。こうした場合は、ローデイの「正義のコンソレ（行政長官）」の認可が必要であったようで、その役職にあつたバツシアノ・サッコは、その認可の要請を求められた。そこでバツシアノ・サッコは、ローデイの公証人ジョヴァンニ・イセンバルドに、正式の遺言書を作成する権威を与えて、ようやく一三三九年五月になって作成されたものである。起草から十数年して発効した遺言書である。推測であるが、遺言者は一三四八年のペストで死亡したのだろう——そして、大疫病による社会的混乱が収まった後（つまり一三四九年）、親族（孫娘）から要請が出たのであろう。

第一二遺言書 一三三五年、ローデイ市民ステーフアノ・ヴォルトリーノの遺言書

一 遺言書の作成日・場所と証人

（書き判） 我らの主イエス・キリストの名においてアーメン。主の生誕から一三三五年、インディクティオの第三年、一月二六日、ローデイ市の次に示す遺言者の住居にて。

この遺言書のための証人として呼び集められた出席者が、托鉢修道士ウベルティーン・ヴェージョ、托鉢修道士バツシアーン・ダ・サンタ・キアラ、ジャコモミーノ・ドゥルアーノ、ランフランコ・バタリア、マシーノ・フォルテ、ジャコモミーノ・ダ・ランテリオ、ジョヴァンニ・ダ・ウルチヨである。第二公証人として同意して出席されたのが、ウミリアーティ修道会の修道士オルドラート・ファリナツチの方々である。

二 遺言書の作成の理由と作成能力の確認

死の時がいつ来るかは不確実であるにしても、賢明な人間の精神にとっては、死の時が来ることは確実なものである。しかしながらその身体が衰弱して来た時には、死の到来はいつそう懸念されねばならない。このことは、この世の財産の整理にとつても同様のことである。一家の主が遺言書を残さずに死去し、財産を未整理のままに残すことのないように、死の到来はいつそう懸念されねばならない。そこでこの理由からサン・レオナルド地区のローディ市民ステーフアノ・ヴォルトリーノ氏は、たとえその身は病にありながらも、健康な精神状態からこの遺言書によつてそのすべての財産と家を整理し配分することに心を注いだ。

三 貧民への慈善とその金の出所の指定——みずからの靈魂の救済のために——

まず始めに、自分の靈魂の救済のために遺贈法にもとづいて、貧民と困窮者と下記の者に一〇〇帝国リラが配給されるように、彼の賃借料が毎年支払われ配給されるものとする。賃借料は以下の通りである。

まず二二帝国ソルドである——この金は、賃借料としてヴォルトリーノにコダルナルドがフォルチェット・デイ・

コナイアーンの近くにある四ペルティカの土地によって毎年もたらす金である。

また二〇帝国ソルドである——この金は、賃借料としてアルベルト・ガツフリーにサリチェ・ピアンコにある四ペルティカの土地がもたらす金である。

また四二帝国ソルドである——この金は、賃借料としてジャコモ・ダ・バッジヨが、ピネータ・カルヴァにある八ペルティカの土地によつてもたらす金である。

また一〇ソルドである——この金は、ドツソ・デイ・ラッテイにある家によつてへ・・・がもたらす金である。

また一三帝国ソルドである——この金は、一軒の家によつてアノルネア・ザナボニーがもたらす金である。

また二〇ソルドである——この金は、ペロット・ブレンタトーレがサン・ジエミニアーンにある一軒の家によつてもたらす金である。

また二〇ソルドである——この金は、一軒の家によつてヴェロリーナがもたらす金である。

また五ソルドである——この金は、プリグアーンにある森林によつてヴィーニヤ地区のウミリアーティ修道会がもたらす金である。

また三〇帝国ソルドである——この金は、アツダ川を越えた地域にある六ペルティカの土地によつて賃借料としてステーフアノ・ペッシローヴァが毎年もたらす金である。

四 遺言による貧民への慈善の執行人の指名

これらの金つまり地代・家賃が与えられ、処理され、配給されるのは、カリテの修道士の修道院長から、またロー

デイのサン・クリストーフオ教会のウミリアーティ修道会の修道士オルドラートから、また、この遺言者の息子であるザニーノ、レオーネ、ベルトリノーからでなければならぬ。本遺言者は、この目的のために遺言執行人と遺贈受益者として、これらすべての者を挙げかつ指名する。

かくしてこの状態において、先の遺言者ステーファノ氏の甥または親類の誰かが困窮に陥ったならば、遺言者ステーファノ氏は、何よりもまずに彼または彼らに先の金をもって先の執行人に適当と思われる金が提供されることを望むものである。またステーファノ氏はさらに、先の金一〇〇リラが毎年配分されることを定める——すなわちカリテの修道士たちに一〇ソルド、先に述べたオルドラート修道士に一〇ソルド、孫娘である修道女イザベッラに一〇ソルドが配給されるものとする。

遺言者は上に規定したように一〇〇リラを配分・出費する。そして先の述べたすべての地代・家賃は、遺言者の息子である先に述べたザニーノ、レオーネ、ベルトリノーに委託され、彼らの間で均等に分割されるべきものとする。

五 宗教的遺贈——みずからの供養ミサのために——

同様にまたひとつ、遺言者は、遺贈法によってみずからの靈魂の救済のために、また、遺言者が近くに墓を選んだローデイのフランチェスコ会の修道院でミサを執り行うために、財産のなかから二〇帝国ソルドを遺贈し、また、説教者修道会〔ドミニコ修
道会のこと〕とサン・クリストーフオ地区のウミリアーティ修道会の修道院に一〇帝国ソルドを遺贈する。

同様にまたひとつ、遺言法によってサン・クリストーフオ教会のウベルティーノ修道士に五帝国ソルドを、故口

ツシーノ・スコッティの娘ジュリアーナに五ソルドを遺贈する。

六 息子の庶出の娘に家屋の遺贈

同様にまたひとつ、遺言法によつてこの遺言者の息子レオーネ・ヴォルトリーニの庶出の娘カテリーナに、カビアネッロの町にある一軒の家を、そこにある教区の二つの（・・・）と合わせて遺贈する。その家は、一方を通りに面し、他方をバッシアーノ・ブローデの相続人の地所に面し、そして残る二方を先の遺言者の所有地に面する家である。但し、カテリーナはこの家を売り渡すことや抵当に入れることはしてはならない。嫁資として持参することは許されるといふ条件で遺贈するものである。

七 妻への扶養費の保証とその条件

同様にまたひとつ、遺言者の妻であるマリアは、臥し所を守り、操を立てて生きていく限りにおいて、この遺言者の同じ家にそのまま住居を持ち、扶養費として毎年六リラを与えられるものと定める。また息子ベルトリーノはマリアに毎年一スタイオのワインを与える義務を負うものと定める。

また遺言者は、先の妻マリアが下記の金を得るものと定める。すなわち、ランテルモ・マガーノがサン・ロマーノ教会付近にある一軒の家の賃借料として毎年支払う金五八帝国ソルド、またマルティーン・デイ・ラベンツェがサン・ロレンツォ教会付近にある一軒の家の賃借料として毎年支払う金三五帝国ソルド、さらにリッチャがサン・ロマーノ教会付近にある一軒の家の賃借料として毎年支払う金二五帝国ソルド、スカラーノがカヴェナーゴ地区にある農地

の借地料として毎年支払う金二ないし三帝国ソルド——以上の金を妻マリアは得るものと定める。そして妻が死んだ場合、または妻が臥し所を守らず操を立てることを望まない場合においては、支払われる先の賃借料と不動産は、先に述べたザニーノ、レオーネ、ベルトリーノで均分に分けられる財産と定める。

八 妻への嫁資の返還

同様にまたひとつ、先に述べた遺言者の妻マリアは、遺言者が妻から受け取った嫁資の返還として、サン・ロレンツォ教会付近にある一軒の家を持つものとする。この家は、ジャンベッリーノ・グエツラが年四二ソルドで賃借しているものである。他の理由で、この家のために、またこの賃借料のために、また、先に述べた嫁資の返還のために、遺言者は先の妻の利益のために一通の書類を作成した。それは、私、下記の公証人によって書かれた書類である。

九 貸し金の回収とその処理

同様にまたひとつ、先の遺言者ステーフアノ氏は、ローデイのサンタ・キアラ修道院から一七帝国リラを受け取らなければならぬと述べた。この金のうち、五〇帝国ソルドはこの修道院に授け、さらに、孫娘の修道女イザベッラに別に五〇帝国ソルドを授けるものとする。また残りの一二リラは、遺言者の息子である先のザニーノ、レオ、ベルトリーノが公平に受け取るものと定める。

一〇 孫娘の嫁資は孫娘本人に遺贈

同様にまたひとつ、遺言者は、遺言者の孫娘のジョコンダこと、すなわち遺言者の息子である故ペリーノ・ヴォルトリーノの娘であり、かつ、ペリーノ・ダ・クレモーナの妻である女性が、結婚した時に嫁資として受け取ったものについて、その相続人に指名する。

さらに、遺言者は制度の法によって、また神の加護とファルキディアの名において一〇帝国ソルドをジョコンダに遺贈する。そして以下のことを命ずる。すなわちジョコンダは、このことに満足し、ステーファノのほかの財産を要望したり、要求したり、所有してはならないと命ずる。

一一 三人の孫娘への遺贈

また同様にひとつ、遺言者は以下に述べるようにその相続人として遺言者の孫娘、すなわち遺言者の息子のペリーノの娘であるマルゲリータ、フィオーリーナ、ペリーナを指名する。彼女らのすべてに彼の遺産の一部を遺贈し、彼女らが以下のすべての財産をもつことを望む。

すなわち、まず第一に、ローディ市のサン・レオナルドの地区にある一軒の家、そこには先の娘たちがその母とともに住んでいる。

また同様にひとつ、ローディのクレモーナ門の内側にある三ペルティカの区画の土地を遺贈する。

また同様にひとつ、二つの地所のなかのサルミニと呼ばれる場所にある四ペルティカの土地、さらにバイアルドと呼ばれる地区にある二ペルティカ半の土地、さらにバルコリ (Barcoli) と呼ばれる場所にある一二ペルティカのぶど

う畑を遺贈する。この一二ペルティカのうち一ペティカは、ジャコモ・アスタリオの賃借料として毎年三帝国リラをもたらすものである。

さらに、遺言者は、一二ソルドを遺贈する——この金は、毎年ペリーノ・ダ・ファラがバルトラにあるアヴィターテの四ペルティカの土地の賃借料として遺言者に支払う金である。

さらに、賃借料として毎年アツィーノ・ダ・レッコが、ピアチェンツァ通りのマツソという場所にある五ペルティカのために支払う二五帝国ソルドを遺贈する。さらに毎年マストロ・マルキシオ・ダ・ユツァーゴが、サンタントーニオ施療院の地所に近いコロネツラのクレモーナ門の囲い地にある七ペルティカのぶどう畑の賃借料として支払う七スタイオの麦を遺贈する。

さらに、毎年ジェラルド・ダ・パラツツォがロルモ (Tolmo) に近くにある五ペルティカのために支払う一八ソルドを遺贈する。さらに、毎年グラツツイオツロ・カニヤツツォがヴァツリチェツラにある一軒の家の賃借料として支払う一二帝国ソルドを遺贈する。さらに、アルベルト (Alberto) もしくはアルベリコ (Arberico) ・マスケラーニがカビアネツロの町にある地所とこの地所にある二軒の家の賃借料として、毎年支払う五〇帝国ソルドを遺贈する。

さらに、ジリオーラがカビアネツロにある一軒の家の賃借料として支払う一二帝国ソルドを遺贈する。

また同様にひとつ、ジョヴァンニ・デイ・コロニーヤが先に述べたカビアネツロの町の二軒の家の賃借料として毎年支払う二四帝国ソルドを遺贈する。

次に、先の娘たちとその母親がその名目で所有していた麻の織物全体、毛布、花嫁贈与品を遺贈する。さらに規定するに、先のマルゲリータ、フィオーリーナ、ペリーナは、遺言者の息子である先の故ペリーノの妻であり、彼女らの

母親であるアネクシア（Anexia）に対して、彼女らの嫁資である、先に述べた遺産について、また先に述べた遺産の部分について恩義を感じるべきものとする。また、決定するに、同じ遺言者の遺産の部分として彼女らに遺贈された、先に述べた財産（これは先の遺言者や次に指名された息子たちのほかの財産のことではない）は、彼女らの嫁資の担保として先のアネクシアに託されるものとする。

一二 見出された場合の財産の分割

遺言者が所有するすべてのほかの財産と権利や、いかなる所であっても見出されるかもしれない動産・不動産のために、遺言者は、包括相続人として遺言者の息子のザニーノ、レオーネ、ベルトリーノを指名し、争い等が生じることのないように、この息子たちの間でこの遺産を分割することを望むものである。

一三 公証人の署名

（書き判）私ことジョヴァンニ・イセンバルド、すなわちローデイ市の公認公証人は、遺言書のこの書類をベルトリーノ・ダ・ランテリーノの覚書にもとづいて作成した。そして私は、ローデイの「正義のコンソレ」〔行政長官〕であるバッシアーノ・サッコ氏の権威を通じて、この遺言書をローデイのドウオーモにおいて公式の書面の形で作成した。本年、我らが主イエス・キリストの年の一三四年、インディクティオの第二年、五月五日、ジャコモ・ダルダノーノ、ペリーノことコセジーノ・ダ・ミラーノは証人として呼び求められて出席した。

先のコンソレの文書に、その権威を介して公証人カブリーノ・カツォッラと先のコンソレ氏の書記によって作成さ

れ、カブリーノの署名によって先の書類と文書から引き出された公の署名を得ている。

これはコミーノ・ダ・ジェサツテの妻であり、故ペリーノ・ヴォルトリーノの娘であり、今は亡き遺言者ステーフ・アノ氏の孫娘であるフィオリーナ夫人の求めによるものである。この夫人は、先に述べたことが執行されることに関心を抱いている。私は以下に署名した。

一三四九年、インディクティオの第二年、五月五日。ローデイの正義のコンソレであるバッシアーノ・サッコは、今は亡きローデイの市民ステーフ・ヴォルトリーノによって作成され、ローデイの公証人である故ベルトリーノ・ダ・ランテリーノによって起草され、書き留められた遺言書を、公式の形式で作成する権威を、出席したローデイの公証人ジョヴァンニ・イセンバルドに対して与えた。

我らが主の一三三五年、インディクティオの第三年、一月二六日、木曜日。この遺言書は、先の故バルトリーノの事務所から一度も出ていないことがわかる。また、正式の形式で作成されたその遺言書は、コミーノ・ダ・ジェツサテの妻であり、故ステーフ・ヴォルトリーノの孫娘であるフィオリーナ夫人に与えられた。彼女は出席し、要求を出した。彼女は、先の遺言書を所有することに関心を示している。そして、先のフィオリーナへの要求に応じてジャコモ・ダルダノーノとペリーノ・ダ・ミラノは、このために呼び求められて出席された。

(書き判) 私ことカブリーノ・カツソーラ、すなわちローデイならびに先のコンソレ氏の公認公証人は、コンソレ氏に出された文書の台帳からこの文章を作成し、署名した。

注

- (1) Enrico Bensa (ed.), “Il testamento di Marco Datini”, *Archivio Storico Pratese: periodico trimestrale* (aprile 1925), pp. 74-78. プラートの遺言書の特徴であろうか、他の都市の遺言書と異なつて、遺言書の冒頭で示される遺言書の作成日は、遺言書の末尾に記載されている。
- (2) 一五年周期の紀年法「一五年紀」(indictio)。¹⁾三二三年コンスタンティヌス帝より暦法として採用されたもの。ディオクレテイヤヌス帝に始まる一五年毎の課税に由来。
- (3) この遺言書(羊皮紙)の大きさは、一六五×二二七ミリメートル。Archivio vescovile di Lodi, armadio VII, Cartella III, Documento nr.154.
- (4) A. M. Spiazzi (ed.), *Giusto de Menabuoi nel battistero di Padova*, Trieste, 1989.
- (5) “Testamento di Fina da Carrara, 1378”, *Archivio di Stato, Padova*, Archivio notarile, reg.35, fols.95-98 v.; B. G. Kohl, “Giusto de Menabuoi e il mecenatismo aristico in Padova.” in *Giusto de Menabuoi nel battistero di Padova*, A. M. Spiazzi (ed.) Trieste, 1990, pp.24-26.
- (6) この遺言書(羊皮紙)の大きさは一七〇×四六四ミリメートル。Archivio Vescovile di Lodi, armadio VIII, Cartella IV, Documento nr.291.
本史料集第二章「四」。
- (7) 「同様に遺言者は以下のように命じ遺贈する」という内容の文が反復されている。これは公証人によつて意図的に(リズム、格調、それとも単に文字を埋めるためであろうか)なされている。しかもこの後で続いてもう二度反復される(ほぼ同じ内容が計四回繰り返されている)。
- (8) この遺言書(羊皮紙)の大きさは、三三〇×三一〇ミリメートル。Archivio Vescovile di Lodi, armadio VIII, Cartella I, Documento nr.64.
- (9) この遺言書(羊皮紙)の大きさは一七〇×四六四ミリメートル。Archivio Vescovile di Lodi, armadio I, Cartella I, Documento nr.17.
- (10) この遺言書(羊皮紙)の大きさは七五〇×五六〇ミリメートル。Archivio Vescovile di Lodi, armadio VIII, Cartella I, Documento

- nr.24.
- (12) 織物の量を表す単位。
- (13) 「八 高利と不当利得の返還」の文面から償還額が五〇帝国リラとわかる。
- (14) この遺言書（羊皮紙）の大きさは七三二×三三四〇ミリメートル。S. Epstein, *Wills and Wealth in Medieval Genoa, 1150-1250*, Cambridge, Massachusetts, and London, 1984, pp.235-238.
- (15) Archivio Vescovile di Lodi, armadio VIII, Cartella I, Documento nr.36.

(完)

Item statuit, voluit et ordinavit quod predicte Malgarina, Florina et Perina teneantur solvere de dicta et pro dicta sua parte hereditatis earum dotem domine Anexie matris earum, uxoris dicti Perini filii sui quondam et quod bona predicta eis relicta pro sua parte hereditatis ipsius testatoris sint dicte domine pro dote sua pignori obligata et non aliqua alia bona dicti testatoris nec suorum infrascriptorum filiorum. In omnibus autem aliis bonis et iuribus suis mobilibus et immobilibus ubicunque sint et esse reperiantur Zaninum, Leonem et Bertolinum filios suos sibi heredes universalles instituit et volendo dividere dictam hereditatem inter dictos filios suos ne contencio inter eos oriatur voluit et ordinavit et cetera.

(S. T.) Ego Iohaninus Ysembardus notarius pallatinus civitatis Laude hanc cartam testamenti in hac parte de scedis seu abreviaturis Bertollini de Lanterio notarii quondam civitatis Laude extraxi et in publicam formam redegi parabulla et licentia mihi data et concessa per dominum Bassianum Sachum, consullem iusticie Laude in ecelesia mayori Laude. Anno domini nostri Iesu Christi corrente MCCCXLVIII, indicione secunda, die quinto mensis madii, presentibus domino Iacobo Dardanono et Perino dicto Cosegino Mediolanensse testibus rogatis: de cuius licencia constat scriptura publica scripta in acti dicti domini consullis per Cabrinum Caxollam notarium ac scribam dicti domini consullis et extractam ex dicto libra sive actis per infrascriptum Cabrinum. Et hoe ad petitionis domine Florine uxoris Comini de Gessate et filie quondam dicti Perini Voltonini filii quondam dicti domini Stefani quondam et ablatice quondam dicti domini Stefani testatoris, cui domine interest petere predicta fieri et me subscripsi.

MCCCXLVIII indicione secunda, die quinto madii, dominus Basianus Sachus, consul iustities laude, dedit ed concessit, dat et concedit parabolam et licenciam Iohanino Isinbardo, notario publico civitatis Laude, ibi presente, trahendi et in publicam formam reducendi quoddam testamentum conditum per quondam dominum Stephanum Voltolinum civem Laude, rogatum et traditum et imbreviatum per quondam Bertolium de Lanterio, notarium civitatis Laude, anno domini nostri MCCCXXXV, indicione tertia, die iovis vigesimo sexto mensis ianuarii, quod testamentum numquam videbatur extractum fuisse de sedis dicti Bertolini quondam et eum testamenti sic extractum in publicam formam dandi domine Florine uxori Comini de Gexate et ablatice quondam domini Stephani voltolini ibi presenti et petenti cuia interest dictum testamentum habere et hoc ad petitionem dicte Florine presente domino Iacobo Dardanono et Perino Mediolanensi testibus rogatis et vocatis ad hec.

(S. T.) Ego Cabrinus Caxola, notaio palatino civitatis Laude et dicti domini consullis, predictam parabolam ex libro actorum scriptorum coram ipso domino consulle extraxi et me subscripsi.

pro solutione dicte dotis iam alias fecit cartam in ipsam dominam, que carta facta fuit per me notarium infrascriptum et cetera.

Item dixit dictus dominus Stefanus quod habere debet a monasterio Sancte Clare Laudensis libras decem septem imperialium de quibus denariis iudicavit dicto monasterio solidos quinquaginta imperialium et sorori Ysabelle ablatice sue solidos quinquaginta imperialium et alias libras duodecim habere debeant predicti Zaninus, Leo et Bertallinus eius fillii equalibus porcionibus.

Item Iocondam ablaticham suam, filiam Perini filii sui quondam et uxorem Perini Cremonensis, sibi heredem instituit in eo quod sibi vel pro ea dedit dotis nomine quando nupsit.

Et insuper relinquit eidem iure institutionis et nomine benedicionis et falcidie solidos decem imperialium iubens eam de hiis esse contentam ita quod nichil ultra petere, exigere nec habere possit de suis bonis.

Item Malgarinam, Fioretam et Perina ablaticas suas, filias dicti Perini filii sui quondam, sibi heredes instituit ut infra : et eis relinquit pro sua parte hereditatis sue et vult quod habere debeant de suis bonis omnia infrascripta ; silicet primo domum unam iacentem in civitate Laude in vicinia Sancti Leonardi, in qua dicte puelle cum matre earum habitant. Item perticas tres terre iacentis in clausis Laude porte Cremonensis ubi dicitur Cabianello. Item perticas quatuor terre iacentis ubi dicitur in Sarmini in duabus peciis. Item perticas duas et medium terre iacentis ubi dicitur ad Bayardum. Item perticas duodecim terre vineate iacentis ubi dicitur in barcoli, ex quibus perticis duodecim perticha una reddit fictum omni anno Iacobo Astario solidos tres imperialium cum onere solvendi dictum fictum dicto Iacobo. Item solidos duodecim imperialium fictum omni anno quos ei facit Perini de Fare pro perticis quatuor terre avithate iacentis in Bartola. Item solidos viginti imperialium ficta omni anno quos facit Azinus de Lecho pro perticis quinque terre iacentis ubi dicitur ad massum super strata placentina. Item staria septem furmenti fictum omni anno quod dat magister Marchixius de Inzago pro perticis sex terre vineate iacentis in clausis porte Cremonensis ad collonella prope terram hospitallis sancti Antonii. Item solidos decem octo imperialium fictum omni anno quos sibi facit Garardus de Pallacio pro perticis quinque terre iacentis ad ulmum. Item solidos duodecim imperialium, fictum omni anno quos facit Graciollus Cagnacius pro domo una iacente in Valexella. Item solidos quinquaginta imperialium fictum omni anno quos facit Albertus seu Aldericus Mascharonus pro area una iacente in burgo de Cabianello et pro duabus domibus, que sunt ibi in dicta area. Item solidos duodecim imperialium fictum omni anno quos fecit Ziliolla pro domo una iacente in dicto burgo de Cabianello. Item solidos viginti quatuor imperialium fictum omni anno quos facit Iohannes de Collogna pro duabus domibus in dicto burgo de Cabianello. Item totum drapum lini, coltras et preparamenta spansaliciarum, quas et que dicte puelle vel mater earum nomine earum habent.

dicti domini Stephani perveniret seu pervenirent ad inopiam pro primo vult quod provideat eidem seu eisdem de dictis denariis prout dictis fideicomissarios aparebit.

Et vult etiam et ordinat quod de dictis denariis habere debeant omni anno quousque dicte libre centum fuerint distribute : silicet fratres de la Caritate solidos decem imperialium, et dictus frater Oldratus solidos decem, et soror Ysabella ablatica sua solidos decem imperialium. Et dictis libris centum distributis et solutis ut supra, vult et ordinat quod dicta omnia ficta et proprietates pro quibus dicta ficta prestantur pervenire debeant in predictos Zaninum, Leonem et Bertollinum filios suos et ipsorum sint equaliter.

Item iure legati relinquid pro remedio anime sue et pro missis cantandis conventui fratrum minorum de Laude iuxta quos eligit sepulturam solidos viginti imperialium de suis bonis et conventui fratrum predicatorum et humiliatorum Sancti Christofori solidos decem imperialium pro quolibet. Et presbitero ecclesie Sancti Leonardi solidos quinque et cuilibet hospitalli civitatis et burgorum Laude denarios duodecim imperialium.

Item iure legati relinquid fratri Ubertino de Sancto Christoforo solidos quinque imperialium et solidas quinque imperialium Iuliane filie Rossini Scote quondam.

Item iure legati relinquid Chatelline filie naturalis Leonis Voltolini, filii dicti testatoris domun unam iacentem in burgo de Cabianello cum duabus zitatis de curia que ibi est, coherente ab una parte via, ab alia heredes Baxiani Brode quondam, ab aliis partibus dicti testatoris talli condicione quod non possit vendere nec pignurare dictam domum sed dare possit eam pro se nubere.

Item statuit, voluit et ordinavit quod domina Maria uxor eius habeat et habere debeat quam diu vixerit et lectum suum caste custodierit habitaculum in domo ipsius testatoris in quo habitat, et libras sex imperialium omni anno pro suis alimentis et starium unum vini, quod vinus Bertollinus filius eius sibi dare teneatur anuatim. Et quod dicta domina Maria habeat dictos denarios silicet solidos quinquaginta octo imperialium, quos denarios facit ei fictum omni anno Lantelmus Maganus pro domo una iacente in vicinia Sancti Romani. Et solidos triginta quinque imperialium quos facit ei fictum Martinus de Labenza pro domo una iacente in vicinia Sancti Laurencii. Et solidos viginti quinque imperialium quos facit fictum omni anno Ricia pro domo una iacente in vicinia Sancti Romani. Et solidos duos seu tres imperialium quos facit fictum omni anno Scharanus pro sedimine uno iacente in loco de Cavenago. Et post decessum dicte domine vel si nollet custodire lectum suum, quod dicta ficta et proprietates pro quibus prestantur perveniant et pervenire et esse debeant in predictos Zaninum, Leonem et Bertollinum filios suos equalibus porcionibus.

Item statuit, voluit et ordinavit quod dicta domina Maria eius uxor, pro solutione vel restitutione dotis eius quam recepit ab ea, habere debeat et habeat de bonis suis domum unam iacentem in vicinia Sancti Laurencii, quam tenet ad fictum Zambellinus Guera pro solidos quadraginta duobus omni anno, de qua domo seu ficto

「1335年、ローディ市民ステーファノ・ヴォルトリーノの遺言書」のテキスト

(S. T.) In nomine domini nostri Iesu Christi amen.

Anno nativitate eiusdem millesimo trecentesimo trigessimio quinto, indicione tertia, die Iovis vigesimo sexto mensis Iannuarii, in civitate Laude, in domo habitationis infrascripti testatoris.

Presentibus fratre Ubertino Vegio et fratre Bassiano de Sancta Clara, Comino Dulciano, Bertollino de Lamonica, Lanfrancho Batalia, Masiето Forte, Comino de Lanterio et Iohanne de Urcio ad hoc vocatis testibus et rogatis. Et pesente et consenciente pro secundo notario fratre Oldrato Farinacio de ordine humiliatorum de Laude notario.

Quamvis incerta et dubia sit mortis hora, prudentis tamen animo non suspecta semper debeat existere ac tamen corporis iminente languore ipsius magis formidatur eventus et ideo dispositioni substancie temporalis, ne contingat patrem familias intestatum decedere et bone relinquere inordinata, tunc est precipue insistendum quocirca dominus Stephanus Voltolinus, civis Laude vicinie Sancti Leonardi licet egro corpore mentis tamen sue compos et sobrius, suorum omnium bonorum et rerum dispositionem per presentem nuncupativum testamentum sine scriptis in hunc modum facere procuravit et fecit. Primo quidem pro anime sue remedio et salute iure legati relinquib pauperibus et miserabilibus personis ac infrascriptis specificatis personis libras centum imperialium solvendas et distribuendas de infrascriptis suis fictis omni anno donec integre dicte libre centum imperialium fuerint distribute. Que ficta sunt hoc silicet solidos XXII imperialium quos facit ei fictum omni anno Codarnaldus pro perticis IIII terre iacentis ad Forcellum de Cornayano. Et solidos XX imperialium quos facit fictum Albertus Gaforus pro perticis IIII terre iacentis ad salicem album. Et solidos XLII imperialium quos facit Iacobus de Bagia pro perticis VIII terre iacentis ad ponetam calvi. Et solidos VIII et medium imperialium quos facit fictum quos facit Baxianus Vezolus pro perticis duabus terre iacentis ad dossum de sachis. Et solidos decem imperialium quos facit fictum [] pro domo una iacente ad dossum de ratis. Et solidos XIII imperialium quos facit Andreas Zanebonus pro domo una. Et solidos XX imperialium quos facit Perottus Brentator pro domo una iacente ad Sanctum Geminianum. Et solidos XX quos facit Verdina pro domo una. Et solidos quinque quos faciunt humiliate de Vigna pro roncho uno iacente in Pulignano. Et solidos XXX imperialium fictum omni anno quos facit Stefanus Pexalovus pro perticis VI terre iacentis ultra Aduam, qui denarii seu que ficta debeant dari, disponi et distribui per priorem fratrum de la Caritate et per fratrem Oldratum ordinis humiliatorum Sancti Christofori Laudensis, et per Zaninum, Leonem et Bertolinum, fillios ipsius testatoris. Quos omnes dispositores et fideicommissarios elligit et statuit ad hoc.

Ita et talli condicione (quos) si aliquis vel aliqui de ablativis vel de parentibus